

令和元年度

税務統計

尼崎市資産統括局税務管理部

I	市 税 及 び 計	市 一 般 会 計
II	市 民 税	
III	固 定 資 産 税 税	都 市 計 画 税
IV	軽 自 動 車 税	
V	市 た ば こ 税	
VI	特別土地保有税	
VII	入 湯 税	
VIII	事 業 所 税	
IX	滞 納 処 分	
X	口 座 振 替	
XI	税 外 収 入	
XII	徴 収 経 費	
XIII	税 務 機 構	
XIV	参 考	

目 次

I	市税及び一般会計	1
	(1) 人口・世帯数等に関する調	2
	(2) 市税負担額等に関する調	2
	(3) 一般会計歳入・歳出決算額累年比較	4
	[図表1] 平成30年度一般会計歳入歳出決算額（構成割合）	6
	[図表2] 平成30年度市税決算額の税目別構成比	7
	[図表3] 令和元年度市税当初予算額の税目別構成比	7
	(4) 平成30年度市税税目別決算状況	8
	(5) 平成30年度市税決算の概要	11
	(6) 当初及び最終予算額累年比較	16
	(7) 市税予算額・決算額の推移	18
	[図表4] 市税決算額の推移	19
	(8) 市税決算状況の推移	20
	(9) 市税決算額税目別構成比及び前年度比較	22
	[図表5] 市税収入率の推移	24
II	市民税	25
1	個人	28
	(1) 納税義務者数の推移	28
	(2) 所得控除額等の推移	30
	(3) 所得控除等を行った納税義務者数の推移	36
	(4) 所得区分別納税義務者の推移（所得割）	36
	(5) 所得区分別所得金額の推移（所得割）	36
	(6) 所得区分別税額の推移（所得割）	36
	(7) 扶養親族等の人員別納税義務者数	38
	(8) 扶養控除人員	40
	(9) 給与所得の収入金額等の推移	41
	(10) 青色申告者及び事業専従者の推移	41
	(11) 個人市民税課税標準額別納税義務者数及び所得割額	42
	(12) 給与所得控除額及び公的年金等控除額	43
2	法人	44
	(1) 法人税割産業分類別調定額の推移	44
	(2) 法人税割月別調定額の推移	46
	(3) 資本金段階別法人数の推移	46
3	県民税払込案分率	48

III	固定資産税・都市計画税	49
1	固定資産税	51
	(1) 納税義務者数の推移	52
	(2) 地目別総地積の推移	52
	(3) 地目別総筆数の推移	52
	(4) 地目別決定価格の推移	52
	(5) 地目別課税標準額の推移	54
	(6) 地目別平均価格の推移 (㎡単位当たり価格)	54
	(7) 家屋に係る棟数・床面積・決定価格等の推移	54
	(8) 木造家屋の種類別㎡当たり価格の推移	54
	(9) 非木造家屋の種類構造別㎡当たり価格の推移	56
	(10) 償却資産に係る決定価格の推移	56
	(11) 償却資産に係る課税標準額の推移	56
2	国有資産等所在市町村交付金に関する調	56
3	都市計画税	58
	(1) 納税義務者数の推移	58
	(2) 課税標準額等の推移	58
IV	軽自動車税	59
	(1) 課税台数の推移	62
	(2) 調定額の推移	62
V	市たばこ税	65
	(1) 年度別調定状況	66
	(2) 年度別月別調定状況	67
VI	特別土地保有税	69
	(1) 納税義務者数の推移	71
	(2) 地積の推移	71
	(3) 調定額の推移	71
	(4) 特別土地保有税の推移	72
VII	入湯税	73
	年度別調定状況	74
VIII	事業所税	75
	調定額等に関する調	78
IX	滞納処分	81
	(1) 滞納処分の停止額税目別明細	82
	(2) 不納欠損額税目別明細	82
	(3) 財産差押状況の推移	82
X	口座振替	85
	口座振替加入率等の推移	86

XI	税外収入（税務関係分）	87
	（1） 税外収入決算状況の推移（税務関係分）	88
	（2） 自動車重量譲与税に関する調	90
	（3） 特別とん譲与税に関する調	90
	（4） 地方揮発油譲与税に関する調	90
	（5） 地方道路譲与税に関する調	90
	（6） 利子割交付金に関する調	90
	（7） 配当割交付金に関する調	90
	（8） 株式等譲渡所得割交付金に関する調	90
	（9） 地方消費税交付金に関する調	91
	（10） 自動車取得税交付金に関する調	91
	（11） 地方特例交付金に関する調	91
	（12） 交通安全対策特別交付金に関する調	91
	（13） 県税徴収交付金に関する調	91
	（14） 税務関係証明書の発行等に関する調	92
XII	徴収経費	93
	徴収経費決算状況の推移	94
XIII	税務機構	97
	（1） 税務機構の変遷	98
	（2） 現在の税務機構及び事務分掌	109
	（3） 税務管理部職員の課・係別人員内訳の推移	110
XIV	参 考	111
	（1） 全国市町村税の税目別収入額推移	112
	（2） 全国と尼崎市の市税収入率比較（決算）	116
	（3） 租税体系	117
	（4） 地方税制の変遷（市町村税関係）	118
	（5） 住民税及び所得税の諸控除一覧	120
	ア 所得控除	120
	イ 税額控除	122
	（6） 市税税率の変遷	124
	（7） 尼崎市の税制	126
	（8） 譲与税・交付金要領	128
	（9） 前納報奨金交付状況の推移	136

I 市 税 及 び 計
一 般 会 計



I 市税及び一般会計

(1) 人口・世帯数等に関する調

区 分	人 口	世 帯 数	面 積	一世帯当たり 人 口	一平方キロ
					人 口
平成22年度	461,820人	208,635世帯	49.97km ²	2.21人	9,242人
23	451,935人	209,409世帯	49.97km ²	2.16人	9,044人
24	450,182人	210,222世帯	49.97km ²	2.14人	9,009人
25	449,236人	211,080世帯	50.27km ²	2.13人	8,936人
26	447,597人	211,786世帯	50.27km ²	2.11人	8,904人
27	446,125人	212,765世帯	50.27km ²	2.10人	8,875人
28	451,915人	211,178世帯	50.72km ²	2.14人	8,910人
29	450,765人	212,950世帯	50.72km ²	2.12人	8,887人
30	450,721人	214,858世帯	50.72km ²	2.10人	8,886人
令和元年度	451,179人	217,387世帯	50.72km ²	2.08人	8,895人

(注) 人口・世帯数：各年の4月1日現在の推計人口による。

(2) 市税負担額等に関する調

区 分	一 般 会 計 歳 入 総 額 (ア)	市 税 歳 入	一般会計に 占める割合 (イ)/(ア)	人口一人当たり 市税負担額	一世帯当たり 市税負担額
		総 額 (イ)			
平成21年度	192,592,091千円	77,845,020千円	40.4%	168,630円	377,136円
22	193,003,730千円	78,566,138千円	40.7%	170,123円	376,572円
23	193,367,051千円	78,469,229千円	40.6%	173,629円	374,718円
24	189,300,007千円	77,454,095千円	40.9%	172,051円	368,440円
25	190,688,358千円	76,679,351千円	40.2%	170,688円	363,272円
26	198,189,615千円	77,892,183千円	39.3%	174,023円	367,787円
27	206,535,275千円	77,459,503千円	37.5%	173,627円	364,061円
28	205,175,362千円	77,659,392千円	37.9%	171,845円	367,744円
29	200,813,369千円	78,767,750千円	39.2%	174,742円	369,888円
30	205,885,923千円	79,238,902千円	38.5%	175,805円	368,797円

メートル当たり 世帯数	税務職員数	税務職員一人当たり		
		人口	世帯数	面積
4,175世帯	112人	4,123人	1,863世帯	0.4462km ²
4,191世帯	110人	4,109人	1,904世帯	0.4543km ²
4,207世帯	110人	4,093人	1,911世帯	0.4543km ²
4,199世帯	108人	4,160人	1,954世帯	0.4655km ²
4,213世帯	111人	4,032人	1,908世帯	0.4529km ²
4,232世帯	117人	3,813人	1,819世帯	0.4297km ²
4,164世帯	115人	3,930人	1,836世帯	0.4410km ²
4,199世帯	118人	3,820人	1,805世帯	0.4298km ²
4,236世帯	121人	3,725人	1,776世帯	0.4192km ²
4,286世帯	125人	3,609人	1,739世帯	0.4058km ²

基準財政 収入額(ウ)	基準財政 需要額(エ)	前年比			
		(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
62,901,582千円	72,968,174千円	92.4%	94.2%	96.9%	101.9%
58,789,858千円	71,867,530千円	100.2%	100.9%	93.5%	98.5%
59,355,969千円	72,545,249千円	100.2%	99.9%	101.0%	100.9%
59,989,405千円	72,081,117千円	97.9%	98.7%	101.1%	99.4%
58,317,020千円	71,377,177千円	100.7%	99.0%	97.2%	99.0%
57,683,451千円	71,388,093千円	103.9%	101.6%	98.9%	100.0%
60,152,079千円	72,969,597千円	104.2%	99.4%	104.3%	102.2%
60,155,905千円	73,395,909千円	99.3%	100.3%	100.0%	100.6%
62,174,711千円	73,872,070千円	97.9%	101.4%	103.4%	100.6%
62,928,021千円	75,354,939千円	102.5%	100.6%	101.2%	102.0%

(3) 一般会計歳入・歳出決算額累年比較

区 分	平成 26 年 度		平成 27 年 度	
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
歳 入 総 額	198,189,615	100.0%	206,535,275	100.0%
市 税	77,892,183	39.3%	77,459,503	37.5%
地 方 譲 与 税	745,878	0.4%	779,509	0.4%
利 子 割 交 付 金	173,956	0.1%	152,778	0.1%
配 当 割 交 付 金	641,660	0.3%	491,532	0.2%
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	348,872	0.2%	483,549	0.2%
地 方 消 費 税 交 付 金	5,100,724	2.6%	8,253,758	4.0%
自 動 車 取 得 税 交 付 金	130,277	0.1%	214,038	0.1%
地 方 特 例 交 付 金	329,653	0.1%	322,442	0.2%
地 方 交 付 税	14,219,721	7.2%	13,308,657	6.4%
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	65,951	0.0%	72,602	0.1%
分 担 金 及 び 負 担 金	1,974,849	1.0%	1,524,829	0.7%
使 用 料 及 び 手 数 料	6,190,774	3.1%	6,698,736	3.2%
国 庫 支 出 金	44,713,393	22.6%	47,828,551	23.2%
県 支 出 金	9,620,663	4.8%	11,224,091	5.4%
財 産 収 入	604,799	0.3%	1,415,026	0.7%
寄 付 金	83,789	0.1%	102,972	0.1%
繰 入 金	2,448,531	1.2%	892,365	0.4%
繰 越 金	712,499	0.4%	460,253	0.2%
諸 収 入	7,774,664	3.9%	7,195,668	3.5%
市 債	24,416,779	12.3%	27,654,416	13.4%

歳 出 総 額	197,729,362	100.0%	206,026,652	100.0%
議 会 費	846,419	0.4%	884,926	0.4%
総 務 費	11,489,994	5.8%	13,076,446	6.3%
民 生 費	92,961,151	47.0%	95,690,669	46.4%
衛 生 費	13,823,550	7.0%	13,731,291	6.7%
労 働 費	149,309	0.1%	174,576	0.1%
農 林 水 産 業 費	116,412	0.1%	108,878	0.1%
商 工 費	2,287,279	1.2%	2,318,226	1.1%
土 木 費	19,528,760	9.9%	19,099,068	9.3%
消 防 費	5,523,182	2.8%	4,540,236	2.2%
教 育 費	22,826,635	11.5%	27,026,332	13.1%
災 害 復 旧 費	42,881	0.0%	13,003	0.1%
公 債 費	26,883,282	13.6%	27,658,466	13.4%
諸 支 出 金	1,250,508	0.6%	1,704,535	0.8%

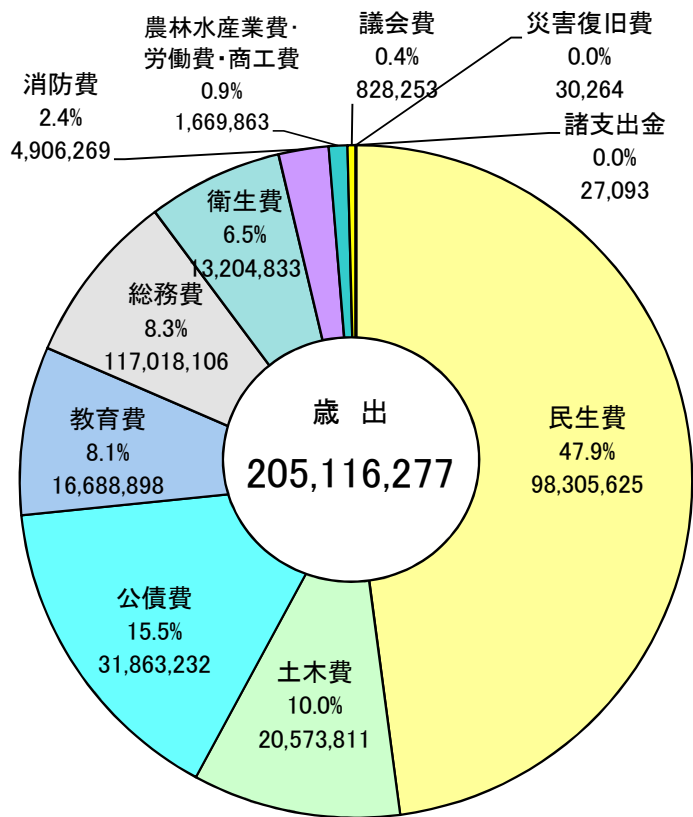
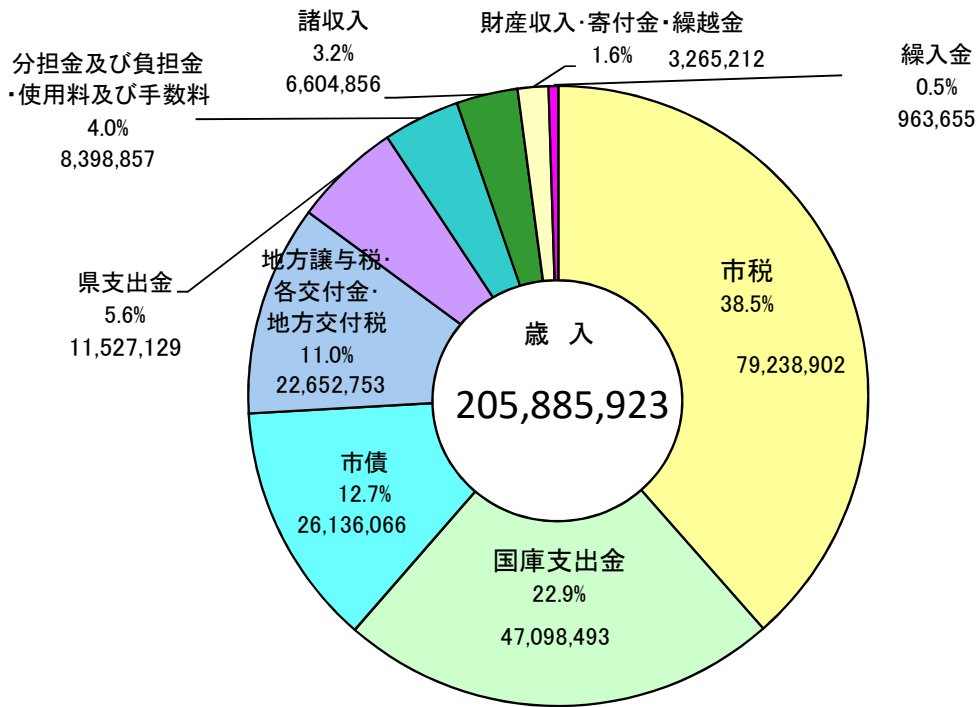
(単位：千円)

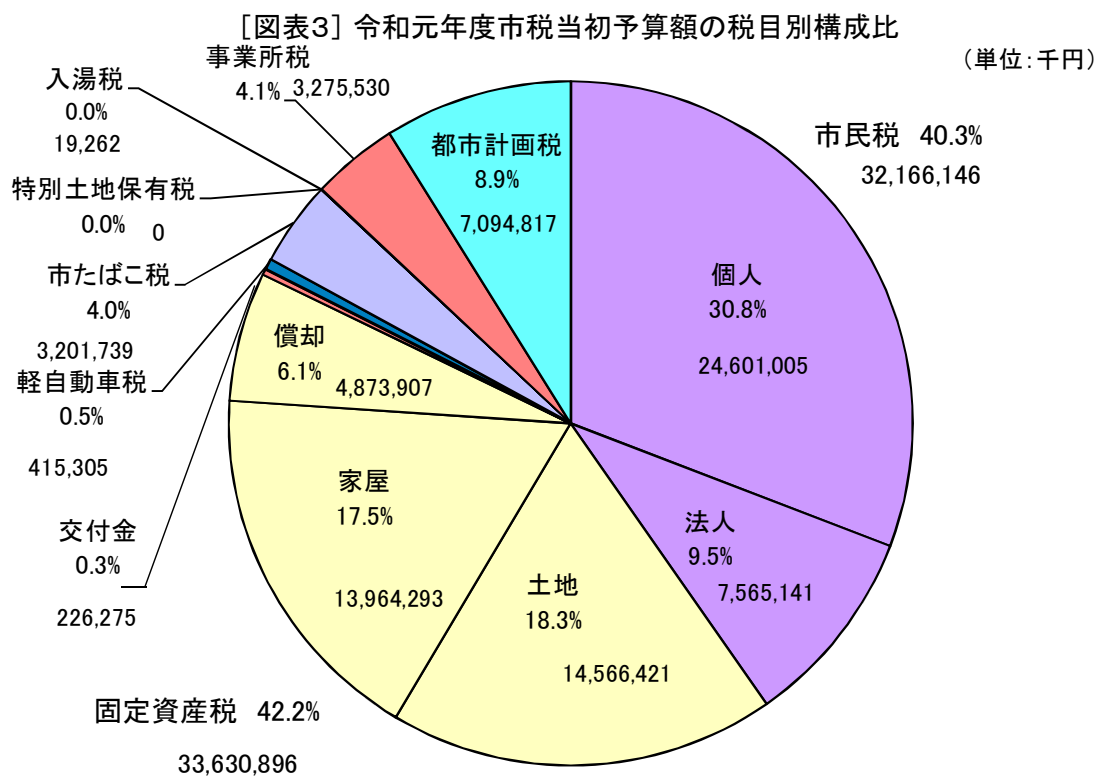
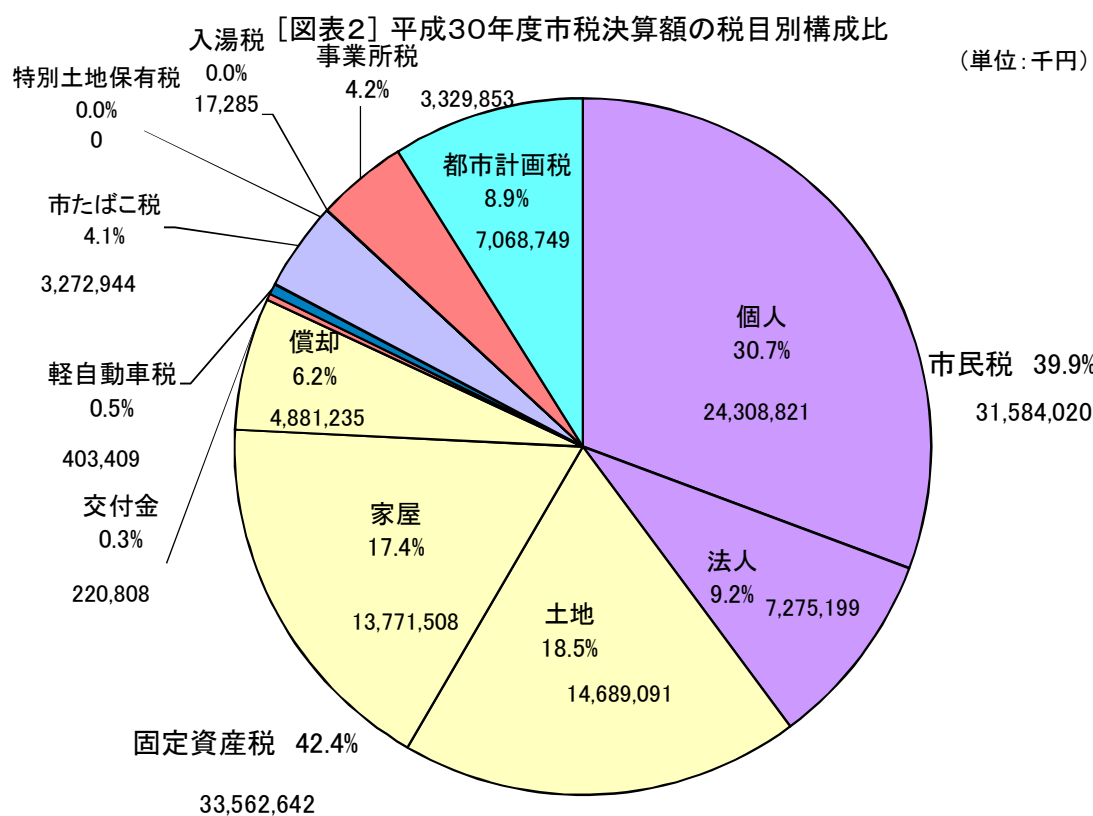
平成 28 年 度		平成 29 年 度		平成 30 年 度	
決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
205,175,362	100.0%	200,813,369	100.0%	205,885,923	100.0%
77,659,392	37.8%	78,767,750	39.2%	79,238,902	38.5%
770,842	0.4%	768,808	0.4%	775,527	0.4%
87,089	0.0%	131,754	0.1%	132,149	0.1%
347,475	0.2%	474,105	0.2%	395,966	0.2%
218,128	0.1%	478,887	0.2%	313,846	0.1%
7,414,112	3.6%	7,666,290	3.8%	8,055,974	3.9%
220,282	0.1%	280,200	0.1%	341,742	0.2%
311,791	0.2%	321,208	0.2%	384,750	0.2%
13,679,248	6.7%	11,395,874	5.7%	12,190,178	5.9%
70,041	0.0%	66,272	0.0%	62,621	0.0%
1,565,513	0.8%	1,600,952	0.8%	1,509,019	0.7%
6,798,394	3.3%	6,744,570	3.4%	6,889,838	3.3%
47,039,233	22.9%	47,557,139	23.7%	47,098,493	22.9%
11,532,163	5.6%	12,164,330	6.1%	11,527,129	5.6%
3,334,097	1.6%	3,013,320	1.5%	2,645,787	1.3%
109,432	0.1%	233,027	0.1%	214,541	0.1%
1,780,418	0.9%	1,528,252	0.8%	963,655	0.5%
508,623	0.2%	646,152	0.3%	404,884	0.2%
8,124,035	4.0%	6,450,256	3.2%	6,604,856	3.2%
23,605,054	11.5%	20,524,223	10.2%	26,136,066	12.7%

204,529,210	100.0%	200,419,083	100.0%	205,116,277	100.0%
795,328	0.4%	782,600	0.4%	828,253	0.4%
17,984,442	8.8%	15,986,266	8.0%	17,018,106	8.3%
97,925,209	47.9%	100,745,850	50.3%	98,305,625	47.9%
14,068,582	6.9%	13,480,196	6.7%	13,204,833	6.5%
151,168	0.1%	152,051	0.1%	164,175	0.1%
106,502	0.0%	122,017	0.0%	116,341	0.1%
1,625,463	0.8%	1,392,240	0.7%	1,389,347	0.7%
22,317,103	10.9%	18,728,797	9.3%	20,573,811	10.0%
4,714,358	2.3%	4,748,433	2.4%	4,906,269	2.4%
19,074,899	9.3%	18,297,477	9.1%	16,688,898	8.1%
0	0.0%	0	0.0%	30,264	0.0%
25,729,069	12.6%	25,955,945	13.0%	31,863,262	15.5%
37,087	0.0%	27,211	0.0%	27,093	0.0%

[図表1]平成30年度 一般会計歳入歳出決算額(構成割合)

(単位:千円)





(4) 平成30年度 市税税目別決算状況 No.1

(単位: 円)

	最終予算額 O	調定額 A	決算額 B = C + D	純収入済額 C	調定外過誤納金 D	不納欠損額 E	実質収入未済額 F = A - C - E	収入率		対 予 算	
								B / A	前年度	B - O	B / O
市 税 合 計	79,269,031,000	82,361,913,847	79,238,901,748	79,228,592,814	10,308,934	284,580,679	2,848,740,354	96.2%	95.5%	△ 30,129,252	100.0%
現年課税分	78,280,985,000	78,935,985,506	78,096,529,265	78,086,563,271	9,965,994	0	849,422,235	98.9%	98.8%	△ 184,455,735	99.8%
現年度分	77,957,563,000	78,467,959,677	77,667,943,298	77,657,998,504	9,944,794	0	809,961,173	99.0%	98.8%	△ 289,619,702	99.6%
過年度分	323,422,000	468,025,829	428,585,967	428,564,767	21,200	0	39,461,062	91.6%	91.0%	105,163,967	132.5%
滞納繰越分	988,046,000	3,425,928,341	1,142,372,483	1,142,029,543	342,940	284,580,679	1,999,318,119	33.3%	29.4%	154,326,483	115.6%
1 市民税	31,848,245,000	33,339,167,444	31,584,019,725	31,575,423,725	8,596,000	136,659,338	1,627,084,381	94.7%	94.1%	△ 264,225,275	99.2%
現年課税分	31,322,712,000	31,535,812,214	31,052,021,064	31,043,440,064	8,581,000	0	492,372,150	98.5%	98.3%	△ 270,690,936	99.1%
現年度分	31,038,517,000	31,158,516,285	30,704,085,557	30,695,525,757	8,559,800	0	462,990,528	98.5%	98.4%	△ 334,431,443	98.9%
過年度分	284,195,000	377,295,929	347,935,507	347,914,307	21,200	0	29,381,622	92.2%	91.4%	63,740,507	122.4%
滞納繰越分	525,533,000	1,803,355,230	531,998,661	531,983,661	15,000	136,659,338	1,134,712,231	29.5%	28.0%	6,465,661	101.2%
(1) 個人市民税	24,261,552,000	26,009,913,197	24,308,821,277	24,308,821,277	0	129,917,010	1,571,174,910	93.5%	92.7%	47,269,277	100.2%
現年課税分	23,752,156,000	24,270,697,314	23,793,865,869	23,793,865,869	0	0	476,831,445	98.0%	97.9%	41,709,869	100.2%
均等割	734,577,000	759,858,320	746,903,880	746,903,880	0	0	12,954,440	98.3%	98.1%	12,326,880	101.7%
所得割	23,017,579,000	23,510,838,994	23,046,961,989	23,046,961,989	0	0	463,877,005	98.0%	97.9%	29,382,989	100.1%
現年度分	23,660,887,000	24,099,817,385	23,650,675,462	23,650,675,462	0	0	449,141,923	98.1%	98.0%	△ 10,211,538	100.0%
均等割	732,813,000	757,779,400	745,161,830	745,161,830	0	0	12,617,570	98.3%	98.2%	12,348,830	101.7%
所得割	22,928,074,000	23,342,037,985	22,905,513,632	22,905,513,632	0	0	436,524,353	98.1%	98.0%	△ 22,560,368	99.9%
普徴徴収	4,594,768,000	5,102,447,785	4,696,481,216	4,696,481,216	0	0	405,966,569	92.0%	91.6%	101,713,216	102.2%
給与特徴	18,108,493,000	18,048,932,330	18,005,756,976	18,005,756,976	0	0	43,175,354	99.8%	99.8%	△ 102,736,024	99.4%
年金特徴	957,626,000	948,437,270	948,437,270	948,437,270	0	0	0	100.0%	100.0%	△ 9,188,730	99.0%
過年度分	91,269,000	170,879,929	143,190,407	143,190,407	0	0	27,689,522	83.8%	81.8%	51,921,407	156.9%
均等割	1,764,000	2,078,920	1,742,050	1,742,050	0	0	336,870	83.8%	81.8%	△ 21,950	98.8%
所得割	89,505,000	168,801,009	141,448,357	141,448,357	0	0	27,352,652	83.8%	81.8%	51,943,357	158.0%
滞納繰越分	509,396,000	1,739,215,883	514,955,408	514,955,408	0	129,917,010	1,094,343,465	29.6%	28.0%	5,559,408	101.1%
均等割	15,488,000	55,086,180	16,310,180	16,310,180	0	4,114,860	34,661,140	29.6%	28.0%	822,180	105.3%
所得割	493,908,000	1,684,129,703	498,645,228	498,645,228	0	125,802,150	1,059,682,325	29.6%	28.0%	4,737,228	101.0%
(2) 法人市民税	7,586,693,000	7,329,254,247	7,275,198,448	7,266,602,448	8,596,000	6,742,328	55,909,471	99.3%	99.1%	△ 311,494,552	95.9%
現年課税分	7,570,556,000	7,265,114,900	7,258,155,195	7,249,574,195	8,581,000	0	15,540,705	99.9%	99.8%	△ 312,400,805	95.9%
均等割	1,557,153,000	1,559,710,000	1,558,331,540	1,556,470,690	1,860,850	0	3,239,310	99.9%	99.8%	1,178,540	100.1%
税割	6,013,403,000	5,705,404,900	5,699,823,655	5,693,103,505	6,720,150	0	12,301,395	99.9%	99.8%	△ 313,579,345	94.8%
現年度分	7,377,630,000	7,058,698,900	7,053,410,095	7,044,850,295	8,559,800	0	13,848,605	99.9%	99.8%	△ 324,219,905	95.6%
均等割	1,531,528,000	1,532,202,000	1,531,048,450	1,529,190,420	1,858,030	0	3,011,580	99.9%	99.8%	△ 479,550	100.0%
税割	5,846,102,000	5,526,496,900	5,522,361,645	5,515,659,875	6,701,770	0	10,837,025	99.9%	99.8%	△ 323,740,355	94.5%
過年度分	192,926,000	206,416,000	204,745,100	204,723,900	21,200	0	1,692,100	99.2%	98.4%	11,819,100	106.1%
均等割	25,625,000	27,508,000	27,283,090	27,280,270	2,820	0	227,730	99.2%	98.4%	1,658,090	106.5%
税割	167,301,000	178,908,000	177,462,010	177,443,630	18,380	0	1,464,370	99.2%	98.4%	10,161,010	106.1%
滞納繰越分	16,137,000	64,139,347	17,043,253	17,028,253	15,000	6,742,328	40,368,766	26.6%	28.1%	906,253	105.6%
均等割	3,522,000	14,720,360	3,911,520	3,908,080	3,440	1,547,400	9,264,880	26.6%	28.1%	389,520	111.1%
税割	12,615,000	49,418,987	13,131,733	13,120,173	11,560	5,194,928	31,103,886	26.6%	28.1%	516,733	104.1%

(4) 平成30年度 市税税目別決算状況 No.2

(単位:円)

	最終予算額	調定額	決算額	純収入済額	調定外過誤納金	不納欠損額	実質収入未済額	収入率		対 予 算	
	O	A	B = C + D	C	D	E	F = A - C - E	B/A	前年度	B - O	B/O
2 固定資産税	33,419,590,000	34,621,906,204	33,562,641,921	33,561,380,171	1,261,750	116,669,011	943,857,022	96.9%	96.2%	143,051,921	100.4%
現年課税分	33,059,544,000	33,352,629,800	33,082,539,589	33,081,520,829	1,018,760	0	271,108,971	99.2%	99.0%	22,995,589	100.1%
現年度分	33,029,419,000	33,313,378,700	33,049,229,729	33,048,210,969	1,018,760	0	265,167,731	99.2%	99.0%	19,810,729	100.1%
過年度分	30,125,000	39,251,100	33,309,860	33,309,860	0	0	5,941,240	84.9%	86.0%	3,184,860	110.6%
滞納繰越分	360,046,000	1,269,276,404	480,102,332	479,859,342	242,990	116,669,011	672,748,051	37.8%	31.6%	120,056,332	133.3%
(1) 純固定資産税	33,198,782,000	34,401,098,204	33,341,833,921	33,340,572,171	1,261,750	116,669,011	943,857,022	96.9%	96.2%	143,051,921	100.4%
現年課税分	32,838,736,000	33,131,821,800	32,861,731,589	32,860,712,829	1,018,760	0	271,108,971	99.2%	99.0%	22,995,589	100.1%
土地	14,425,930,000	14,581,264,710	14,443,595,909	14,443,111,379	484,530	0	138,153,331	99.1%	98.9%	17,665,909	100.1%
家屋	13,526,971,000	13,668,937,190	13,540,376,780	13,539,922,550	454,230	0	129,014,640	99.1%	98.9%	13,405,780	100.1%
償却	4,885,835,000	4,881,619,900	4,877,758,900	4,877,678,900	80,000	0	3,941,000	99.9%	99.9%	△ 8,076,100	99.8%
現年度分	32,808,611,000	33,092,570,700	32,828,421,729	32,827,402,969	1,018,760	0	265,167,731	99.2%	99.0%	19,810,729	100.1%
土地	14,421,230,000	14,577,276,110	14,442,581,929	14,442,097,399	484,530	0	135,178,711	99.1%	98.9%	21,351,929	100.1%
家屋	13,522,684,000	13,665,869,790	13,539,597,000	13,539,142,770	454,230	0	126,727,020	99.1%	98.9%	16,913,000	100.1%
償却	4,864,697,000	4,849,424,800	4,846,242,800	4,846,162,800	80,000	0	3,262,000	99.9%	99.9%	△ 18,454,200	99.6%
過年度分	30,125,000	39,251,100	33,309,860	33,309,860	0	0	5,941,240	84.9%	86.0%	3,184,860	110.6%
土地	4,700,000	3,988,600	1,013,980	1,013,980	0	0	2,974,620	25.4%	60.3%	△ 3,686,020	21.6%
家屋	4,287,000	3,067,400	779,780	779,780	0	0	2,287,620	25.4%	60.3%	△ 3,507,220	18.2%
償却	21,138,000	32,195,100	31,516,100	31,516,100	0	0	679,000	97.9%	97.8%	10,378,100	149.1%
滞納繰越分	360,046,000	1,269,276,404	480,102,332	479,859,342	242,990	116,669,011	672,748,051	37.8%	31.6%	120,056,332	133.3%
土地	185,079,000	648,174,888	245,495,466	245,370,306	125,160	59,135,779	343,668,803	37.9%	31.5%	60,416,466	132.6%
家屋	170,813,000	610,248,510	231,130,880	231,013,050	117,830	55,675,580	323,559,880	37.9%	31.5%	60,317,880	135.3%
償却	4,154,000	10,853,006	3,475,986	3,475,986	0	1,857,652	5,519,368	32.0%	41.4%	△ 678,014	83.7%
(2) 交付金	220,808,000	220,808,000	220,808,000	220,808,000	0	0	0	100.0%	100.0%	0	100.0%
3 軽自動車税	398,268,000	445,220,377	403,408,446	403,296,986	111,460	2,764,980	39,158,411	90.6%	90.2%	5,140,446	101.3%
現年課税分	389,220,000	407,027,400	392,011,556	391,924,756	86,800	0	15,102,644	96.3%	96.0%	2,791,556	100.7%
現年度分	388,947,000	406,740,700	391,747,256	391,660,456	86,800	0	15,080,244	96.3%	96.0%	2,800,256	100.7%
過年度分	273,000	286,700	264,300	264,300	0	0	22,400	92.2%	97.7%	△ 8,700	96.8%
滞納繰越分	9,048,000	38,192,977	11,396,890	11,372,230	24,660	2,764,980	24,055,767	29.8%	26.6%	2,348,890	126.0%
4 市たばこ税	3,248,513,000	3,272,897,506	3,272,943,780	3,272,897,506	46,274	0	0	100.0%	100.0%	24,430,780	100.8%
5 特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-
現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-
現年度分	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-
過年度分	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-
滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-
6 入湯税	17,361,000	17,285,186	17,285,186	17,285,186	0	0	0	100.0%	31.3%	△ 75,814	99.6%
現年課税分	17,361,000	17,285,186	17,285,186	17,285,186	0	0	0	100.0%	100.0%	△ 75,814	99.6%
現年度分	17,361,000	17,285,186	17,285,186	17,285,186	0	0	0	100.0%	100.0%	△ 75,814	99.6%
過年度分	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-
滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-
7 事業所税	3,293,121,000	3,336,354,580	3,329,852,880	3,329,852,880	0	0	6,501,700	99.8%	99.8%	36,731,880	101.1%
現年課税分	3,287,623,000	3,333,494,800	3,329,240,300	3,329,240,300	0	0	4,254,500	99.9%	99.9%	41,617,300	101.3%
現年度分	3,280,516,000	3,284,385,600	3,282,693,500	3,282,693,500	0	0	1,692,100	99.9%	99.9%	2,177,500	100.1%
過年度分	7,107,000	49,109,200	46,546,800	46,546,800	0	0	2,562,400	94.8%	100.0%	39,439,800	654.9%
滞納繰越分	5,498,000	2,859,780	612,580	612,580	0	0	2,247,200	21.4%	30.2%	△ 4,885,420	11.1%

(4) 平成30年度 市税税目別決算状況 No.3

(単位: 円)

	最終予算額 O	調定額 A	決算額 B = C + D	純収入済額 C	調定外過誤納金 D	不納欠損額 E	実質収入未済額 F = A - C - E	収入率		対 予 算	
								B / A	前年度	B - O	B / O
8 都市計画税	7,043,933,000	7,329,082,550	7,068,749,810	7,068,456,360	293,450	28,487,350	232,138,840	96.4%	95.6%	24,816,810	100.4%
現年課税分	6,956,012,000	7,016,838,600	6,950,487,790	6,950,254,630	233,160	0	66,583,970	99.1%	98.9%	△ 5,524,210	99.9%
土地	3,946,700,000	3,982,702,810	3,944,860,790	3,944,728,450	132,340	0	37,974,360	99.0%	98.9%	△ 1,839,210	100.0%
家屋	3,009,312,000	3,034,135,790	3,005,627,000	3,005,526,180	100,820	0	28,609,610	99.1%	98.9%	△ 3,685,000	99.9%
現年度分	6,954,290,000	7,014,755,700	6,949,958,290	6,949,725,130	233,160	0	65,030,570	99.1%	98.9%	△ 4,331,710	99.9%
土地	3,945,621,000	3,981,273,710	3,944,497,490	3,944,365,150	132,340	0	36,908,560	99.1%	98.9%	△ 1,123,510	100.0%
家屋	3,008,669,000	3,033,481,990	3,005,460,800	3,005,359,980	100,820	0	28,122,010	99.1%	98.9%	△ 3,208,200	99.9%
過年度分	1,722,000	2,082,900	529,500	529,500	0	0	1,553,400	25.4%	60.3%	△ 1,192,500	30.7%
土地	1,079,000	1,429,100	363,300	363,300	0	0	1,065,800	25.4%	60.3%	△ 715,700	33.7%
家屋	643,000	653,800	166,200	166,200	0	0	487,600	25.4%	60.3%	△ 476,800	25.8%
滞納繰越分	87,921,000	312,243,950	118,262,020	118,201,730	60,290	28,487,350	165,554,870	37.9%	31.5%	30,341,020	134.5%
土地	50,165,000	176,628,600	66,897,880	66,863,770	34,110	16,114,590	93,650,240	37.9%	31.5%	16,732,880	133.4%
家屋	37,756,000	135,615,350	51,364,140	51,337,960	26,180	12,372,760	71,904,630	37.9%	31.5%	13,608,140	136.0%

(5) 平成30年度市税決算の概要

平成30年度市税決算額は、総額 792億3,890万2千円 と、前年度に比べ 4億7,115万2千円 、率にして 0.6% の増となった。

市税の一般会計の歳入における構成比は 38.5% で、前年度に比べ 0.7 ポイント低下した。

税目別の収入でみると、個人市民税が 243億882万1千円 (前年度比 2.4% 増)、法人市民税 72億7,519万9千円 (同 4.2% 増)、固定資産税 335億6,264万2千円 (同 0.9% 減)、軽自動車税 4億340万9千円 (同 4.1% 増)、市たばこ税 32億7,294万4千円 (同 1.7% 減)、入湯税 1,728万5千円 (同 4.5% 減)、事業所税 33億2,985万3千円 (同 0.3% 増)、都市計画税 70億6,874万9千円 (同 0.8% 減)となった。

〈個人市民税〉

個人市民税は 243億882万1千円 と、前年度に比べ 5億6,930万2千円 、率にして 2.4% 増となった。これは主に、納税義務者数が増加したことによるものである。

市税収入全体に占める割合は 30.7% で前年度より 0.6ポイント 上昇した。

〈法人市民税〉

法人市民税は、72億7,519万9千円 と、前年度に比べ 2億9,048万1千円 、率にして 4.2% 増となった。これは、主に、企業収益が増加したことによるものである。

市税収入全体に占める割合は 9.2% で前年度より 0.3ポイント 上昇した。

法人税割調定額は、現年度分においては 55億2,649万7千円 と、前年度に比べ 2億7,593万1千円 、率にして 5.3% 増となった。

これは、一般機械器具において4億4,807万6千円と前年度に比べ1億2,690万7千円、率にして22.1%、化学工業において8億7,729万円と前年度に比べ1億1,939万1千円、率にして12.0%減少したものの、電気機械器具において2億321万1千円と前年度に比べ1億3,249万5千円、率にして187.47%、鉄鋼業において1億6,315万5千円、前年度に比べ7,100万3千円、率にして77.0%、卸売・小売業において9億2,860万4千円、前年度に比べ6,699万円、率にして7.8%増加したことに加え、全体的に企業収益が増加したことによるものである(15ページに、分類ごとの法人税割調定額の比較表を掲載)。

〈固定資産税〉

固定資産税は全体で 335億6,264万2千円 と、前年度に比べ 3億165万1千円 、率にして 0.9% 減となった。

土地は 146億8,909万1千円 、前年度に比べ 6,071万6千円 、率にして 0.4% 増、家屋は 137億7,150万8千円 と、前年度に比べ 3億2,264万2千円 、率にして 2.3% 減となった。これは主に、評価替えによる家屋の調定額の減によるものである。

償却資産は 48億8,123万5千円 と、前年度に比べ 3,915万3千円 、率にして 0.8% 減となった。

交付金は 2億2,080万8千円 と、前年度に比べ 57万2千円、率にして 0.3% 減となった。

市税収入全体に占める割合は 42.4% で前年度より 0.6ポイント 低下した。

〈軽自動車税〉

軽自動車税は 4億340万9千円 と、前年度に比べ 1,582万4千円、率にして 4.1% 増となった。これは主に、軽四乗用自家用車の登録台数と、重課の対象となる四輪自動車の登録台数が増加したことによるものである。

市税収入全体に占める割合は 0.5% と前年度と同じであった。

〈市たばこ税〉

市たばこ税は 32億7,294万4千円 と、前年度に比べ 5,805万5千円、率にして 1.7% 減となった。これは売渡し本数が減少したことによるものである。

市税収入全体に占める割合は 4.1% で前年度より 0.1ポイント 低下した。

〈特別土地保有税〉

特別土地保有税は、平成18年度の徴収猶予の取り消しによる課税の後、新たな課税は発生していない。

〈入湯税〉

入湯税は 1,728万5千円 と、前年度に比べ 80万9千円、率にして 4.5% 減となった。

〈事業所税〉

事業所税は 33億2,985万3千円 と、前年度に比べ 947万8千円、率にして 0.3% 増となった。これは主に、新規課税によるものである。

市税収入全体に占める割合は 4.2% と前年度と同じであった。

〈都市計画税〉

都市計画税は 70億6,874万9千円 と、前年度に比べ 5,341万8千円、率にして 0.8% 減となった。

土地は 40億1,175万8千円 と、前年度に比べ 2,439万5千円、率にして 0.6% 増となった。

家屋は 30億5,699万1千円 と、前年度に比べ 7,781万3千円、率にして 2.5% 減となった。

市税収入全体に占める割合は 8.9% で前年度より 0.2ポイント 低下した。

〈市税収入率〉

平成30年度の市税収入率は 96.2% と、前年度に比べ 0.7ポイント 上昇した。

内訳として、現年課税分は 98.9% と、前年度に比べ 0.1ポイント 上昇、滞納繰越分は 33.3% と、前年度に比べ 3.9ポイント 上昇した。

主な税目別では、個人市民税で 0.8ポイント 上昇、法人市民税で 0.2ポイント 上昇、純固定資産税で 0.7ポイント 上昇、都市計画税で 0.8ポイント 上昇した。

〈実質収入未済額〉

実質収入未済額は市税合計で 28億4,874万円 となり、前年度に比べ 5億8,990万9千円 、率にして 17.2% 減となった。

内訳でみると、現年課税分が 8億4,942万2千円 と、前年度に比べ 9,951万1千円 、率にして 10.5% 減
滞納繰越分が 19億9,931万8千円 と、前年度に比べ 4億9,039万8千円 、率にして 19.7% 減となった。

税目別でみると、個人市民税は 15億7,117万5千円 と、前年度に比べ 1億7,260万1千円 、率にして 9.9% 減となり、全体の 55.2% を占めている。

法人市民税は 5,590万9千円 と、前年度に比べ 826万円 、率にして 12.9% 減 となり、全体の 2.0% を占めている。

固定資産税は 9億4,385万7千円 と、前年度に比べ 3億3,144万円 、率にして 26.0% 減 となり、全体の 33.1% を占めている。

軽自動車税は 3,915万8千円 と、前年度に比べ 28万円 、率にして 0.7% 増 となり、全体の 1.4% を占めている。

事業所税は 650万2千円 と、前年度に比べ 364万2千円 、率にして 127.3% 増 となり、全体の 0.2% を占めている。

都市計画税は 2億3,213万9千円 と、前年度に比べ 8,153万円 、率にして 26.0% 減 となり、全体の 8.1% を占めている。

〈市税収入確保に向けた取組総括〉

平成20年8月に設置した「納税催告センター」を発展解消し、平成23年4月から「納税推進センター」を開設して、引き続き現年課税分の市・県民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税について、督促状発送後になお納付のない滞納者を対象に電話・文書による納税勧奨を効果的に実施した。

平成23年度から特別処理担当（滞納額50万円以上の滞納整理を所管）に課長を配置するとともに平成25年度からは個人住民税整理担当（職員3名）を新設、平成26年度には特別処理担当に職員3名を増員、平成27年度には納税課及び特別処理担当に職員を4名増員し、徴収体制の強化を図ってきた。さらに、平成30年度には納税課に職員4名を増員（特別処理担当は1名減員）し、納税第1担当に現年課税分滞納額50万円未満の差押等案件を追加、また、個人住民税整理担当案件を滞納額20万円以上50万円未満から、滞納繰越額・現年課税分滞納額10万円以上50万円未満に拡充し、現年課税分についても滞納整理の強化を図るとともに、徴収対策専門員の指導・助言なども得る中で、財産調査を充実させ、債権差押などの滞納処分による効果的・効率的な滞納整理を推進した。

また、平成20年4月から実施したコンビニ収納については、利用件数が伸びており、収入率の向上に効果があった。平成24年度からは、口座振替推進事業として、「ペイジー口座振替受付サービス」を市役所や各サービスセンターで実施し、さらに、平成30年10月からは、インターネットで口座振替の申し込みができる「Web口座振替受付サービス」を運用開始したところであり、今後利用率向上に向け、納税者への積極的な広報を実施していく。

〈令和元年度市税収入確保に向けた取組〉

令和元年度予算額である 828億4,541万円 以上を確保するとともに、収入未済額の一層の縮減を目指し次の取組を実施する。

- (1) 納税推進センターにおいて、嘱託員7人で現年課税分の未納者への電話・文書による納税勧奨を効果的に実施し、滞納額の圧縮に努める。
- (2) 納税管理担当、システム担当、収入整理担当、徴収管理担当、納税第1担当、納税第2担当、納税第3担当、個人住民税整理担当及び特別処理担当との相互補完及び連携を密にし、滞納事案の縮減に取組む。
- (3) 滞納者に対して早期納付を促し、納付されない場合は給与の差押えを行うなど債権（給与・預貯金・その他債権）の差押強化に向けた取組を推進する。また、徴収が見込めない案件を執行停止処分等で縮減し、効率的な滞納整理を行う。
- (4) 今年度から、納税課の徴収体制（個人住民税整理担当を除く）を、これまでの「機能分担制」から「地区担当制」に変更し、また、新たに設置した徴収担当係長（総括係長）を中心に滞納整理部門の進捗管理の徹底等を図るとともに、費用対効果の観点から効率的かつ効果的な滞納整理を行うため、滞納額のランク分類による取組優先順位を設定し、ランクの高い順から滞納整理に取り組むことにより、更なる収入率の向上及び収入未済額の縮減を図る。

〈参考：平成30年度日本経済の動向等〉

平成30年度の我が国経済は、緩やかな回復が続いている。輸出はおおむね横ばいとなっているものの、企業収益が過去最高を記録する中で設備投資が増加するとともに、雇用・所得環境の改善により個人消費の持ち直しが続くなど、経済の好循環は着実に回りつつある。ただし、昨年夏に相次いだ自然災害により、個人消費や輸出を中心に経済は一時的に押し下げられた。

この結果、平成30度の実質国内総生産成長率は0.9%程度、名目国内総生産成長率は0.9%程度と見込まれる。また、消費者物価は1.0%程度の上昇と見込まれる。

令和元年度は、10月に消費税率の引上げが予定されている中、経済の回復基調が持続するよう当初予算において臨時・特別の措置を講ずるなど、政策効果もあいまって、我が国経済は雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が更に進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれる。

7月の月例経済報告の中で、「先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響に一層注意するとともに、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」との基調判断が示されている。

産業分類別法人税割調定額比較（現年度分）

（単位：千円、％）

区 分	平成 2 9 年 度		平 成 3 0 年 度				増 減	
	調定額①	構成比	調定額②	構成比	全法人数	うち税割法人数	② - ①	② / ①
建設業	361,876	6.9	407,399	7.4	1,910	940	45,523	12.6
製造業	2,330,972	44.4	2,436,885	44.1	1,523	715	105,913	4.5
食料品	73,966	1.4	80,928	1.5	130	48	6,962	9.4
繊維工業	1,991	0.0	3,530	0.1	50	20	1,539	77.3
木材・木製品	1,105	0.0	2,343	0.0	38	19	1,238	112.0
パルプ・紙・紙加工品	171,891	3.3	159,924	2.9	32	18	△ 11,967	△ 7.0
印刷・同関連業	3,783	0.1	4,580	0.1	57	16	797	21.1
化学工業	996,681	18.9	877,290	15.8	128	88	△ 119,391	△ 12.0
石油・石炭製品	7,978	0.2	7,637	0.1	5	3	△ 341	△ 4.3
ゴム・皮革製品	12,960	0.2	16,736	0.3	44	20	3,776	29.1
窯業・土石製品	68,092	1.3	80,138	1.5	44	27	12,046	17.7
鉄鋼業	92,152	1.8	163,155	3.0	61	26	71,003	77.0
非鉄金属	29,502	0.6	48,237	0.9	36	19	18,735	63.5
金属製品	148,830	2.8	166,093	3.0	313	134	17,263	11.6
一般機械器具	574,983	11.0	448,076	8.0	287	134	△ 126,907	△ 22.1
電気機械器具	70,716	1.3	203,211	3.7	127	60	132,495	187.4
輸送用機械器具	23,978	0.5	64,921	1.2	40	20	40,943	170.8
精密機械器具	37,083	0.7	72,501	1.3	50	31	35,418	95.5
その他の製造	15,281	0.3	37,585	0.7	81	32	22,304	146.0
その他の業種	2,557,718	48.7	2,682,213	48.5	7,490	3,347	124,495	4.9
電気・ガス・熱供給・水道業	8,824	0.2	6,561	0.1	15	7	△ 2,263	△ 25.6
情報通信・運輸業	432,228	8.2	391,736	7.1	441	259	△ 40,492	△ 9.4
卸売・小売業	861,614	16.4	928,604	16.8	2,543	1,103	66,990	7.8
金融・保険業	290,787	5.5	328,440	5.9	157	89	37,653	12.9
不動産業	381,265	7.3	445,633	8.1	1,403	646	64,368	16.9
サービス業	583,000	11.1	581,239	10.5	2,931	1,243	△ 1,761	△ 0.3
合計	5,250,566	100.0	5,526,497	100.0	10,923	5,002	275,931	5.3

(6) 当初及び最終予算額累年比較

区 分	平成 26 年度			平成 27 年度			平 当 初
	当 初	補 正	最 終	当 初	補 正	最 終	
市 税	77,085,796	407,000	77,492,796	76,816,471	174,000	76,990,471	76,790,106
現年課税分	75,611,606	277,000	75,888,606	75,530,628	174,000	75,704,628	75,588,646
滞納繰越分	1,474,190	130,000	1,604,190	1,285,843	0	1,285,843	1,201,460
市 民 税	29,610,267	363,000	29,973,267	29,899,616	2,000	29,901,616	29,606,612
個 人	22,926,414	△ 167,000	22,759,414	23,035,518	146,000	23,181,518	23,100,680
現年課税分	22,314,135	△ 167,000	22,147,135	22,457,127	146,000	22,603,127	22,559,809
滞納繰越分	612,279	0	612,279	578,391	0	578,391	540,871
法 人	6,683,853	530,000	7,213,853	6,864,098	△ 144,000	6,720,098	6,505,932
現年課税分	6,660,688	530,000	7,190,688	6,845,743	△ 144,000	6,701,743	6,474,226
滞納繰越分	23,165	0	23,165	18,355	0	18,355	31,706
固 定 資 産 税	33,345,940	△ 35,000	33,310,940	33,034,942	0	33,034,942	33,186,011
純固定資産税	33,061,695	△ 35,000	33,026,695	32,777,504	0	32,777,504	32,922,884
現年課税分	32,402,190	△ 35,000	32,367,190	32,238,440	0	32,238,440	32,425,323
土地・家屋	27,504,618	0	27,504,618	27,318,684	0	27,318,684	27,634,077
償却資産	4,885,481	△ 35,000	4,850,481	4,910,624	0	4,910,624	4,775,376
過年度	12,091	0	12,091	9,132	0	9,132	15,870
滞納繰越分	659,505	0	659,505	539,064	0	539,064	497,561
交 付 金	284,245	0	284,245	257,438	0	257,438	263,127
軽自動車税	285,926	0	285,926	285,090	0	285,090	373,018
現年課税分	275,078	0	275,078	276,866	0	276,866	364,148
滞納繰越分	10,848	0	10,848	8,224	0	8,224	8,870
市たばこ税	3,702,466	0	3,702,466	3,529,652	57,000	3,586,652	3,498,336
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0
現年課税分	0	0	0	0	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	0
入 湯 税	36,141	113,000	149,141	19,850	0	19,850	19,291
現年課税分	36,140	△ 17,000	19,140	19,849	0	19,849	19,290
滞納繰越分	1	130,000	130,001	1	0	1	1
事 業 所 税	3,130,246	△ 34,000	3,096,246	3,126,951	115,000	3,241,951	3,145,461
現年課税分	3,123,617	△ 34,000	3,089,617	3,117,956	115,000	3,232,956	3,144,324
滞納繰越分	6,629	0	6,629	8,995	0	8,995	1,137
都 市 計 画 税	6,974,810	0	6,974,810	6,920,370	0	6,920,370	6,961,377
現年課税分	6,813,047	0	6,813,047	6,787,557	0	6,787,557	6,840,063
滞納繰越分	161,763	0	161,763	132,813	0	132,813	121,314

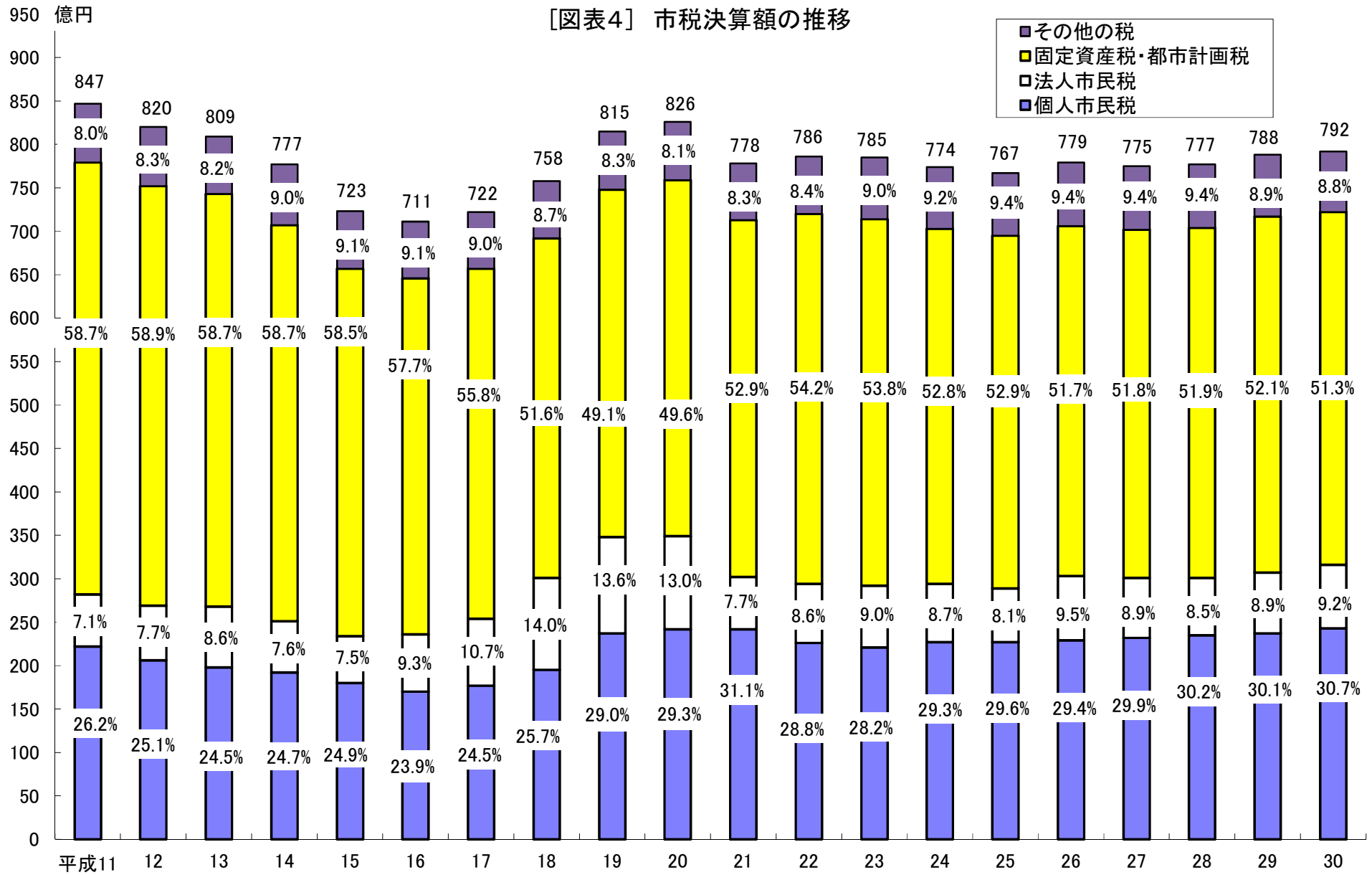
(単位：千円)

成 28 年 度		平 成 29 年 度			平 成 30 年 度			令 和 元 年 度
補 正	最 終	当 初	補 正	最 終	当 初	補 正	最 終	当 初
744,000	77,534,106	77,829,605	452,000	78,281,605	78,492,031	777,000	79,269,031	79,803,695
744,000	76,332,646	76,803,075	452,000	77,255,075	77,503,985	777,000	78,280,985	78,892,514
0	1,201,460	1,026,530	0	1,026,530	988,046	0	988,046	911,181
486,000	30,092,612	30,112,201	304,000	30,416,201	30,995,245	853,000	31,848,245	32,166,146
386,000	23,486,680	23,610,570	121,000	23,731,570	24,026,552	235,000	24,261,552	24,601,005
386,000	22,945,809	23,089,025	121,000	23,210,025	23,517,156	235,000	23,752,156	24,121,074
0	540,871	521,545	0	521,545	509,396	0	509,396	479,931
100,000	6,605,932	6,501,631	183,000	6,684,631	6,968,693	618,000	7,586,693	7,565,141
100,000	6,574,226	6,483,159	183,000	6,666,159	6,952,556	618,000	7,570,556	7,545,749
0	31,706	18,472	0	18,472	16,137	0	16,137	19,392
134,000	33,320,011	33,589,031	162,000	33,751,031	33,449,590	△ 30,000	33,419,590	33,630,896
134,000	33,056,884	33,367,651	162,000	33,529,651	33,228,782	△ 30,000	33,198,782	33,404,621
134,000	32,559,323	32,995,019	162,000	33,157,019	32,868,736	△ 30,000	32,838,736	33,086,270
94,000	27,728,077	28,129,208	116,000	28,245,208	27,943,914	0	27,943,914	28,206,650
40,000	4,815,376	4,838,070	46,000	4,884,070	4,894,697	△ 30,000	4,864,697	4,846,291
0	15,870	27,741	0	27,741	30,125	0	30,125	33,329
0	497,561	372,632	0	372,632	360,046	0	360,046	318,351
0	263,127	221,380	0	221,380	220,808	0	220,808	226,275
0	373,018	373,906	0	373,906	398,268	0	398,268	415,305
0	364,148	363,606	0	363,606	389,220	0	389,220	402,547
0	8,870	10,300	0	10,300	9,048	0	9,048	12,758
44,000	3,542,336	3,473,232	△ 132,000	3,341,232	3,294,513	△ 46,000	3,248,513	3,201,739
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	19,291	18,616	0	18,616	17,361	0	17,361	19,262
0	19,290	18,615	0	18,615	17,361	0	17,361	19,262
0	1	1	0	1	0	0	0	0
40,000	3,185,461	3,206,147	80,000	3,286,147	3,293,121	0	3,293,121	3,275,530
40,000	3,184,324	3,193,250	80,000	3,273,250	3,287,623	0	3,287,623	3,272,593
0	1,137	12,897	0	12,897	5,498	0	5,498	2,937
40,000	7,001,377	7,056,472	38,000	7,094,472	7,043,933	0	7,043,933	7,094,817
40,000	6,880,063	6,965,789	38,000	7,003,789	6,956,012	0	6,956,012	7,017,005
0	121,314	90,683	0	90,683	87,921	0	87,921	77,812

(7) 市税予算額・決算額の推移

(単位：千円)

区分 年度	当初予算額		最終予算額		決算額		最終予算額と決算額比較	
	収入額	前年比	収入額①	前年比	収入額②	前年比	② - ①	② / ①
平成元	73,600,074	102.9%	77,021,684	105.3%	77,314,957	105.1%	293,273	100.4%
2	79,912,544	108.6%	80,376,871	104.4%	80,165,211	103.7%	△ 211,660	99.7%
3	81,875,959	102.5%	83,682,690	104.1%	83,572,779	104.3%	△ 109,911	99.9%
4	87,140,289	106.4%	86,089,289	102.9%	86,332,062	103.3%	242,773	100.3%
5	89,647,553	102.9%	87,697,553	101.9%	87,284,303	101.1%	△ 413,250	99.5%
6	88,413,080	98.6%	83,382,789	95.1%	82,344,047	94.3%	△ 1,038,742	98.8%
7	80,309,310	90.8%	80,013,245	96.0%	80,835,066	98.2%	821,821	101.0%
8	83,671,091	104.2%	86,840,587	108.5%	87,142,856	107.8%	302,269	100.3%
9	90,707,567	108.4%	90,983,448	104.8%	90,523,622	103.9%	△ 459,826	99.5%
10	91,179,899	100.5%	87,220,499	95.9%	86,915,745	96.0%	△ 304,754	99.7%
11	87,297,092	95.7%	84,665,092	97.1%	84,721,932	97.5%	56,840	100.1%
12	82,014,916	93.9%	82,014,916	96.9%	82,033,738	96.8%	18,822	100.0%
13	81,466,614	99.3%	81,466,614	99.3%	80,930,947	98.7%	△ 535,667	99.3%
14	75,799,783	93.0%	77,272,783	94.9%	77,680,707	96.0%	407,924	100.5%
15	71,986,162	95.0%	71,986,162	93.2%	72,298,758	93.1%	312,596	100.4%
16	69,802,555	97.0%	70,918,764	98.5%	71,112,899	98.4%	194,135	100.3%
17	70,084,696	100.4%	71,885,400	101.4%	72,234,403	101.6%	349,003	100.5%
18	73,056,776	104.2%	75,514,507	105.0%	75,770,073	104.9%	255,566	100.3%
19	80,761,324	110.5%	81,368,951	107.8%	81,512,835	107.6%	143,884	100.2%
20	82,762,455	102.5%	82,798,455	101.8%	82,597,270	101.3%	△ 201,185	99.8%
21	79,926,642	96.6%	77,713,642	93.9%	77,845,020	94.2%	131,378	100.2%
22	78,235,298	97.9%	78,090,298	100.5%	78,566,138	100.9%	475,840	100.6%
23	78,298,399	100.1%	78,298,399	100.3%	78,469,229	99.9%	170,830	100.2%
24	76,795,621	98.1%	77,232,621	98.6%	77,454,095	98.7%	221,474	100.3%
25	76,074,220	99.1%	76,674,220	99.3%	76,679,351	99.0%	5,131	100.0%
26	77,085,796	101.3%	77,492,796	101.1%	77,892,183	101.6%	399,387	100.5%
27	76,816,471	99.7%	76,990,471	99.4%	77,459,503	99.4%	469,032	100.6%
28	76,790,106	100.0%	77,534,106	100.7%	77,659,392	100.3%	125,286	100.2%
29	77,829,605	101.4%	78,281,605	101.0%	78,767,750	101.4%	486,145	100.6%
30	78,492,031	100.9%	79,269,031	101.3%	79,238,902	100.6%	△ 30,129	100.0%



(8) 市税決算状況の推移

区 分	平成 26 年 度			平成 27 年 度			平成
	調 定 額	収 入 額	収 入 率	調 定 額	収 入 額	収 入 率	調 定 額
市 税 総 計	83,417,449	77,892,183	93.4%	82,225,713	77,459,503	94.2%	81,925,418
現年課税分	77,550,323	76,304,238	98.4%	77,194,598	76,119,766	98.6%	77,489,571
(現年度)	77,232,712	76,060,550	98.5%	76,704,649	75,679,424	98.7%	77,061,039
(過年度)	317,611	243,688	76.7%	489,949	440,342	89.9%	428,532
滞納繰越分	5,867,126	1,587,945	27.1%	5,031,115	1,339,737	26.6%	4,435,847
市 民 税	32,993,640	30,308,322	91.9%	32,472,121	30,084,186	92.6%	32,262,856
個 人	25,462,193	22,895,239	89.9%	25,501,443	23,214,430	91.0%	25,581,950
現年課税分	22,857,001	22,258,658	97.4%	23,168,053	22,613,533	97.6%	23,491,075
(現年度)	22,733,457	22,176,561	97.6%	23,041,304	22,513,293	97.7%	23,363,861
均等割	721,816	706,856	97.9%	723,841	708,741	97.9%	732,446
所得割	22,011,641	21,469,705	97.5%	22,317,463	21,804,552	97.7%	22,631,415
(過年度)	123,544	82,097	66.5%	126,749	100,240	79.1%	127,214
滞納繰越分	2,605,192	636,581	24.4%	2,333,390	600,897	25.8%	2,090,875
法 人	7,531,447	7,413,083	98.4%	6,970,678	6,869,756	98.6%	6,680,906
現年課税分	7,432,895	7,393,315	99.5%	6,865,477	6,842,414	99.7%	6,582,480
(現年度)	7,277,827	7,254,965	99.7%	6,621,109	6,610,363	99.8%	6,395,982
均等割	1,460,225	1,455,635	99.7%	1,465,881	1,463,501	99.8%	1,538,605
税 割	5,817,602	5,799,330	99.7%	5,155,228	5,146,862	99.8%	4,857,377
(過年度)	155,068	138,350	89.2%	244,368	232,051	95.0%	186,498
滞納繰越分	98,552	19,768	20.1%	105,201	27,342	26.0%	98,426
固 定 資 産 税	35,547,236	33,337,703	93.8%	35,028,126	33,185,827	94.7%	34,969,971
純固定資産税	35,262,990	33,053,457	93.7%	34,770,688	32,928,389	94.7%	34,706,844
現年課税分	32,899,221	32,423,556	98.6%	32,755,922	32,365,854	98.8%	32,967,782
(現年度)	32,872,005	32,408,809	98.6%	32,693,973	32,313,365	98.8%	32,910,607
土 地	14,611,007	14,371,727	98.4%	14,465,127	14,269,342	98.6%	14,492,411
家 屋	13,410,187	13,190,572	98.4%	13,336,172	13,155,667	98.6%	13,597,413
償却資産	4,850,811	4,846,510	99.9%	4,892,674	4,888,356	99.9%	4,820,783
(過年度)	27,216	14,747	54.2%	61,949	52,489	84.7%	57,175
滞納繰越分	2,363,769	629,901	26.6%	2,014,766	562,535	27.9%	1,739,062
交 付 金	284,246	284,246	100.0%	257,438	257,438	100.0%	263,127
軽 自 動 車 税	333,576	288,375	86.4%	335,569	295,257	88.0%	413,859
現年課税分	290,916	278,986	95.9%	297,261	286,065	96.2%	378,775
(現年度)	290,608	278,700	95.9%	297,019	285,832	96.2%	378,482
(過年度)	308	286	92.9%	242	233	96.3%	293
滞納繰越分	42,660	9,389	22.0%	38,308	9,192	24.0%	35,084
市 た ば こ 税	3,682,439	3,682,439	100.0%	3,613,504	3,613,504	100.0%	3,520,558
特別土地保有税	0	0	-	0	0	-	0
現年課税分	0	0	-	0	0	-	0
(現年度)	0	0	-	0	0	-	0
(過年度)	0	0	-	0	0	-	0
滞納繰越分	0	0	-	0	0	-	0
入 湯 税	189,650	149,875	79.0%	59,166	19,391	32.8%	58,463
現年課税分	22,819	19,519	85.5%	19,391	19,391	100.0%	18,688
(現年度)	22,819	19,519	85.5%	19,391	19,391	100.0%	18,688
(過年度)	0	0	-	0	0	-	0
滞納繰越分	166,831	130,356	78.1%	39,775	0	0.0%	39,775
事 業 所 税	3,152,683	3,149,130	99.9%	3,318,795	3,315,241	99.9%	3,296,661
現年課税分	3,141,813	3,141,366	100.0%	3,313,853	3,313,722	100.0%	3,291,029
(現年度)	3,134,552	3,134,105	100.0%	3,261,074	3,259,793	100.0%	3,236,935
(過年度)	7,261	7,261	100.0%	52,779	53,929	102.2%	54,094
滞納繰越分	10,870	7,764	71.4%	4,942	1,519	30.7%	5,632
都 市 計 画 税	7,518,225	6,976,339	92.8%	7,398,432	6,946,097	93.9%	7,403,050
現年課税分	6,938,973	6,822,153	98.3%	6,903,699	6,807,845	98.6%	6,976,057
(現年度)	6,934,759	6,821,206	98.4%	6,899,837	6,806,445	98.6%	6,972,799
(過年度)	4,214	947	22.5%	3,862	1,400	36.3%	3,258
滞納繰越分	579,252	154,186	26.6%	494,733	138,252	27.9%	426,993

(単位：千円)

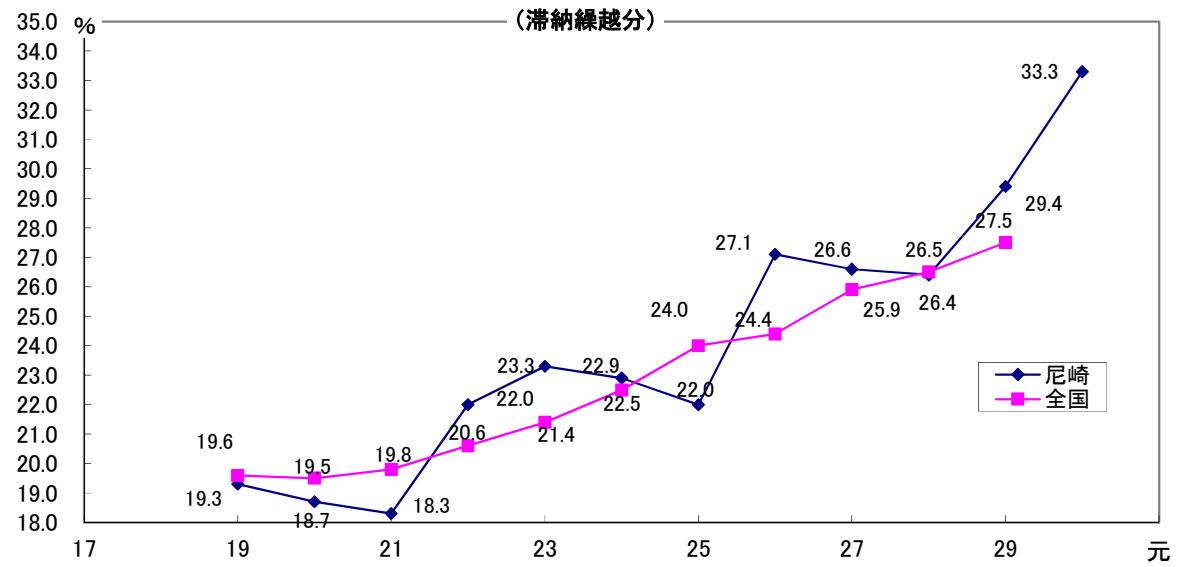
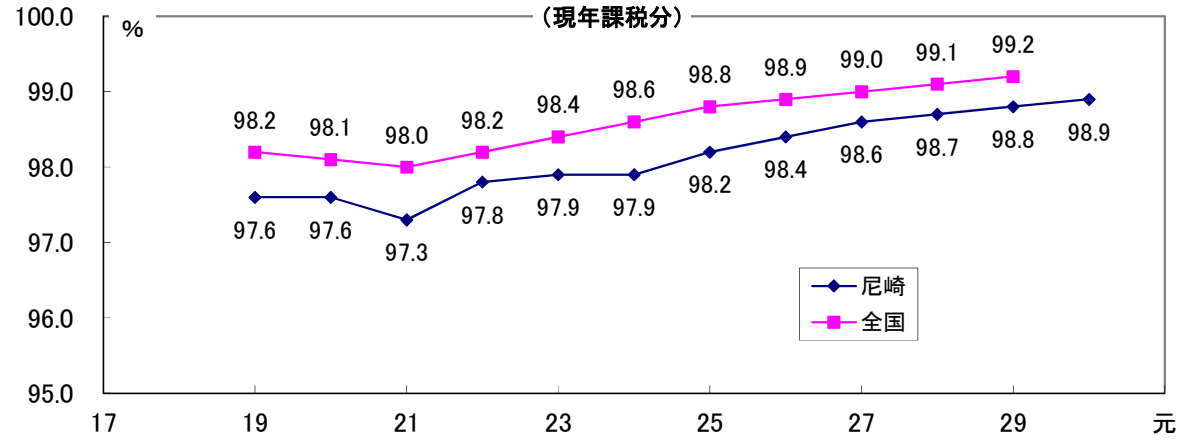
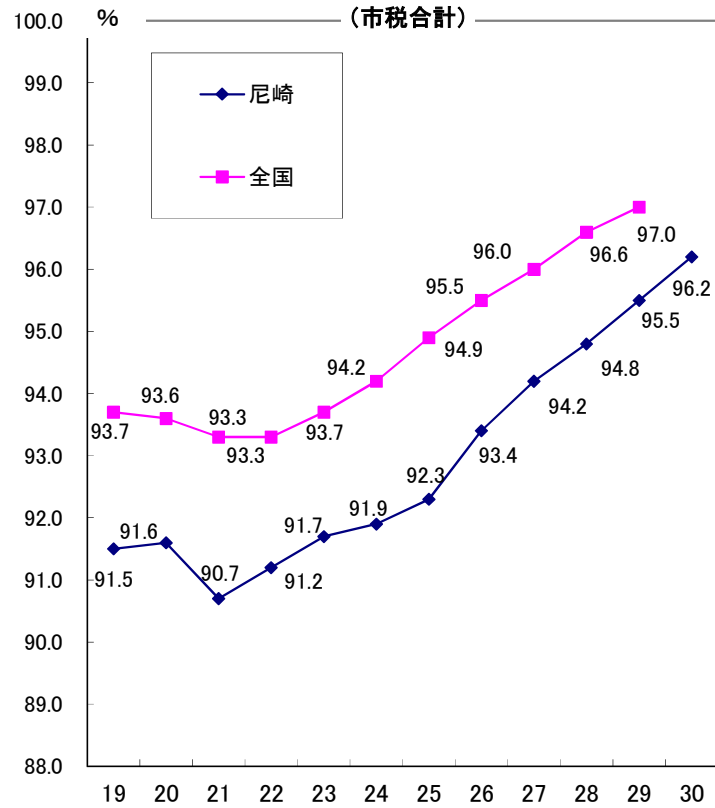
28 年 度		平 成 29 年 度		平 成 30 年 度			
収 入 額	収 入 率	調 定 額	収 入 額	収 入 率	調 定 額	収 入 額	収 入 率
77,659,392	94.8%	82,444,911	78,767,750	95.5%	82,361,914	79,238,902	96.2%
76,490,061	98.7%	78,572,506	77,629,039	98.8%	78,935,986	78,096,530	98.9%
76,116,193	98.8%	78,191,747	77,282,670	98.8%	78,467,960	77,667,944	99.0%
373,868	87.2%	380,759	346,369	91.0%	468,026	428,586	91.6%
1,169,331	26.4%	3,872,405	1,138,711	29.4%	3,425,928	1,142,372	33.3%
30,131,507	93.4%	32,655,024	30,724,237	94.1%	33,339,167	31,584,020	94.7%
23,538,876	92.0%	25,603,373	23,739,519	92.7%	26,009,913	24,308,821	93.5%
22,962,312	97.7%	23,715,354	23,211,348	97.9%	24,270,697	23,793,866	98.0%
22,875,204	97.9%	23,578,843	23,099,699	98.0%	24,099,817	23,650,676	98.1%
717,984	98.0%	745,500	731,845	98.2%	757,779	745,162	98.3%
22,157,220	97.9%	22,833,343	22,367,854	98.0%	23,342,038	22,905,514	98.1%
87,108	68.5%	136,511	111,649	81.8%	170,880	143,190	83.8%
576,564	27.6%	1,888,019	528,171	28.0%	1,739,216	514,955	29.6%
6,592,631	98.7%	7,051,651	6,984,718	99.1%	7,329,254	7,275,199	99.3%
6,569,768	99.8%	6,979,570	6,964,482	99.8%	7,265,115	7,258,156	99.9%
6,387,237	99.9%	6,792,495	6,780,388	99.8%	7,058,699	7,053,411	99.9%
1,536,502	99.9%	1,541,929	1,539,182	99.8%	1,532,202	1,531,049	99.9%
4,850,735	99.9%	5,250,566	5,241,206	99.8%	5,526,497	5,522,362	99.9%
182,531	97.9%	187,075	184,094	98.4%	206,416	204,745	99.2%
22,863	23.2%	72,081	20,236	28.1%	64,139	17,043	26.6%
33,324,930	95.3%	35,195,336	33,864,293	96.2%	34,621,906	33,562,642	96.9%
33,061,803	95.3%	34,973,956	33,642,913	96.2%	34,401,098	33,341,834	96.9%
32,613,192	98.9%	33,503,468	33,177,584	99.0%	33,131,822	32,861,732	99.2%
32,564,895	98.9%	33,465,983	33,145,330	99.0%	33,092,571	32,828,422	99.2%
14,316,875	98.8%	14,548,099	14,386,192	98.9%	14,577,276	14,442,582	99.1%
13,432,717	98.8%	14,026,441	13,870,341	98.9%	13,665,870	13,539,597	99.1%
4,815,303	99.9%	4,891,443	4,888,797	99.9%	4,849,425	4,846,243	99.9%
48,297	84.5%	37,485	32,254	86.0%	39,251	33,310	84.9%
448,611	25.8%	1,470,488	465,329	31.6%	1,269,276	480,102	37.8%
263,127	100.0%	221,380	221,380	100.0%	220,808	220,808	100.0%
372,629	90.0%	429,802	387,585	90.2%	445,220	403,409	90.6%
363,092	95.9%	393,872	378,014	96.0%	407,027	392,012	96.3%
362,825	95.9%	393,573	377,722	96.0%	406,740	391,747	96.3%
267	91.1%	299	292	97.7%	287	265	92.3%
9,537	27.2%	35,930	9,571	26.6%	38,193	11,397	29.8%
3,520,558	100.0%	3,330,999	3,330,999	100.0%	3,272,898	3,272,944	100.0%
0	-	0	0	-	0	0	-
0	-	0	0	-	0	0	-
0	-	0	0	-	0	0	-
0	-	0	0	-	0	0	-
0	-	0	0	-	0	0	-
18,688	32.0%	57,869	18,094	31.3%	17,285	17,285	100.0%
18,688	100.0%	18,094	18,094	100.0%	17,285	17,285	100.0%
18,688	100.0%	18,094	18,094	100.0%	17,285	17,285	100.0%
0	-	0	0	-	0	0	-
0	0.0%	39,775	0	0.0%	0	0	0.0%
3,291,312	99.8%	3,326,592	3,320,375	99.8%	3,336,355	3,329,853	99.8%
3,289,411	100.0%	3,321,243	3,318,757	99.9%	3,333,495	3,329,240	99.9%
3,235,317	100.0%	3,305,153	3,302,668	99.9%	3,284,386	3,282,693	99.9%
54,094	100.0%	16,090	16,089	100.0%	49,109	46,547	94.8%
1,901	33.8%	5,349	1,618	30.2%	2,860	613	21.4%
6,999,768	94.6%	7,449,289	7,122,167	95.6%	7,329,083	7,068,749	96.4%
6,889,913	98.8%	7,088,526	7,008,381	98.9%	7,016,839	6,950,487	99.1%
6,888,342	98.8%	7,085,227	7,006,390	98.9%	7,014,756	6,949,958	99.1%
1,571	48.2%	3,299	1,991	60.4%	2,083	529	25.4%
109,855	25.7%	360,763	113,786	31.5%	312,244	118,262	37.9%

(9) 市税決算額税目別構成比及び前年度比較

区 分	平 成 26 年 度			平 成 27 年 度			平 成
	決 算 額	構 成 比	前 年 比	決 算 額	構 成 比	前 年 比	決 算 額
市 税 総 計	77,892,183	100.0%	101.6%	77,459,503	100.0%	99.4%	77,659,392
市 民 税	30,308,322	38.9%	104.7%	30,084,186	38.9%	99.3%	30,131,507
個 人	22,895,239	29.4%	100.7%	23,214,430	30.0%	101.4%	23,538,876
均 等 割	726,630	0.9%	116.6%	727,681	1.0%	100.1%	737,197
所 得 割	22,168,609	28.5%	100.2%	22,486,749	29.0%	101.4%	22,801,679
法 人	7,413,083	9.5%	119.7%	6,869,756	8.9%	92.7%	6,592,631
均 等 割	1,476,950	1.9%	101.8%	1,496,701	1.9%	101.3%	1,565,564
税 割	5,936,133	7.6%	125.2%	5,373,055	7.0%	90.5%	5,027,067
固 定 資 産 税	33,337,703	42.8%	98.9%	33,185,827	42.8%	99.5%	33,324,930
土 地	14,706,007	18.9%	100.0%	14,567,847	18.8%	99.1%	14,551,605
家 屋	13,482,579	17.3%	103.3%	13,420,530	17.3%	99.5%	13,646,714
償 却 資 産	4,864,871	6.2%	85.9%	4,940,012	6.4%	101.5%	4,863,484
交 付 金	284,246	0.4%	101.2%	257,438	0.3%	90.6%	263,127
軽 自 動 車 税	288,375	0.4%	102.8%	295,257	0.4%	102.4%	372,629
市 た ば こ 税	3,682,439	4.7%	96.3%	3,613,504	4.6%	98.1%	3,520,558
特 別 土 地 保 有 税	0	0.0%	-	0	0.0%	-	0
入 湯 税	149,875	0.2%	665.8%	19,391	0.0%	12.9%	18,688
事 業 所 税	3,149,130	4.0%	104.1%	3,315,241	4.3%	105.3%	3,291,312
都 市 計 画 税	6,976,339	9.0%	101.4%	6,946,097	9.0%	99.6%	6,999,768

28 年 度		平 成 29 年 度			平 成 30 年 度		
構 成 比	前 年 比	決 算 額	構 成 比	前 年 比	決 算 額	構 成 比	前 年 比
100.0%	100.3%	78,767,750	100.0%	101.4%	79,238,902	100.0%	100.6%
38.8%	100.2%	30,724,237	39.0%	102.0%	31,584,020	39.9%	102.8%
30.3%	101.4%	23,739,519	30.1%	100.9%	24,308,821	30.7%	102.4%
0.9%	101.3%	750,796	1.0%	101.8%	763,214	1.0%	101.7%
29.4%	101.4%	22,988,723	29.2%	100.8%	23,545,607	29.7%	102.4%
8.5%	96.0%	6,984,718	8.9%	105.9%	7,275,199	9.2%	104.2%
2.0%	104.6%	1,568,792	2.0%	100.2%	1,562,243	2.0%	99.6%
6.5%	93.6%	5,415,926	6.9%	107.7%	5,712,956	7.2%	105.5%
42.9%	100.4%	33,864,293	43.0%	101.6%	33,562,642	42.4%	99.1%
18.7%	99.9%	14,628,375	18.6%	100.5%	14,689,091	18.5%	100.4%
17.6%	101.7%	14,094,150	17.9%	103.3%	13,771,508	17.4%	97.7%
6.3%	98.5%	4,920,388	6.2%	101.2%	4,881,235	6.2%	99.2%
0.3%	102.2%	221,380	0.3%	84.1%	220,808	0.3%	99.7%
0.5%	126.2%	387,585	0.5%	104.0%	403,409	0.5%	104.1%
4.5%	97.4%	3,330,999	4.2%	94.6%	3,272,944	4.1%	98.3%
0.0%	-	0	0.0%	-	0	0.0%	-
0.0%	96.4%	18,094	0.0%	96.8%	17,285	0.0%	95.5%
4.3%	99.3%	3,320,375	4.2%	100.9%	3,329,853	4.2%	100.3%
9.0%	100.8%	7,122,167	9.1%	101.7%	7,068,749	8.9%	99.2%

[図表5] 市税収入率の推移



II 市 民 税



Ⅱ 市 民 税

1 個人市民税

■ 納税義務者

個人市民税の納税義務者は次のとおりです。

納 税 義 務 者	納める税額	
	均等割	所得割
市内に住所がある人	○	○
市内に事務所、事業所又は家屋敷がある人でその市内に住所がない人	○	

市内に住所があるかどうか、又、事業所等があるかどうかは、1月1日（賦課期日）現在の状況で判断する。

■ 市民税が課税されない人

★ 均等割も所得割もかからない人

- (1) 生活保護法によって生活扶助を受けている人
- (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年中の合計所得金額が125万円以下（給与の収入金額では 2,044,000円未満）の人
- (3) 前年中の合計所得金額が、次による額又は次の算式で求めた額以下の人
 - * 扶養家族のない人は、35万円
 - * 扶養家族のある人は、35万円×家族数（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族数）＋21万円

★ 所得割がかからない人

- 前年中の総所得金額等の合計額が、次による額又は次の算式で求めた額以下の人
- * 扶養家族のない人は、35万円
 - * 扶養家族のある人は、35万円×家族数（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族数）＋32万円

■ 税額の計算方法

均等割額 3,500円

（ほかに県民税2,300円（平成18年度から県民緑税800円含む。））

（※）平成26年度から令和5年度までに限り、防災・減災事業の財源を確保するため、市民税・県民税の均等割額をそれぞれ年額500円引上げ

所得割額 $(\text{前年中の所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率} - \text{税額控除額}$

〔注〕 所得割額は、100円未満の端数を切り捨てる。

2 法人市民税

法人市民税は、市内に事務所、事業所等がある法人等に課される税で、個人市民税と同様に均等割と法人等の法人税額に応じて負担する法人税割がある。

■ 納税義務者

納 税 義 務 者	納める税額	
	均等割	法人税割
市内に事務所又は事業所を有する法人（※）	○	○
市内に寮等を有する法人（※）で市内に事務所又は事業所を有しないもの	○	
法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの		○

（※）法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものは法人とみなす。

■ 税額の計算方法

均等割額

	法人の区分	従業者数の合計数	税率（年額）
1	下記2～6に掲げる法人以外の法人		60,000円
2	資本金等の額が1,000万円以下の法人	50人以下	60,000円
		50人超	144,000円
3	資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	50人以下	156,000円
		50人超	180,000円
4	資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	50人以下	192,000円
		50人超	480,000円
5	資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	50人以下	492,000円
		50人超	2,100,000円
6	資本金等の額が50億円を超える法人	50人以下	492,000円
		50人超	3,600,000円

〔注〕 1 従業者数の合計数…市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者数の合計数

2 資本金等の額及び従業者数の合計数は、算定期間の末日で判定する。

法人税割額

課税標準となる法人税額×税率〔12.1/100〕

（令和元年10月1日以降は〔8.4/100〕）

〔注〕 資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、課税標準となる法人税額が400万円以下の法人等は、上記により算定した法人税割額から、当該額の2.4/12.1（令和元年10月1日以降は2.4/8.4）相当額を控除した額となる。

★ 申告と納税

法人市民税は、事業年度が終了した後一定期間内に、その納付すべき税額を算出して申告し、その申告した税金を納めることになっている（これを申告納付という。）。

事業年度	申告の種類	申告納付期限等
6か月	確定申告	申告納付期限…事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内 申告納付額 …均等割額と法人税割額との合計額
1年	中間（予定）申告	申告納付期限…事業年度開始の日以後6か月を経過した日から原則として2か月以内 申告納付額 …(1)又は(2)の額 (1) 均等割額(年額)の1/2の額と前事業年度の法人税割額の1/2の額との合計額（予定申告） (2) 均等割額(年額)の1/2の額とその事業年度開始の日以後6か月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額との合計額（中間申告）
	確定申告	申告納付期限…事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内 申告納付額 …均等割額と法人税割額との合計額 なお、該当事業年度についてすでに中間（予定）申告を行った税額がある場合には、その額を差し引いた額

Ⅱ 市 民 税

1 個 人

(1) 納税義務者数の推移

区 分	均等割のみを納めるもの		均等割と所得割を納めるもの	
	人 員	前年比	人 員	前年比
平成25年度	10,338	101.0%	194,512	100.0%
26	10,844	104.9%	194,186	99.8%
27	11,035	101.8%	194,772	100.3%
28	11,381	103.1%	197,127	101.2%
29	11,435	100.5%	200,744	101.8%
30	11,828	103.4%	204,028	101.6%
令和元年度	11,614	98.2%	208,161	102.0%
給与所得者	4,257	96.4%	172,234	102.8%
営業等所得者	1,258	100.3%	8,182	100.5%
農業所得者	0	0.0%	10	90.9%
その他の所得者	5,560	99.3%	27,735	98.1%
(注1) 家屋敷等のみ	539	96.9%	—	—

(注1) 「家屋敷等のみ」欄は、地方税法第 294条第 1 項第 2 号に該当する

課税状況調(表2) (単位:人)

均等割を納めるもの		所得割を納めるもの		納税義務者の計		区 分
人 員	前年比	人 員	前年比	人 員	前年比	
204,850	100.0%	194,512	100.0%	204,850	100.0%	平成25年度
205,030	100.1%	194,186	99.8%	205,030	100.1%	平成26年度
205,807	100.4%	194,772	100.3%	205,807	100.4%	平成27年度
208,508	101.3%	197,127	101.2%	208,508	101.3%	平成28年度
212,179	101.8%	200,744	101.8%	212,179	101.8%	平成29年度
215,856	101.7%	204,028	101.6%	215,856	101.7%	平成30年度
219,775	101.8%	208,161	102.0%	219,775	101.8%	令和元年度
176,491	102.6%	172,234	102.8%	176,491	102.6%	給与所得者
9,440	100.5%	8,182	100.5%	9,440	100.5%	営業等所得者
10	76.9%	10	90.9%	10	76.9%	農業所得者
33,295	98.3%	27,735	98.1%	33,295	98.3%	その他の所得者
539	96.9%	—	—	539	96.9%	家屋敷等のみ

者に係る数である。

(2) 所得控除額等の推移(その1)

区 分	納 税 義 務 者 数		計	総 所 得		
	所得税の納税義務			総所得金額	分離長期譲渡所得金額	分離短期譲渡所得金額
	あり	なし				
平成25年度	175,377	19,135	194,512	579,208,611	8,200,702	60,344
26	176,592	17,594	194,186	578,726,452	8,392,879	82,337
27	177,916	16,856	194,772	588,234,338	10,613,513	89,817
28	180,574	16,553	197,127	599,279,501	13,160,003	32,225
29	183,868	16,876	200,744	612,577,095	11,302,100	96,839
30	186,593	17,435	204,028	629,972,491	11,884,195	110,287
令和元年度	190,058	18,103	208,161	649,614,129	13,244,832	133,932
10万円以下の金額	2,735	5,747	8,482	5,485,161	5,790,785	7,101
10万円を超え100万円以下	63,491	2,868	66,359	90,209,362	1,620,828	10,744
100万円 " 200万円 "	56,311	3,956	60,267	149,599,033	1,410,176	1,048
200万円 " 300万円 "	31,415	4,258	35,673	133,676,569	469,859	24,922
300万円 " 400万円 "	15,855	1,231	17,086	85,843,707	335,382	5,600
400万円 " 550万円 "	11,028	43	11,071	71,546,997	388,456	12,647
550万円 " 700万円 "	3,775	0	3,775	30,712,422	656,437	19,003
700万円 " 1,000万円 "	2,895	0	2,895	29,821,730	802,623	21,896
1,000万円を超える金額	2,553	0	2,553	52,719,148	1,770,286	30,971

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

課税状況調（表12・58）（単位：人・千円）

金額等			所得控除額					
株式等に係る譲渡所得金額	上場株式等に係る配当所得金額	先物取引に係る雑所得金額	計	雑損	医療費	社会保険料	小規模企業共済等掛金	生命保険料
1,699,755	79,425	223,097	589,471,934	5,648	4,077,888	96,701,776	1,883,047	5,602,348
5,995,006	327,244	537,636	594,061,554	13,322	4,026,249	99,013,564	1,940,142	5,838,583
3,815,836	280,824	551,699	603,586,027	7,760	4,093,368	102,236,061	2,012,711	6,035,552
3,587,364	217,486	371,798	616,648,377	9,587	4,191,447	106,329,250	2,120,611	6,221,566
3,024,252	132,096	252,353	627,384,735	4,008	4,302,657	110,486,329	2,219,252	6,444,693
5,198,801	306,765	204,744	647,677,283	2,465	4,422,595	114,419,962	2,450,752	6,658,453
8,153,309	227,530	183,047	671,556,779	39,422	4,504,838	118,126,592	2,781,309	6,832,880
280,618	8,923	21,121	11,593,709	2,880	196,233	1,192,464	44,747	143,265
484,996	17,833	17,988	92,361,751	17,237	1,222,974	19,180,214	345,259	1,528,673
1,293,670	13,867	53,680	152,371,474	10,186	875,522	30,682,698	409,068	1,886,462
134,363	23,993	41,156	134,370,862	1,000	603,517	26,383,391	385,868	1,452,494
277,325	7,468	13,405	86,482,887	3,774	422,229	16,232,285	329,006	801,104
866,742	14,770	22,491	72,852,103	449	350,046	12,610,275	338,645	563,728
85,927	13,730	8,195	31,495,714	27	212,292	4,666,514	205,726	191,481
1,247,556	27,889	3,259	31,924,953	1,010	222,271	3,762,687	265,396	145,950
3,482,112	99,057	1,752	58,103,326	2,859	399,754	3,416,064	457,594	119,723

(2) 所得控除額等の推移(その2)

区 分	所 得				
	地震保険料	障 害 者	寡 婦	寡 夫	勤労学生
平成25年度	147,834	2,054,100	1,085,480	122,200	0
26	148,453	2,019,640	1,106,260	118,560	0
27	154,272	1,991,140	1,118,700	113,100	0
28	165,368	1,967,700	1,118,900	114,140	0
29	172,333	1,961,200	1,123,600	109,200	0
30	174,360	1,974,720	1,149,660	108,680	0
令和元年度	185,170	2,006,560	1,156,920	105,820	0
10万円以下の金額	3,916	113,000	51,240	3,640	0
10万円を超え100万円以下	33,578	813,820	604,720	34,580	-
100万円 " 200万円 "	39,347	465,000	314,680	37,180	-
200万円 " 300万円 "	35,255	255,100	120,560	28,080	-
300万円 " 400万円 "	25,031	142,900	42,580	2,340	-
400万円 " 550万円 "	20,791	89,380	11,960	0	-
550万円 " 700万円 "	8,815	41,580	4,680	-	-
700万円 " 1,000万円 "	8,436	35,380	4,160	-	-
1,000万円を超える金額	10,001	50,400	2,340	-	-

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

課税状況調 (表58・59) (単位：千円)

控 除 額					
配 偶 者	配偶者特別	扶 養	特別障害 者のうち 同居特障 加 算 分	基 礎	計
17,350,050	887,200	12,363,060	376,050	64,188,960	206,845,641
16,950,860	899,390	12,276,760	363,860	64,081,380	208,797,023
16,415,320	930,960	12,273,780	347,530	64,274,760	212,005,014
16,061,360	979,810	12,173,340	339,940	65,051,910	221,429,407
15,768,960	956,380	12,021,350	322,000	66,245,520	98,680,543
15,400,420	938,890	11,963,250	316,940	67,329,240	227,310,387
14,181,220	2,278,150	11,989,160	324,070	68,693,130	233,205,241
379,830	54,840	259,060	18,860	2,799,060	5,263,035
4,297,140	518,010	2,704,670	110,400	21,898,470	53,309,745
3,335,890	668,270	2,702,930	80,040	19,888,110	61,395,383
2,745,250	499,190	2,199,850	43,470	11,772,090	46,525,115
1,634,940	278,010	1,563,670	27,370	5,638,380	27,143,619
1,286,670	192,600	1,266,130	18,170	3,653,430	20,402,274
442,360	58,010	461,550	9,660	1,245,750	7,548,445
59,140	9,220	434,830	7,590	955,350	5,911,420
0	-	396,470	8,510	842,490	5,706,205

(2) 所得控除額等の推移(その3)

区分	課税標準額							計	算出税額
	総所得金額に係るもの (注1)	分離長期譲渡所得に係るもの	譲渡所得に係るもの	短期譲渡所得に係るもの	株式等に係る譲渡所得金額に係るもの	上場株式等に係る配当所得金額に係るもの	先物取引に係る雑所得金額に係るもの		
平成25年度	372,511,004	8,392,879	82,337	5,995,006	327,244	537,636	387,846,106	22,641,934	
26	370,123,812	8,268,028	79,256	5,939,678	327,228	526,529	385,264,531	22,600,927	
27	376,412,081	10,471,707	88,603	3,788,060	278,571	541,991	391,581,013	23,032,158	
28	382,629,721	13,023,275	28,496	3,543,840	217,218	360,898	399,803,448	23,463,921	
29	390,620,398	11,160,006	94,501	3,002,683	131,488	238,177	405,247,253	23,867,461	
30	402,843,860	11,749,305	107,336	5,162,627	305,202	198,596	420,366,896	24,687,566	
令和元年度	416,598,090	13,086,791	132,004	8,132,487	227,404	174,762	438,351,538	25,640,334	
10万円以下の金額	410,521	5,633,158	5,187	260,104	8,801	12,903	6,330,674	200,626	
10万円を超え 100万円以下	36,899,971	1,620,546	10,742	484,938	17,833	17,976	39,052,006	2,275,893	
100万円を超え 200万円以下	88,203,756	1,410,134	1,047	1,293,621	13,867	53,666	90,976,091	5,372,161	
200万円を超え 300万円以下	87,151,540	469,839	24,919	134,316	23,993	41,140	87,845,747	5,249,035	
300万円を超え 400万円以下	58,700,150	335,368	5,599	277,286	7,468	13,397	59,339,268	3,540,605	
400万円を超え 550万円以下	51,144,791	388,448	12,644	866,698	14,766	22,482	52,449,829	3,107,556	
550万円を超え 700万円以下	23,164,014	656,424	19,002	85,908	13,730	8,191	23,947,269	1,413,634	
700万円を超え 1,000万円以下	23,910,349	802,610	21,894	1,247,534	27,889	3,257	26,013,533	1,498,045	
1,000万円を 超える金額	47,012,998	1,770,264	30,970	3,482,082	99,057	1,750	52,397,121	2,982,779	

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

(注1) 「総所得金額」欄には、山林所得金額と退職所得金額を含む。

課税状況調 (表12・59) (単位:千円)

税 額 控 除 額					税額調整額	配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除額	減免税額	所 得 割 額		
調整控除	住宅借入金等特別税額控除	寄附金税額控除	その他	計				所得税の納税義務		計
								あり	なし	
402,842	367,005	6,098	16,603	792,548	3,380	18,696	36,933	20,803,632	986,745	21,790,377
400,848	295,310	10,465	14,739	721,362	3,488	58,370	35,043	20,970,236	812,428	21,782,664
398,178	291,111	36,612	16,988	742,889	3,095	69,909	34,886	21,425,500	755,879	22,181,379
399,119	317,428	195,477	15,173	927,197	2,887	47,205	32,338	21,716,612	737,682	22,454,294
402,380	341,303	332,446	16,028	1,092,157	3,281	30,385	32,028	21,960,734	748,876	22,709,610
405,168	391,290	479,439	16,196	1,292,093	2,447	59,030	30,915	22,515,022	788,059	23,303,081
409,432	433,456	661,896	19,395	1,524,179	2,110	66,946	31,630	23,183,076	832,393	24,015,469
10,201	8	2,136	50	12,395	23	384	200	180,982	6,642	187,624
152,787	17,799	13,746	1,292	185,624	1,543	3,707	22,851	2,030,524	31,644	2,062,168
133,583	162,478	56,266	1,960	354,287	544	36,272	7,566	4,782,190	191,302	4,973,492
56,782	206,525	95,869	1,771	360,947	0	4,507	1,013	4,480,437	402,131	4,882,568
25,631	45,983	92,977	1,402	165,993	0	2,566	0	3,180,586	191,460	3,372,046
16,608	663	112,286	1,442	130,999	0	3,427	0	2,963,916	9,214	2,973,130
5,664	0	58,341	1,171	65,176	0	2,917	0	1,345,541	0	1,345,541
4,345	0	66,700	1,004	72,049	0	3,693	0	1,422,303	0	1,422,303
3,831	0	163,575	9,303	176,709	0	9,473	0	2,796,597	0	2,796,597

(3) 所得控除等を行った納税義務者数の推移

区分	所得控除又は税額控除を行った										
	雑損	医療費	社会保険料	小規模企業共済等掛金	生命保険料	地震保険料	寄附金	障害者	寡婦	寡夫	配偶者
平成25年度	21	20,727	186,657	3,588	134,466	29,211	409	7,048	3,834	470	51,345
平成26年度	25	20,361	186,616	3,939	134,032	30,695	644	6,932	3,901	456	50,122
平成27年度	16	20,470	187,502	4,625	134,837	32,294	1,983	6,835	3,947	435	48,509
平成28年度	17	20,861	190,014	5,344	135,918	33,456	5,715	6,783	3,949	439	47,442
平成29年度	8	20,982	193,730	5,974	138,158	34,940	9,233	6,755	3,958	420	46,547
平成30年度	7	21,772	197,017	7,384	140,990	36,320	12,731	6,801	4,051	418	45,414
令和元年度	113	21,656	201,055	9,077	143,617	39,496	17,273	6,911	4,076	407	41,984

(4) 所得区分別納税義務者の推移(所得割)

区分	給与所得者			営業等所得者			農業所得者			その他
	納税義務者	構成比	前年比	納税義務者	構成比	前年比	納税義務者	構成比	前年比	納税義務者
平成25年度	154,556	79.5%	99.9%	8,241	4.2%	101.2%	13	0.0%	81.3%	29,920
平成26年度	154,264	79.4%	99.8%	8,272	4.3%	100.4%	13	0.0%	100.0%	29,006
平成27年度	156,399	80.3%	101.4%	8,263	4.2%	99.9%	11	0.0%	84.6%	27,846
平成28年度	158,929	80.6%	101.6%	8,326	4.2%	100.8%	15	0.0%	136.4%	27,686
平成29年度	162,965	81.2%	102.5%	8,273	4.1%	99.4%	11	0.0%	73.3%	27,558
平成30年度	166,510	81.6%	102.2%	8,033	3.9%	97.1%	11	0.0%	100.0%	26,855
令和元年度	171,264	82.3%	102.9%	8,106	3.9%	100.9%	10	0.0%	90.9%	26,432

(5) 所得区分別所得金額の推移(所得割)

区分	給与所得者			営業等所得者			農業所得者			その他
	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比	金額
平成25年度	481,354,157	81.7%	99.8%	24,128,527	4.1%	101.0%	44,010	0.0%	87.7%	64,546,290
平成26年度	479,092,257	80.6%	99.5%	24,184,467	4.1%	100.2%	39,157	0.0%	89.0%	61,492,717
平成27年度	492,005,950	81.5%	102.7%	24,788,396	4.1%	102.5%	41,436	0.0%	105.8%	59,514,731
平成28年度	502,766,136	81.5%	102.2%	25,614,954	4.2%	103.3%	56,957	0.0%	137.5%	59,147,799
平成29年度	518,232,063	82.6%	103.1%	25,437,722	4.1%	99.3%	44,882	0.0%	78.8%	58,651,382
平成30年度	532,851,187	82.3%	102.8%	25,383,516	3.9%	99.8%	39,921	0.0%	88.9%	56,980,044
令和元年度	555,064,846	82.7%	104.2%	25,718,150	3.8%	101.3%	34,036	0.0%	85.3%	55,867,882

(6) 所得区分別税額の推移(所得割)

区分	給与所得者			営業等所得者			農業所得者			その他
	税額	構成比	前年比	税額	構成比	前年比	税額	構成比	前年比	税額
平成25年度	18,126,300	83.2%	99.1%	884,470	4.1%	101.9%	1,963	0.0%	103.5%	2,080,923
平成26年度	17,966,328	82.5%	99.1%	885,543	4.1%	100.1%	1,566	0.0%	79.8%	1,957,719
平成27年度	18,441,394	83.1%	102.6%	915,482	4.1%	103.4%	1,787	0.0%	114.1%	1,898,288
平成28年度	18,658,055	83.1%	101.2%	945,238	4.2%	103.3%	2,281	0.0%	127.6%	1,867,620
平成29年度	19,093,468	84.1%	102.3%	931,708	4.1%	98.6%	1,788	0.0%	78.4%	1,836,833
平成30年度	19,496,272	83.7%	102.1%	932,740	4.0%	100.1%	1,630	0.0%	91.2%	1,782,775
令和元年度	20,209,089	84.2%	103.7%	936,705	3.9%	100.4%	1,238	0.0%	76.0%	1,738,047

課税状況調(表19) (単位:人、千円)

た 納 税 義 務 者 数							障 害 者 控 除 の 対 象 と な っ た 人 員					
配偶者 特別	扶養	配偶者及び 扶養親族の うち同居特 障加算分に 係る者	配 当	住宅借 入金等 特別税 額控除	外 国 税 額	配当割額及 び株式等譲 渡所得割額	納 税 義 務 者			配 偶 者 及 び 扶 養 親 族		
							一 般	特 別	合 計	一 般	特 別	合 計
3,829	24,654	1,614	1,870	10,368	16	2,250	1,884	1,273	3,157	2,181	2,051	4,232
3,873	24,508	1,563	1,879	8,872	16	2,675	1,879	1,240	3,119	2,140	2,009	4,149
4,045	24,511	1,492	2,075	8,364	13	2,475	1,845	1,224	3,069	2,219	1,891	4,110
4,242	24,506	1,459	2,117	8,255	57	2,432	1,821	1,174	2,995	2,229	1,875	4,104
4,165	24,270	1,380	2,154	8,300	70	2,313	1,881	1,134	3,015	2,294	1,785	4,079
4,074	24,170	1,354	2,225	9,167	81	2,794	1,924	1,137	3,061	2,318	1,769	4,087
7,745	24,275	1,386	2,227	10,005	68	2,575	2,013	1,164	3,177	2,288	1,797	4,085

課税状況調(表5~7・9・11) (単位:人)

の 所 得 者		小 計			分 離 譲 渡 所 得 者			合 計			区 分
構成比	前年比	納 税 義 務 者	構成比	前年比	納 税 義 務 者	構成比	前年比	納 税 義 務 者	前年比		
15.4%	99.1%	192,730	99.1%	99.8%	1,782	0.9%	113.6%	194,512	100.0%	平成25年度	
14.9%	96.9%	191,555	98.6%	99.4%	2,631	1.4%	147.6%	194,186	99.8%	平成26年度	
14.3%	96.0%	192,519	98.8%	100.5%	2,253	1.2%	85.6%	194,772	100.3%	平成27年度	
14.0%	99.4%	194,956	98.9%	101.3%	2,171	1.1%	96.4%	197,127	101.2%	平成28年度	
13.7%	99.5%	198,807	99.0%	102.0%	1,937	1.0%	89.2%	200,744	101.8%	平成29年度	
13.2%	97.4%	201,409	98.7%	101.3%	2,619	1.3%	135.2%	204,028	101.6%	平成30年度	
12.7%	98.4%	205,812	98.9%	102.2%	2,349	1.1%	89.7%	208,161	102.0%	令和元年度	

課税状況調(表5~7・9・56) (単位:千円)

の 所 得 者		小 計			分 離 譲 渡 所 得 者			合 計			区 分
構成比	前年比	金 額	構成比	前年比	金 額	構成比	前年比	金 額	前年比		
10.9%	97.2%	570,072,984	96.7%	99.5%	19,398,950	3.3%	111.4%	589,471,934	99.9%	平成25年度	
10.4%	95.3%	564,808,598	95.1%	99.1%	29,252,956	4.9%	150.8%	594,061,554	100.8%	平成26年度	
9.9%	96.8%	576,350,513	95.5%	102.0%	27,235,514	4.5%	93.1%	603,586,027	101.6%	平成27年度	
9.6%	99.4%	587,585,846	95.3%	101.9%	29,062,531	4.7%	106.7%	616,648,377	102.2%	平成28年度	
9.3%	99.2%	602,366,049	96.0%	102.5%	25,018,686	4.0%	86.1%	627,384,735	101.7%	平成29年度	
8.8%	97.2%	615,254,668	95.0%	102.1%	32,422,615	5.0%	111.6%	647,677,283	105.0%	平成30年度	
8.3%	98.0%	636,684,914	94.8%	103.5%	34,871,865	5.2%	107.6%	671,556,779	103.7%	令和元年度	

課税状況調(表5~7・9・11) (単位:千円)

の 所 得 者		小 計			分 離 譲 渡 所 得 者			合 計			区 分
構成比	前年比	税 額	構成比	前年比	税 額	構成比	前年比	税 額	前年比		
9.5%	95.9%	21,093,656	96.8%	98.9%	696,721	3.2%	112.9%	21,790,377	99.3%	平成25年度	
9.0%	94.1%	20,811,156	95.5%	98.7%	971,508	4.5%	139.4%	21,782,664	100.0%	平成26年度	
8.6%	97.0%	21,256,951	95.8%	102.1%	924,428	4.2%	95.2%	22,181,379	101.8%	平成27年度	
8.3%	98.4%	21,473,194	95.6%	101.0%	981,100	4.4%	106.1%	22,454,294	101.2%	平成28年度	
8.1%	98.4%	21,863,797	96.3%	101.8%	845,813	3.7%	86.2%	22,709,610	101.1%	平成29年度	
7.7%	97.1%	22,213,417	95.3%	101.6%	1,089,664	4.7%	128.8%	23,303,081	102.6%	平成30年度	
7.2%	97.5%	22,885,079	95.3%	103.0%	1,130,390	4.7%	133.6%	24,015,469	103.1%	令和元年度	

(7) 扶養親族等の人員別納税義務者数

	納税義務者数	扶 養 親 族			
		0 人	1 人	2 人	3 人
平成25年度	194,512	120,497	38,974	18,185	12,830
26	194,186	121,043	38,445	18,007	12,680
27	194,772	122,738	37,752	17,853	12,514
28	197,127	125,751	37,406	17,929	12,176
29	200,744	129,747	37,449	17,873	11,917
30	204,028	133,468	37,296	17,850	11,733
令和元年度	208,161	138,634	37,212	17,977	10,969
1万円以下の金額	812	671	116	20	3
1万円を超え 2万円以下	660	521	113	23	1
2万円 " 3万円 "	983	882	89	7	4
3万円 " 4万円 "	1,229	1,085	113	27	3
4万円 " 5万円 "	1,105	970	107	18	9
5万円 " 6万円 "	773	627	124	14	6
6万円 " 7万円 "	728	580	132	15	1
7万円 " 8万円 "	772	586	160	21	4
8万円 " 9万円 "	698	521	151	23	3
9万円 " 10万円 "	722	553	137	25	7
10万円 " 15万円 "	3,542	2,458	933	125	17
15万円 " 20万円 "	3,469	2,398	920	117	25
20万円 " 25万円 "	3,769	2,634	934	154	40
25万円 " 30万円 "	3,521	2,472	886	131	25
30万円 " 35万円 "	3,344	2,326	867	113	28
35万円 " 40万円 "	3,477	2,412	887	135	31
40万円 " 45万円 "	3,726	2,710	826	148	37
45万円 " 50万円 "	3,914	2,875	838	155	40
50万円 " 55万円 "	3,792	2,801	802	139	38
55万円 " 60万円 "	3,715	2,786	741	132	43
60万円 " 65万円 "	3,795	2,873	715	142	52
65万円 " 70万円 "	3,801	2,864	713	150	56
70万円 " 80万円 "	7,458	5,734	1,269	302	123
80万円 " 90万円 "	7,667	5,919	1,209	349	163
90万円 " 100万円 "	7,369	5,625	1,141	376	176
100万円 " 120万円 "	14,174	10,791	2,119	750	398
120万円 " 160万円 "	25,154	18,585	3,644	1,648	943
160万円 " 200万円 "	20,939	14,280	3,160	1,926	1,171
200万円を超える金額	73,053	39,095	13,366	10,792	7,522

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

課税状況調（表22）（単位：人）

等 の 人 員 別 納 税 義 務 者 数						
4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10人以上
3,431	499	78	15	3	0	0
3,404	521	68	15	2	0	1
3,306	507	78	19	5	0	0
3,283	485	73	21	2	0	1
3,177	476	89	15	1	0	1
3,084	495	88	12	1	1	0
2,829	449	78	12	1	0	0
1	1					
2						
1						
	1					
1						
2						
1						
5	3		1			
6	3					
7						
3	3	1				
10						
9	2	1				
2	2		1			
3	2	1				
10	2					
12	1					
9	4					
11	5	2				
26	3	1				
23	4					
46	4	1				
101	12	3				
273	56	4	1			
337	49	14	2			
1,928	292	50	7	1		

(8) 扶養控除人員

課税状況調 (表23) (単位:人)

区 分	控除対象配偶者	扶養控除人員	扶養控除人員の内訳	
			老人扶養親族	その他の扶養親族
平成25年度	51,345	32,361	7,319	25,042
26	50,122	32,095	7,162	24,933
27	48,509	32,067	7,156	24,911
28	47,442	47,442	7,021	40,421
29	46,547	31,396	6,714	24,682
30	45,414	31,157	6,722	24,435
令和元年度	41,984	31,156	6,720	24,436
1万円以下の金額	96	70	19	51
1万円を超え 2万円以下	93	67	21	46
2万円 " 3万円 "	72	43	8	35
3万円 " 4万円 "	95	80	20	60
4万円 " 5万円 "	91	79	16	63
5万円 " 6万円 "	107	61	16	45
6万円 " 7万円 "	109	52	11	41
7万円 " 8万円 "	128	81	22	59
8万円 " 9万円 "	133	70	24	46
9万円 " 10万円 "	130	73	12	61
10万円 " 15万円 "	839	403	83	320
15万円 " 20万円 "	847	385	94	291
20万円 " 25万円 "	875	456	101	355
25万円 " 30万円 "	788	403	106	297
30万円 " 40万円 "	1,523	783	185	598
40万円 " 60万円 "	2,665	1,605	409	1,196
60万円 " 80万円 "	2,386	1,507	392	1,115
80万円 " 120万円 "	4,298	3,005	756	2,249
120万円 " 160万円 "	3,877	2,790	650	2,140
160万円 " 200万円 "	3,943	2,780	624	2,156
200万円を超える金額	18,889	16,363	3,151	13,212

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

(9) 給与所得の収入金額等の推移

課税状況調 (表13)

区 分	納税義務者数 (人)			給与所得に係る 収入金額 (千円)	給与所得控除額 (千円)	特定支 出控除 額 (千 円)	給与所得金額 (千円)
	所得税の納税義務		計				
	あ	りな し					
平成25年度	146,630	15,675	162,305	694,706,927	210,819,175	0	483,887,752
26	148,492	14,071	162,563	695,292,796	210,483,216	3,234	484,806,346
27	150,701	13,520	164,221	710,296,358	213,846,735	4,782	496,444,841
28	154,144	13,358	167,502	725,183,756	217,825,925	1,268	507,356,503
29	157,188	13,592	170,780	745,099,570	223,071,791	460	522,027,319
30	160,646	14,221	174,867	768,399,408	229,044,448	1,656	539,353,304
令和元年度	164,554	14,847	179,401	796,337,236	236,394,504	800	559,941,932
10万円以下の金額	1,757	3,867	5,624	6,728,044	3,732,956	0	2,995,088
10万円を超え 100万円以下	47,065	1,795	48,860	102,845,620	40,501,237	353	62,344,030
100万円 " 200万円 "	51,559	3,788	55,347	201,918,498	68,846,714	0	133,071,784
200万円 " 300万円 "	29,954	4,159	34,113	179,357,139	54,158,922	315	125,197,902
300万円 " 400万円 "	15,188	1,200	16,388	110,807,760	30,271,032	0	80,536,728
400万円 " 550万円 "	10,526	38	10,564	87,594,676	21,233,908	53	66,360,715
550万円 " 700万円 "	3,528	0	3,528	34,504,271	7,428,609	0	27,075,662
700万円 " 1,000万円 "	2,679	0	2,679	30,756,671	5,603,521	79	25,153,071
1,000万円を超える金額	2,298	0	2,298	41,824,557	4,617,605	0	37,206,952

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

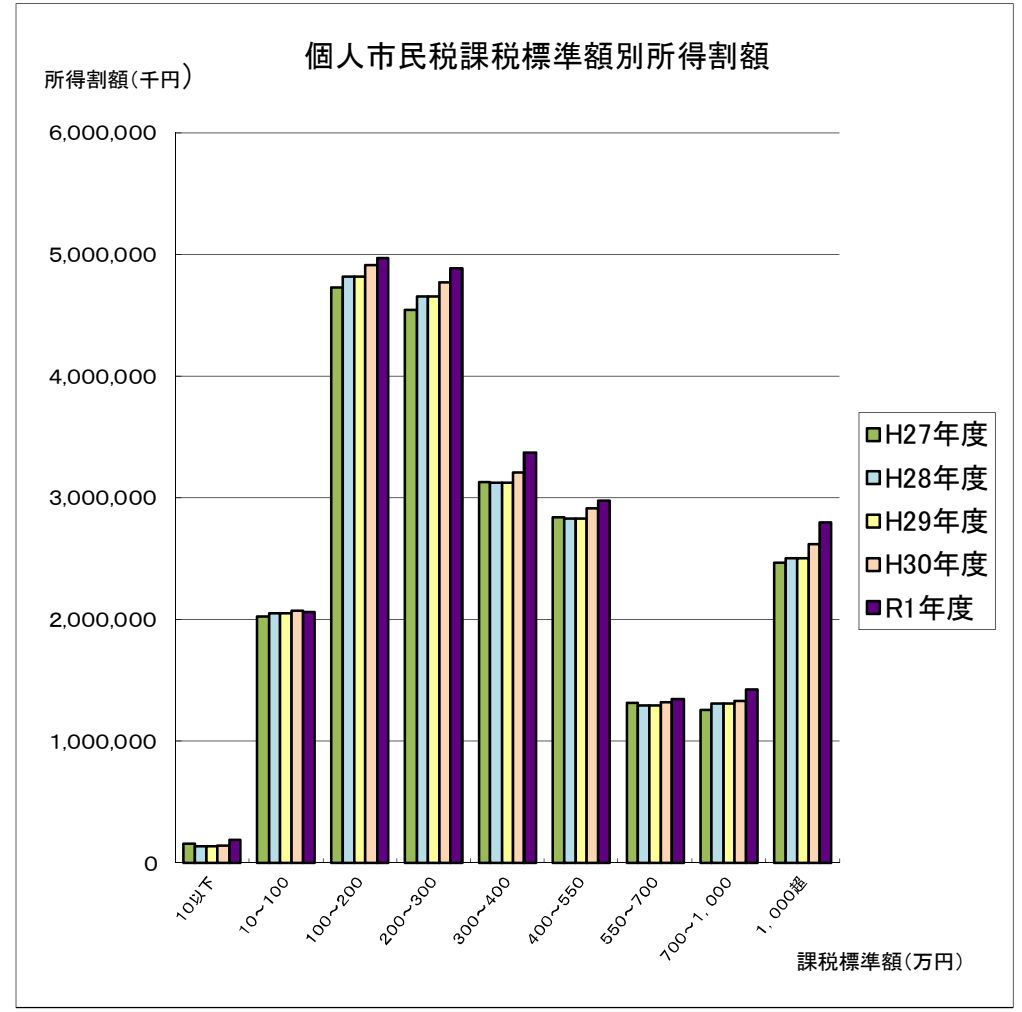
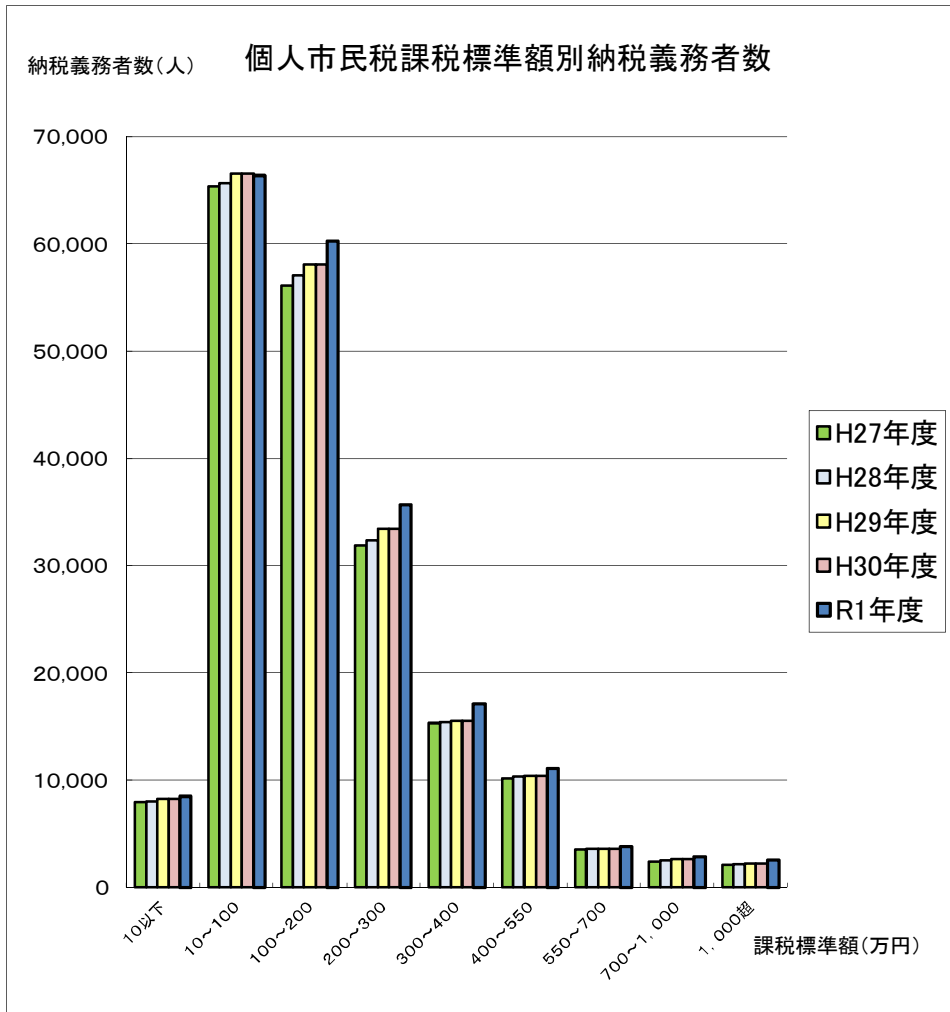
(10) 青色申告者及び事業専従者の推移

課税状況調 (表24) (単位:人)

区 分	青色申告 者である 納税義務 者数	青 色 事 業 専 従 者 関 係			白 色 事 業 専 従 者 関 係		
		事業専従者数	専従者を有 する納税義 務者数	専従者給与額 (千円)	事業専従者数	専従者を 有する納 税義務者 数	専従者控除 額 (千円)
平成24年度	9,257	2,490	2,261	4,738,351	477	455	227,810
25	9,602	2,417	2,217	4,477,357	454	435	216,950
26	9,557	2,397	2,197	4,457,304	539	462	226,401
27	9,702	2,414	2,211	4,443,401	452	430	213,691
28	9,801	2,328	2,123	4,322,404	435	415	208,382
29	9,773	2,189	2,016	4,010,688	391	378	188,367
30	10,014	2,115	1,948	3,981,681	354	341	168,870
令和元年度	9,896	2,104	1,929	3,914,508	351	323	158,022
5万円以下の金額	260	49	47	53,123	6	6	2,552
5万円を超え 10万円以下	205	47	42	50,187	8	8	3,899
10万円 " 20万円 "	315	74	70	85,271	16	16	7,253
20万円 " 40万円 "	587	97	90	120,284	31	29	15,150
40万円 " 120万円 "	2,026	369	332	494,981	110	92	44,409
120万円 " 160万円 "	804	164	145	243,221	39	38	19,000
160万円 " 200万円 "	693	125	118	204,639	36	34	17,860
200万円 " 300万円 "	1,276	271	250	421,506	35	32	15,912
300万円 " 550万円 "	1,757	416	377	830,026	44	42	20,315
550万円 " 1,000万円 "	1,065	267	244	635,240	19	19	8,586
1,000万円 " 2,000万円 "	628	159	149	486,778	6	6	2,586
2,000万円を超える金額	280	66	65	289,252	1	1	500

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

(11)個人市民税課税標準額別納税義務者数及び所得割額



(12) 令和元年度分住民税に係る給与所得控除額及び公的年金等控除額

1 給与所得控除額

給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を差し引いて算出するが、令和元年度分住民税の給与所得控除額は、給与等の収入金額に応じて次のようになる。

ただし、給与等の収入金額が660万円未満の場合には、次の表にかかわらず、所得税法別表第五により給与所得の金額を求める。

給与等の収入金額		給与所得控除額
1,800,000円以下		収入金額×40% 650,000円に満たない場合には650,000円
1,800,000円超	3,600,000円以下	収入金額×30%+180,000円
3,600,000円超	6,600,000円以下	収入金額×20%+540,000円
6,600,000円超	10,000,000円以下	収入金額×10%+1,200,000円
10,000,000円超		2,200,000円(上限)

2 公的年金等控除額の計算法

公的年金等に係る雑所得の金額は、公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を差し引いて算出するが、令和元年度分住民税の公的年金等控除額は、公的年金等の収入金額に応じて次のようになる。

年 齢	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳未満	1,300,000円未満	700,000円
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	収入金額×25%+375,000円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	収入金額×15%+785,000円
	7,700,000円以上	収入金額×5%+1,555,000円
65歳以上	3,300,000円未満	1,200,000円
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	収入金額×25%+375,000円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	収入金額×15%+785,000円
	7,700,000円以上	収入金額×5%+1,555,000円

2 法人

(1) 法人税割産業分類別調定額の推移

区 分	平成 2 6 年 度			平成 2 7 年 度		
	法人数	調 定 額	構 成 比	法人数	調 定 額	構 成 比
建 設 業	675	268,240	4.6%	740	292,543	5.7%
製 造 業	656	2,496,063	43.0%	671	2,290,784	44.4%
(1) 食 料 品	50	75,788	1.3%	49	56,968	1.1%
(2) 織 維 工 業	24	3,725	0.1%	25	3,998	0.1%
(3) 木 材 ・ 木 製 品	18	1,760	0.0%	16	1,857	0.0%
(4) パルプ・紙・紙加工品	16	232,171	4.0%	14	157,783	3.1%
(5) 印 刷 ・ 同 関 連 業	17	3,812	0.1%	18	4,147	0.1%
(6) 化 学 工 業	79	815,345	14.0%	82	775,808	14.9%
(7) 石 油 ・ 石 炭 製 品	2	17,286	0.3%	2	2,203	0.0%
(8) ゴ ム ・ 皮 革 製 品	18	11,652	0.2%	18	14,610	0.3%
(9) 窯 業 ・ 土 石 製 品	21	43,892	0.8%	23	33,998	0.7%
(10) 鉄 鋼 業	22	213,054	3.7%	22	117,669	2.3%
(11) 非 鉄 金 属	14	24,450	0.4%	19	69,985	1.4%
(12) 金 属 製 品	113	157,460	2.7%	127	172,963	3.4%
(13) 一 般 機 械 器 具	132	733,445	12.6%	141	617,702	11.9%
(14) 電 気 機 械 器 具	65	65,001	1.1%	54	69,910	1.4%
(15) 輸 送 用 機 械 器 具	15	40,814	0.7%	16	150,011	2.9%
(16) 精 密 機 械 器 具	25	23,897	0.4%	23	18,967	0.4%
(17) そ の 他 の 製 造 業	25	32,511	0.6%	22	22,205	0.4%
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	4	8,774	0.2%	3	531	0.0%
情 報 通 信 ・ 運 輸 業	230	543,304	9.3%	237	353,607	6.9%
卸 売 ・ 小 売 業	1,003	887,703	15.2%	1,011	845,801	16.4%
金 融 ・ 保 険 業	82	519,752	8.9%	81	544,850	10.6%
不 動 産 業	490	437,177	7.5%	539	289,414	5.6%
サ ー ビ ス 業	1,009	656,589	11.3%	1,081	537,698	10.4%
合 計	4,149	5,817,602	100.0%	4,363	5,155,228	100.0%

(単位：社・千円)

平成 2 8 年 度			平成 2 9 年 度			平成 3 0 年 度		
法人数	調 定 額	構 成 比	法人数	調 定 額	構 成 比	法人数	調 定 額	構 成 比
812	388,296	8.0%	877	361,876	6.9%	940	407,399	7.4%
671	1,791,944	36.9%	683	2,330,972	44.4%	715	2,436,885	44.1%
51	75,803	1.6%	51	73,966	1.4%	48	80,928	1.5%
21	1,629	0.0%	20	1,991	0.0%	20	3,530	0.1%
17	653	0.0%	16	1,105	0.0%	19	2,343	0.0%
13	142,520	2.9%	16	171,891	3.3%	18	159,924	2.9%
18	4,119	0.1%	20	3,783	0.1%	16	4,580	0.1%
80	806,069	16.6%	84	996,681	18.9%	88	877,290	15.8%
3	11,615	0.2%	3	7,978	0.2%	3	7,637	0.1%
22	9,695	0.2%	20	12,960	0.2%	20	16,736	0.3%
22	42,019	0.9%	27	68,092	1.3%	27	80,138	1.5%
18	80,211	1.7%	17	92,152	1.8%	26	163,155	3.0%
14	24,796	0.5%	22	29,502	0.6%	19	48,237	0.9%
127	107,929	2.2%	127	148,830	2.8%	134	166,093	3.0%
137	374,202	7.7%	134	574,983	11.0%	134	448,076	8.0%
62	52,966	1.1%	56	70,716	1.3%	60	203,211	3.7%
17	24,923	0.5%	16	23,978	0.5%	20	64,921	1.2%
22	12,885	0.3%	24	37,083	0.7%	31	72,501	1.3%
27	19,910	0.4%	30	15,281	0.3%	32	37,585	0.7%
4	5,100	0.1%	6	8,824	0.2%	7	6,561	0.1%
248	438,361	9.0%	255	432,228	8.2%	259	391,736	7.1%
1,064	877,816	18.1%	1,074	861,614	16.4%	1,103	928,604	16.8%
88	417,084	8.6%	91	290,787	5.5%	89	328,440	5.9%
579	380,191	7.8%	606	381,265	7.3%	646	445,633	8.1%
1,142	558,585	11.5%	1,212	583,000	11.1%	1,243	581,239	10.5%
4,608	4,857,377	100.0%	4,804	5,250,566	100.0%	5,002	5,526,497	100.0%

(2) 法人税割月別調定額の推移

区 分	平成 2 6 年 度		平成 2 7 年 度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
4 月	56,678	1.0%	87,281	1.7%
5 月	328,045	5.6%	264,018	5.1%
6 月	1,816,688	31.1%	1,649,821	32.0%
7 月	702,713	12.1%	619,156	12.0%
8 月	231,081	4.0%	233,308	4.5%
9 月	97,678	1.7%	112,700	2.2%
10 月	231,145	4.0%	112,633	2.2%
11 月	1,675,668	28.8%	1,245,984	24.2%
12 月	246,501	4.2%	315,784	6.1%
1 月	68,983	1.2%	60,313	1.2%
2 月	131,252	2.3%	115,850	2.2%
3 月	231,170	4.0%	338,380	6.6%
合 計	5,817,602	100.0%	5,155,228	100.0%

(3) 資本金段階別法人数の推移

区 分	平成 2 6 年 度		平成 2 7 年 度	
	法 人 数	構 成 比	法 人 数	構 成 比
300 万円以下	3,587	34.6%	3,716	35.3%
300 万円を超え 500 万円以下	774	7.4%	788	7.5%
500 万円を超え 1,000 万円以下	3,257	31.3%	3,219	30.6%
1,000 万円を超え 3,000 万円以下	1,050	10.1%	1,058	10.0%
3,000 万円を超え 5,000 万円以下	525	5.0%	531	5.0%
5,000 万円を超え 1 億円以下	525	5.0%	537	5.1%
1 億円を超える	691	6.6%	683	6.5%
合 計	10,409	100.0%	10,532	100.0%

(単位：千円)

平成 2 8 年度		平成 2 9 年度		平成 3 0 年度	
金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
74,321	1.5%	74,955	1.4%	79,420	1.4%
298,469	6.1%	319,011	6.1%	358,362	6.5%
1,288,396	26.5%	1,255,717	23.9%	1,336,152	24.2%
498,481	10.3%	558,833	10.7%	651,764	11.8%
352,306	7.3%	443,426	8.4%	458,205	8.3%
108,623	2.2%	85,569	1.6%	200,112	3.6%
116,932	2.4%	130,014	2.5%	142,364	2.6%
1,164,826	24.0%	1,223,349	23.3%	1,351,031	24.5%
327,821	6.7%	393,323	7.5%	416,409	7.5%
85,814	1.8%	100,864	1.9%	89,096	1.6%
122,082	2.5%	121,142	2.3%	137,167	2.5%
419,306	8.6%	544,363	10.4%	306,415	5.5%
4,857,377	100.0%	5,250,566	100.0%	5,526,497	100.0%

(単位：社)

平成 2 8 年度		平成 2 9 年度		平成 3 0 年度	
法 人 数	構成比	法 人 数	構成比	法 人 数	構成比
3,816	35.8%	3,921	36.3%	4,036	36.9%
838	7.9%	904	8.4%	966	8.8%
3,211	30.1%	3,191	29.6%	3,175	29.1%
1,040	9.8%	1,018	9.4%	1,014	9.3%
538	5.0%	535	5.0%	533	4.9%
549	5.1%	579	5.4%	583	5.3%
671	6.3%	641	5.9%	616	5.7%
10,663	100.0%	10,789	100.0%	10,923	100.0%

3 県民税払込案分率

年 度	特 定 案 分 率		確 定 案 分 率	
	県 民 税	市 民 税	県 民 税	市 民 税
平成21年度	0.39929	0.60071	0.39895	0.60105
平成22年度	0.39926	0.60074	0.39922	0.60078
平成23年度	0.39926	0.60074	0.39923	0.60077
平成24年度	0.39929	0.60071	0.39929	0.60071
平成25年度	0.39928	0.60072	0.39918	0.60082
平成26年度	0.39978	0.60022	0.39953	0.60047
平成27年度	0.39983	0.60017	0.39984	0.60016
平成28年度	0.39984	0.60016	0.39985	0.60015
平成29年度	0.39984	0.60016	0.39985	0.60015
平成30年度	0.39984	0.60016	0.39985	0.60015
令和元年度	0.39983	0.60017		

Ⅲ 固定資産税
都 市 計 画 税



Ⅲ 固定資産税・都市計画税

1 固定資産税

固定資産税は、土地・家屋・償却資産に対して課される税である。

■ 納税義務者

毎年1月1日（賦課期日）現在で、市内に固定資産を所有している人である。ここでいう所有者とは、

土地：登記簿又は土地補充課税台帳に登記又は登録されている人

家屋：登記簿又は家屋補充課税台帳に登記又は登録されている人

償却資産：償却資産課税台帳に登録されている人をいう。

■ 税額の計算方法

課税標準額×税率（1.4／100）

■ 課税標準額

当該年度の価格（評価額）が原則として課税標準額となる。ただし、土地の負担調整措置や住宅用地の特例に該当する場合は、別の計算になる。

土地・家屋については、地方税法の規定による固定資産評価基準に基づいて3年ごとに評価替えを行い、地目の変換、家屋の増改築等があった場合を除き、価格を3年間据え置く。

償却資産については、地方税法の規定による固定資産評価基準に基づいて、毎年、個々の資産の取得価格又は前年度評価額をもとに評価を行い、原則としてこの評価額が価格となる。

■ 免税点

土地：課税標準額が30万円未満のとき

家屋：課税標準額が20万円未満のとき

償却資産：課税標準額が150万円未満のとき

2 都市計画税

都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるために設けられた目的税である。

■ 納税義務者

毎年1月1日（賦課期日）現在で、市街化区域内に所在する土地・家屋を所有している人である。

■ 税額の計算方法

課税標準額×税率（0.3／100）

■ 課税標準額

固定資産税と同じく、土地・家屋の価格である。

なお、土地の課税標準額については、固定資産税と同様の負担調整措置がとられている。

■ 免税点

固定資産税について免税点未満のものは、都市計画税もかからない。

■ 納税の方法

固定資産税と併せて納める。

Ⅲ 固定資産税・都市計画税

1 固定資産税

(1) 納税義務者数の推移

区 分	免 税 点 以 上					
	土 地			家 屋		
	個 人	法 人	計	個 人	法 人	計
平成 27 年度	81,562	3,626	85,188	116,164	4,560	120,724
平成 28 年度	82,032	3,742	85,774	116,621	4,675	121,296
平成 29 年度	82,390	3,851	86,241	117,334	4,763	122,097
平成 30 年度	82,589	3,972	86,561	118,208	4,885	123,093
令和元年度	82,702	4,137	86,839	118,944	5,067	124,011

(2) 地目別総地積の推移(法定免税点以上)

区 分	宅 地	田	畑	鉱 泉 地	池 沼	山 林
平成 27 年度	26,350,151	679,194	194,055	—	—	—
平成 28 年度	26,463,568	666,635	189,328	—	—	—
平成 29 年度	26,507,517	649,743	186,638	—	—	—
平成 30 年度	26,609,812	628,122	187,940	—	—	—
令和元年度	26,639,115	619,057	188,813	—	—	—

(3) 地目別総筆数の推移(法定免税点以上)

区 分	宅 地	田	畑	鉱 泉 地	池 沼	山 林
平成 27 年度	138,987	1,280	547	—	—	—
平成 28 年度	139,563	1,254	541	—	—	—
平成 29 年度	139,885	1,221	536	—	—	—
平成 30 年度	140,227	1,176	530	—	—	—
令和元年度	140,553	1,155	534	—	—	—

(4) 地目別決定価格の推移(法定免税点以上)

区 分	宅 地	田	畑	鉱 泉 地	池 沼	山 林
平成 27 年度	2,632,871,106	10,205,332	4,107,396	—	—	—
平成 28 年度	2,638,564,291	9,303,539	3,911,849	—	—	—
平成 29 年度	2,648,941,570	8,334,901	3,707,499	—	—	—
平成 30 年度	2,704,018,667	7,665,074	3,629,892	—	—	—
令和元年度	2,705,286,088	7,420,972	3,589,106	—	—	—

(固定資産概要調書第1・21・69表) (単位:人)

の も の				免 税 点 未 満 の も の		
償 却 資 産			計	土 地	家 屋	償 却 資 産
個 人	法 人	計	(延人員数)			
601	3,003	3,604	209,516	2,977	4,816	4,491
690	3,096	3,786	210,856	2,983	4,686	4,461
734	3,182	3,916	212,254	2,995	4,536	4,508
823	3,225	4,048	213,702	3,037	4,375	4,612
858	3,261	4,119	214,969	3,052	4,228	4,709

(固定資産概要調書第2表) (単位:㎡)

原 野	雑 種 地			宅 地 外 計	合 計
	ゴルフ場用地	軌道用地	その他雑種地		
—	—	596,221	339,277	1,808,747	28,158,898
—	—	596,132	340,334	1,792,429	28,255,997
—	—	598,452	345,464	1,780,297	28,287,814
—	—	597,606	305,608	1,719,276	28,329,088
—	—	597,605	302,208	1,707,683	28,346,798

(固定資産概要調書第2表) (単位:筆)

原 野	雑 種 地			宅 地 外 計	合 計
	ゴルフ場用地	軌道用地	その他雑種地		
—	—	1,543	3,418	6,788	145,775
—	—	1,543	3,450	6,788	146,351
—	—	1,548	3,548	6,853	146,738
—	—	1,543	3,552	6,801	147,028
—	—	1,543	3,565	6,797	147,350

(固定資産概要調書第2表) (単位:千円)

原 野	雑 種 地			宅 地 外 計	合 計
	ゴルフ場用地	軌道用地	その他雑種地		
—	—	28,579,085	19,389,686	62,281,499	2,695,152,605
—	—	28,569,628	19,429,558	61,214,574	2,699,778,865
—	—	28,622,067	20,254,267	60,918,734	2,709,860,304
—	—	29,405,096	17,106,659	57,806,721	2,761,825,388
—	—	29,418,709	17,140,876	57,569,663	2,762,855,751

(5) 地目別課税標準額の推移(法定免税点以上)

区 分	宅 地	田	畑	鉱 泉 地	池 沼
平成 2 7 年度	1,000,732,603	3,441,749	1,379,700	—	—
平成 2 8 年度	1,002,251,153	3,144,160	1,315,075	—	—
平成 2 9 年度	1,005,568,221	2,822,073	1,247,110	—	—
平成 3 0 年度	1,010,505,999	2,597,128	1,219,924	—	—
令和 元 年度	1,009,889,578	2,518,566	1,207,402	—	—

(6) 地目別平均価格の推移(総決定価格/評価総地積で算出した㎡単位当たり価格 法定免税点未満を)

区 分	宅 地	田	畑	鉱 泉 地	池 沼
平成 2 7 年度	99,908	14,178	19,943	—	—
平成 2 8 年度	99,695	13,195	19,424	—	—
平成 2 9 年度	99,920	12,138	18,659	—	—
平成 3 0 年度	101,605	11,541	17,996	—	—
令和 元 年度	101,541	11,306	17,797	—	—

(7) 家屋に係る棟数・床面積・決定価格等の推移(法定免税点以上)

区 分		平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度
棟 数	木 造	90,119	90,392	90,392
	非 木 造	40,562	40,785	40,785
	計	130,681	131,177	131,177
床 面 積 (㎡)	木 造	7,588,111	7,637,098	7,637,098
	非 木 造	17,297,761	17,393,684	17,393,684
	計	24,885,872	25,030,782	25,030,782
決 定 価 格 (千 円)	木 造	182,423,553	191,618,418	191,618,418
	非 木 造	811,816,824	824,293,470	824,293,470
	計	994,240,377	1,015,911,888	1,015,911,888
平 均 価 格 (円)	木 造	24,041	25,090	25,090
	非 木 造	46,927	47,390	47,390
	計	39,952	72,480	72,480
決 定 価 格 の 前 年 比	木 造	98.1%	105.0%	105.0%
	非 木 造	99.9%	101.5%	101.5%
	計	99.6%	102.2%	102.2%

(8) 木造家屋の種類別㎡当たり価格の推移(法定免税点以上)

区 分	専用住宅	共同住宅 寄 宿 舎	併用住宅	農家住宅	旅館・料亭 ホ テ ル	事 務 所 銀 行 ・ 店 舗
平成 2 7 年度	25,673	25,262	11,876	—	9,374	17,142
平成 2 8 年度	26,685	28,534	12,137	—	9,169	18,340
平成 2 9 年度	27,605	32,216	12,479	—	9,314	19,374
平成 3 0 年度	26,644	34,882	12,267	—	8,837	18,652
令和 元 年度	27,587	39,097	12,562	—	8,837	19,749

※平成27年度から、評価替えによる用途区分変更のため、「農家住宅」は

(固定資産概要調書第2表) (単位：千円)

山 林	原 野	雑 種 地			宅 地 外 計	合 計
		ゴルフ場用地	軌 道 用 地	その他雑種地		
—	—	—	18,926,381	13,314,308	37,062,138	1,037,794,741
—	—	—	19,115,678	13,339,957	36,914,870	1,039,166,023
—	—	—	19,274,603	13,915,726	37,259,512	1,042,827,733
—	—	—	19,404,680	11,440,976	34,662,708	1,045,168,707
—	—	—	19,430,159	11,487,937	34,644,064	1,044,533,642

含む)

(固定資産概要調書第2表) (単位：円)

山 林	原 野	雑 種 地			合 計
		ゴルフ場用地	軌道用地	その他雑種地	
—	—	—	47,934	38,968	94,827
—	—	—	47,925	38,674	94,992
—	—	—	47,827	39,536	94,825
—	—	—	49,204	36,047	95,060
—	—	—	49,228	36,200	96,699

(固定資産概要調書第2表)

9 年 度	平 成 3 0 年 度	令 和 元 年 度
90,577	90,725	90,574
40,905	41,151	41,261
131,482	131,876	131,835
7,674,219	7,723,195	7,731,277
17,552,470	17,252,520	17,278,772
25,226,689	24,975,715	25,010,049
200,249,206	196,264,821	205,074,566
845,315,991	819,586,420	832,002,876
1,045,565,197	1,015,851,241	1,037,077,442
26,094	25,412	26,525
48,159	47,505	48,152
41,447	40,674	41,466
104.5%	98.0%	104.5%
102.6%	97.0%	101.5%
102.9%	97.2%	102.1%

(固定資産概要調書第2表) (単位：円)

劇 場 院	公 衆 浴 場	工 倉 場 庫	土 蔵	附 属 家	合 計
29,534	—	4,397	4,184	4,455	24,041
30,652	—	4,471	4,296	4,540	25,090
30,763	—	4,599	4,221	4,361	26,094
32,267	—	4,690	3,899	4,237	25,412
32,442	—	4,811	3,930	4,242	26,525

「専用住宅」に、「公衆浴場」は「工場、倉庫」に含む。

(9) 非木造家屋の種類構造別㎡当たり価格の推移(法定免税点以上)

区分	住 宅 ・ ア パ ー ト						そ の				
	鉄骨鉄筋 コンクリート 造	鉄筋コン クリート 造	鉄骨造	軽鉄骨 造	煉瓦 造	瓦 造	計	鉄骨鉄筋 コンクリート 造	鉄筋コン クリート 造	鉄骨造	軽鉄骨 造
平成27年度	58,277	59,314	40,805	36,489	16,722	53,105	63,556	45,892	37,731	12,235	
平成28年度	57,733	59,793	41,497	37,351	17,173	53,542	64,560	45,992	38,084	12,808	
平成29年度	57,717	60,567	42,078	38,448	17,296	54,237	64,579	46,194	39,122	13,211	
平成30年度	57,676	60,645	41,548	36,949	16,994	53,962	63,390	45,526	37,301	13,180	
令和元年度	57,627	61,364	42,294	37,982	17,379	54,656	63,576	46,183	37,874	13,893	

(10) 償却資産に係る決定価格の推移(法定免税点以上)

区分	市 長 決 定				
	構 築 物	機 械 及 び 装 置	船 舶	車 両 及 び 運 搬 具	工 具 器 具 備 品
平成27年度	62,057,175	159,651,013	257,310	1,501,343	49,811,969
平成28年度	59,979,138	156,031,125	273,313	1,530,310	50,786,832
平成29年度	62,381,917	156,376,130	249,300	1,491,513	53,459,823
平成30年度	61,571,511	153,853,702	249,673	1,401,658	53,815,222
令和元年度	63,440,495	152,566,352	191,926	1,437,509	52,954,847

(11) 償却資産に係る課税標準額の推移(法定免税点以上)

区分	市 長 決 定				
	構 築 物	機 械 及 び 装 置	船 舶	車 両 及 び 運 搬 具	工 具 器 具 備 品
平成27年度	61,865,875	158,054,112	160,494	1,501,324	49,790,292
平成28年度	59,825,332	154,288,513	191,213	1,530,290	50,736,512
平成29年度	62,242,240	154,650,018	179,680	1,491,493	53,387,183
平成30年度	61,430,976	152,079,067	164,094	1,401,658	53,760,264
令和元年度	63,218,223	150,597,672	141,674	1,435,785	52,836,979

2 国有資産等所在市町村交付金に関する調
交付金額の推移

区分	平成27年度		平成28年度		平成2
	金額	前年比	金額	前年比	金額
国	4,869	88.3%	3,278	67.3%	3,092
地方公共団体	252,569	90.6%	259,849	102.9%	218,288
合計	257,438	90.6%	263,127	102.2%	221,380

(固定資産概要調書第25～30表) (単位:円)

他			合 計						
煉瓦コンクリートブロック造	その他	計	鉄骨コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	軽鉄骨造	煉瓦コンクリートブロック造	その他	計
15,202	—	40,158	60,778	56,679	38,467	30,678	15,550	—	46,932
15,248	—	40,652	61,147	57,114	38,906	31,593	15,670	—	47,390
15,663	—	41,443	61,148	57,808	39,838	32,645	16,024	—	48,159
15,168	—	40,037	60,525	57,786	38,385	31,545	15,573	—	47,505
15,379	—	40,466	60,536	58,573	39,014	32,575	15,806	—	48,152

(固定資産概要調書第70表) (単位:千円)

分		配 分			合 計	前年比
調整額	計	総務大臣配分	県配分	計		
—	273,278,810	87,565,302	—	87,565,302	360,844,112	100.9%
—	268,600,718	85,017,378	—	85,017,378	353,618,096	98.0%
—	273,958,683	83,907,410	—	83,907,410	357,866,093	101.2%
—	270,891,766	81,203,387	—	81,203,387	352,095,153	98.4%
—	270,591,129	78,985,201	—	78,985,201	349,576,330	99.3%

(固定資産概要調書第70表) (単位:千円)

分		配 分			合 計	前年比
調整額	計	総務大臣配分	県配分	計		
—	271,372,097	81,705,779	—	81,705,779	353,077,876	101.1%
—	266,571,860	79,496,494	—	79,496,494	346,068,354	98.0%
—	271,950,614	78,719,275	—	78,719,275	350,669,889	101.3%
—	268,836,059	76,272,846	—	76,272,846	345,108,905	98.4%
—	268,230,333	74,323,928	—	74,323,928	342,554,261	99.3%

(固定資産概要調書第89表) (単位:千円)

9年度	平成30年度		令和元年度	
前年比	金額	前年比	金額	前年比
94.3%	2,731	88.3%	2,712	99.3%
84.0%	218,077	99.9%	223,563	102.5%
84.1%	220,808	99.7%	226,275	102.5%

3 都市計画税

(1) 納税義務者数の推移(法定免税点以上)

(固定資産概要調書第52表) (単位:人)

区 分	土 地			家 屋			実 数		
	個 人	法 人	計	個 人	法 人	計	個 人	法 人	計
平成27年度	81,562	3,626	85,188	116,164	4,560	120,724	131,254	5,152	136,406
平成28年度	82,032	3,742	85,774	116,621	4,675	121,296	131,254	5,152	136,406
平成29年度	82,390	3,851	86,241	117,334	4,763	122,097	131,452	5,275	136,727
平成30年度	85,500	4,098	89,598	122,500	4,968	127,468	136,028	5,703	141,731
令和元年度	82,702	4,137	86,839	118,944	5,067	124,011	133,009	5,701	138,710

(2) 課税標準額等の推移(法定免税点以上)

(固定資産概要調書第53・54表)

区 分	地 積 (千㎡)	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)
平成27年度	28,158	25,089,467	3,689,933,816	2,311,504,305
平成28年度	28,256	25,229,175	3,716,218,427	2,336,393,226
平成29年度	28,288	25,226,689	3,755,425,501	2,372,506,553
平成30年度	28,328	24,975,715	3,777,676,629	2,346,365,885
令和元年度	28,347	25,010,049	3,799,933,193	2,367,870,130

IV 軽自動車税



IV 軽自動車税

1 種別割

種別割は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車に対して課される軽自動車税である。

■ 納税義務者

毎年4月1日（賦課期日）現在、市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している者である。

車 種		税 率			
		改正前	改正後		
原動機付 自転車	総排気量が50cc以下のもの		1,000円	2,000円	
	総排気量が50ccを超え90cc以下のもの		1,200円	2,000円	
	総排気量が90ccを超え125cc以下のもの		1,600円	2,400円	
	三輪以上で総排気量が20ccを超え50cc以下のもの （ミニカー〔注1〕）		2,500円	3,700円	
軽自動車	二輪で総排気量が125ccを超え250cc以下のもの		2,400円	3,600円	
	三輪で総排気量が660cc以下のもの		3,100円	3,900円	
	四輪以上のもの	乗 用	営 業 用	5,500円	6,900円
			自 家 用	7,200円	10,800円
	〔総排気量が660cc 以下のもの〕	貨 物 用	営 業 用	3,000円	3,800円
			自 家 用	4,000円	5,000円
小型特殊 自動車 <small>（総排気量が 1500CC以下の もの）</small>	農耕作業用（コンバイン、田植機等で乗用装置のあるもの）		課税免除 （平成27年度～）		
	その他（フォークリフト、ショベルローダー等）		4,700円	5,900円	
二輪の小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの		4,000円	6,000円	

〔注1〕 ミニカーとは、三輪以上で総排気量が50cc以下のもののうち、車室を有するもの又は左右の車輪の距離が50cmを超えるものをいう。

〔注2〕 改正後の税率は平成28年度分から適用

〔注3〕 改正後の税率は平成27年度分から適用。ただし、平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた三輪及び四輪以上の軽自動車については、改正前の税率を適用

■ 経年車重課

初めて車両番号の指定を受けた月から起算して13年を経過した三輪以上の軽自動車に係る平成28年度以後の軽自動車税について、概ね20%を重課する。

区 分			税 率
三 輪			4,600円
四輪以上	乗 用	営業用	8,200円
		自家用	12,900円
	貨物用	営業用	4,500円
		自家用	6,000円

■ グリーン化特例（軽課）

平成29年度または平成30年度に初回車両番号の指定を受けた一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車（電気自動車以外の軽自動車については、各種排出ガスに係る基準を満たすものに限る。）について、令和元年度分の軽自動車税（種別割）の税率を軽減する。

乗 用	貨 物 用	軽 課 割 合
電気自動車等	電気自動車等	税率を概ね75%軽減
R2年度燃費基準+30%達成車	H27年度燃費基準+35%達成車	税率を概ね50%軽減
R2年度燃費基準+10%達成車	H27年度燃費基準+15%達成車	税率を概ね25%軽減

2 環境性能割

環境性能割は、三輪以上の軽自動車に対して課される軽自動車税である。

■ 納税義務者

市内に主たる定置場のある三輪以上の軽自動車を取得した者である。

区 分	税 率	
	自家用	営業用
・令和2年度燃費基準達成車（乗用車）※ ・平成27年度燃費基準+50%達成車（2.5トン以下のトラック）※	100分の1	100分の0.5
平成27年度燃費基準+10%達成車（乗用車または2.5トン以下のトラック）※	100分の2	100分の1
上記以外		100分の2

※ 各種排出ガスに係る基準等を満たすものに限る。

■ 税率の特例

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車について、税率を1%軽減する。

IV 軽自動車税

(1) 課税台数の推移

区 分	原 動 機 付 自 転 車				軽		
	総 排 気 量			ミニカー	計	一	
	50cc以下	50cc ～ 90cc	90ccを 超 えるもの			2 輪 (含側車付)	3 輪
平成25年度	25,347	1,432	6,536	236	33,551	5,575	0
平成26年度	24,542	1,281	6,919	247	32,989	5,575	0
平成27年度	23,673	1,201	7,194	244	32,312	5,606	0
平成28年度	22,880	1,105	7,491	253	31,729	5,572	0
平成29年度	21,822	1,026	7,725	242	30,815	5,534	0
平成30年度	21,039	979	7,878	250	30,146	5,510	0
令和元年度	20,154	900	8,179	254	29,487	5,455	0

(2) 調定額の推移

区 分	原 動 機 付 自 転 車				軽		
	総 排 気 量			ミニカー	計	一	
	50cc以下	50cc ～ 90cc	90ccを 超 えるもの			2 輪 (含側車付)	3 輪
平成25年度	25,347	1,718	10,458	590	38,113	13,380	0
平成26年度	24,542	1,537	11,070	618	37,767	13,380	0
平成27年度	23,673	1,441	11,510	610	37,234	13,454	0
平成28年度	45,760	2,210	17,978	936	66,884	20,059	0
平成29年度	43,644	2,052	18,540	895	65,131	19,922	0
平成30年度	42,078	1,958	18,907	925	63,868	19,836	0
令和元年度	40,308	1,800	19,630	940	62,678	19,638	0

(課税状況調第33表) (単位:台)

自 動 車						計	2 輪 の 小 型 自 動 車	合 計
般 用			小 型 特 殊 自 動 車					
4 輪 以 上			農 耕 用	特 殊 作 業 用	小 計			
乗 用	貨 物	小 計						
23,641	11,093	34,734	60	446	506	40,815	4,447	78,813
24,711	10,836	35,547	61	435	496	41,618	4,473	79,080
25,762	10,671	36,433	0	448	448	42,487	4,430	79,229
26,459	10,570	37,029	0	442	448	43,043	4,489	79,261
26,954	10,453	37,407	0	441	441	43,043	4,489	78,347
27,397	10,447	37,844	0	441	441	43,795	4,603	78,544
27,848	10,500	38,348	0	471	471	44,274	4,609	78,370

(課税状況調第33表) (単位:千円)

自 動 車						計	2 輪 の 小 型 自 動 車	合 計
般 用			小 型 特 殊 自 動 車					
4 輪 以 上			農 耕 用	特 殊 作 業 用	小 計			
乗 用	貨 物	小 計						
170,198	43,443	213,641	96	2,096	2,192	229,213	17,788	285,114
177,906	42,433	220,339	98	2,044	2,142	235,861	17,892	291,520
185,483	41,817	227,300	0	2,106	2,106	242,860	17,720	297,814
215,839	46,419	262,258	0	2,608	2,608	284,925	26,934	378,743
232,818	46,741	279,559	0	2,602	2,602	302,083	27,600	378,743
246,381	47,618	293,999	0	2,602	2,602	316,437	27,618	407,923
259,087	48,726	307,813	0	2,779	2,779	330,230	27,654	420,562

V 市 た ば こ 税



V 市 た ば こ 税

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者が、市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこに対して課される税である。

■ 納税義務者

製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者

■ 税額の計算方法

売渡し等をした製造たばこの本数×税率

- ・ 紙巻きたばこ等の税率 1,000本当たり5,262円(平成30年9月30日まで)
1,000本当たり5,692円(平成30年10月1日から)
- ・ 旧3級品紙巻きたばこの税率 1,000本当たり4,000円(令和元年9月30日まで)
1,000本当たり5,692円(令和元年10月1日から)

■ 納税の方法

製造たばこの製造者等が、毎月算出した税額を翌月末日までに申告し、納める。

(1) 年度別調定状況

(単位：千本・千円)

年 度	本 数	前 年 比	調 定 額	前 年 比
平成26年度	719,144	95.5%	3,682,439	96.3%
平成27年度	706,499	98.2%	3,613,504	98.1%
平成28年度	685,140	97.0%	3,520,558	97.4%
平成29年度	643,642	93.9%	3,330,999	94.6%
平成30年度	607,143	94.3%	3,272,898	98.3%

V 市 た ば こ 税

(2) 年度別月別調定状況

(単位：千本・千円)

年 度	区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月
平成26年度	本数	82,362	42,970	58,177	58,099	62,988	60,286	61,512
	調定	423,213	219,765	297,661	297,254	322,387	308,463	314,914
平成27年度	本数	57,674	58,436	60,109	60,266	63,426	59,404	60,037
	調定	295,114	299,035	307,585	308,268	324,518	303,769	306,940
平成28年度	本数	65,506	52,950	57,354	57,663	59,508	61,291	58,623
	調定	332,435	273,509	295,144	296,567	305,954	315,166	301,406
平成29年度	本数	59,016	51,945	57,921	55,991	54,377	55,832	53,859
	調定	301,668	269,933	300,146	289,885	281,504	289,095	278,912
平成30年度	本数	52,391	50,353	51,986	52,673	51,361	54,804	69,119
	調定	270,474	263,088	271,374	274,850	268,017	286,027	361,363

年 度	区 分	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	手持品課税分	計
平成26年度	本数	63,072	55,608	67,638	53,160	53,272		719,144
	調定	322,790	284,650	346,219	272,463	272,660		3,682,439
平成27年度	本数	60,193	56,627	64,161	52,183	53,983		706,499
	調定	307,792	289,475	328,244	266,934	275,830		3,613,504
平成28年度	本数	57,109	55,244	61,638	48,744	49,510	(935)	685,140
	調定	293,632	284,011	317,140	250,824	254,368	402	3,520,558
平成29年度	本数	53,643	50,718	56,935	47,303	46,102	(860)	643,642
	調定	277,763	262,786	294,892	245,357	238,688	370	3,330,999
平成30年度	本数	37,695	46,482	51,163	44,966	44,150	(32,026)	607,143
	調定	211,786	261,659	288,128	253,401	248,822	13,909	3,272,898

VI 特別土地保有税



VI 特別土地保有税

特別土地保有税は、土地の投機的取得を抑制し、良好な土地の供給促進を図ることを目的とした税で、保有分（土地の所有に対して課されるもの）と取得分（土地の取得に対して課されるもの）と遊休土地に係る特別土地保有税がある。

特別土地保有税は、平成15年度の税制改正において、当分の間、次のとおり課税を停止し、新たな課税は行わないこととなった。
 ①保有分→平成15年度以後の年度分を課税しない。
 ②取得分→平成15年1月1日以後の土地の取得に対しては課税しない。

区分	保有分	取得分	(参考)ミニ保有税
課税対象 及び 納税義務者	毎年1月1日現在保有している土地で、昭和44年1月1日以後に取得した土地の合計面積が5,000㎡以上	1月1日前1年以内又は7月1日前1年以内に取得した土地で、その合計面積が5,000㎡以上	昭和57年4月1日から昭和63年3月31日までに取得した土地で、一団の土地の面積が500㎡以上又は昭和63年4月1日から平成6年3月31日までに取得した土地で、一団の面積が330㎡以上の土地に対し、取得のあった日から2年経過した日以後の土地所有者
課税標準	土地の取得価額 (購入手数料、仲介手数料その他購入のために要した費用を含む。)		
税率	1.4/100	3/100	1.4/100
税額の計算方法	(取得価額×税率)－ 固定資産税相当額	(取得価額×税率)－ 不動産取得税相当額	(取得価額×税率)－ 固定資産税相当額
申告納付期限	5月末日	1月1日前1年以内の土地の取得については・・・2月末日 7月1日前1年以内の土地の取得については・・・8月末日	5月末日

[注]

- その年の1月1日において、保有期間が10年を超える土地については、課税されない。
- 土地の取得とは、有償無償を問わず現実に所有権を取得した場合で所有権の登記の有無は問わない。
- 本人の親族や同族会社等が土地を取得し、その土地が本人の取得した土地とともに一団の土地を形成するような場合は本人との共有物とみなす。
- 土地の取得目的や利用状況等に応じ、徴収猶予や納税義務免除の制度がある。
- 合計面積が1,000㎡以上の土地保有・取得に対しては、それぞれ次のとおり課税される。
 保有分・・・平成4年度分から平成10年度分まで
 取得分・・・平成3年7月1日を基準日とする取得分から
 平成10年1月1日を基準日とする取得分まで
 ミニ保有税は、平成6年度の税制改正において廃止
 平成10年度税制改正
 - 三大都市圏の特定市の市街化区域の免税点の特例の廃止1,000㎡(特例)→5,000㎡(本則)
 - ミニ保有税の経過措置を廃止
 - 保有期間10年超を課税対象から除外
 - 上表の取得価額には修正取得価額も含める。

VI 特別土地保有税

(1) 納税義務者数の推移(現年度分) (平成15年度以降課税停止)

(単位：人)

区分 \ 年度	年度				
	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
取得分	1	0	1	0	1
保有分	0	0	1	1	1
ミニ保有分	0	0	0	0	0
合計	1	0	2	1	2

(2) 地積の推移(現年度分) (平成15年度以降課税停止)

(単位：㎡)

区分 \ 年度	年度				
	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
取得分	4,181	0	2,975	0	5,754
保有分	0	0	16,896	2,975	5,258
ミニ保有分	0	0	0	0	0
合計	4,181	0	19,871	2,975	11,012

(3) 調定額の推移(現年度分) (平成15年度以降課税停止)

(単位：千円)

区分 \ 年度	年度				
	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
取得分	26,095	0	8,041	0	2,129
保有分	0	0	34,438	3,652	448
ミニ保有分	0	0	0	0	0
合計	26,095	0	42,479	3,652	2,577

〔参考〕

平成18年度の調定額として、平成14年度取得分の徴収猶予の取消しに伴い、2,137千円を計上した。

(4) 特別土地保有税の推移(現年分・平成15年度以降課税停止)

(単位：面積・㎡，税額・千円)

年度			平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	
区分								
特別土地保有税	取得	課税対象	筆数	39	16	60	35	45
			面積	95,015	97,441	225,422	98,830	74,102
		件数	10	8	11	9	8	
		税額	168,647	83,712	501,648	194,626	119,669	
	免除	筆数	36	15	18	6	19	
		面積	85,075	84,535	185,286	30,383	45,898	
	件数	8	7	5	1	4		
	税額	128,196	44,571	365,976	34,412	68,475		
	徴収猶予	筆数	1	1	41	29	16	
		面積	5,759	12,906	37,161	68,447	21,285	
	件数	1	1	5	8	2		
	税額	14,356	39,141	127,631	160,214	46,928		
	納付	筆数	2	0	1	0	10	
		面積	4,181	0	2,975	0	6,919	
	件数	1	0	1	0	2		
	税額	26,095	0	8,041	0	4,266		
保有	課税対象	筆数	94	139	120	132	244	
		面積	482,381	616,203	585,271	719,677	780,310	
	件数	32	45	38	45	49		
	税額	882,010	919,889	747,862	847,635	867,056		
	免除	筆数	82	124	100	109	112	
		面積	462,813	586,009	548,770	669,308	689,712	
	件数	28	38	33	38	38		
	税額	806,754	825,632	658,937	748,100	754,060		
徴収猶予	筆数	12	15	7	22	125		
	面積	19,568	30,194	19,605	47,394	85,340		
件数	4	7	4	6	10			
税額	75,256	94,257	54,487	95,883	112,548			
納付	筆数	0	0	13	1	7		
	面積	0	0	16,896	2,975	5,258		
件数	0	0	1	1	1			
税額	0	0	34,438	3,652	448			
ミニ保有税	課税対象	筆数	0	0	0	0	0	
		面積	0	0	0	0	0	
		件数	0	0	0	0	0	
		税額	0	0	0	0	0	
	免除	筆数	0	0	0	0	0	
		面積	0	0	0	0	0	
	件数	0	0	0	0	0		
	税額	0	0	0	0	0		
	徴収猶予	筆数	0	0	0	0	0	
		面積	0	0	0	0	0	
	件数	0	0	0	0	0		
	税額	0	0	0	0	0		
	納付	筆数	0	0	0	0	0	
		面積	0	0	0	0	0	
	件数	0	0	0	0	0		
	税額	0	0	0	0	0		
合計	課税対象	筆数	133	155	180	167	289	
		面積	577,396	713,644	810,693	818,507	854,412	
		件数	42	53	49	54	57	
		税額	1,050,657	1,003,601	1,249,510	1,042,261	986,725	
	免除	筆数	118	139	118	115	131	
		面積	547,888	670,544	734,056	699,691	735,610	
	件数	36	45	38	39	42		
	税額	934,950	870,203	1,024,913	782,512	822,535		
	徴収猶予	筆数	13	16	48	51	141	
		面積	25,327	43,100	56,766	115,841	106,625	
	件数	5	8	9	14	12		
	税額	89,612	133,398	182,118	256,097	159,476		
	納付	筆数	2	0	14	1	17	
		面積	4,181	0	19,871	2,975	12,177	
	件数	1	0	2	1	3		
	税額	26,095	0	42,479	3,652	4,714		

VII 入 湯 税



VII 入 湯 税

入湯税は、環境衛生施設、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備に要する費用等に充てるために、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課される税である。

■ 納税義務者

鉱泉浴場における入湯客

■ 課税免除

- ・ 12歳未満の者
- ・ 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者

■ 税額の計算方法

入湯客数×税率

- ・ 宿泊を伴う場合の税率 1人1日（1泊2日） 150円
- ・ その他の場合の税率 1人1日 75円

■ 納税の方法

鉱泉浴場の経営者が、特別徴収した税額を翌月15日までに申告し、納める。

■ 鉱泉浴場の経営の申告

鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始日の前日までに市長に申告しなければならない。

年度別調定状況

(単位：人・千円)

年 度	入 湯 客 数	前 年 比	調 定 額	前 年 比
平成26年度	531,977	69.7%	22,819	56.4%
平成27年度	484,782	91.1%	19,391	85.0%
平成28年度	467,191	96.4%	18,688	96.4%
平成29年度	452,349	96.8%	18,094	96.8%
平成30年度	404,183	89.4%	17,285	95.5%

VIII 事業所税



Ⅷ 事業所税

事業所税は、道路、公園、上・下水道、教育文化施設等の都市環境の整備及び改善事業に要する費用に充てるために設けられた目的税で、事務所又は事業所において、法人又は個人の行う事業に対して課される税である。

区 分	内 容		
納 税 義 務 者	事務所又は事業所において事業を行う法人又は個人		
課 税 標 準	資 産 割	法 人	事業年度終了の日現在における事業所床面積
		個 人	その年の12月31日現在における事業所床面積
	従 業 者 割	法 人	事業年度中に支払われた従業者給与総額
		個 人	その年中に支払われた従業者給与総額
税 率	資 産 割	1 m ² に つ き 年 額 600 円	
	従 業 者 割	従 業 者 給 与 総 額 の 0.25 %	
免 税 点	資 産 割	事 業 所 床 面 積 1,000 m ² 以 下	
	従 業 者 割	従 業 者 数 100 人 以 下	
納 税 の 方 法	申 告 納 付		
納 付 期 限	法 人	事 業 年 度 終 了 の 日 か ら 2 か 月 以 内	
	個 人	翌 年 の 3 月 1 5 日 ま で	

[注] 事業所税については、市内のすべての事業所等を合算して課税される。

なお、次の場合にも申告が必要である。

- ①事業所などの床面積800㎡超又は従業者数80人超の場合
- ②事業所税額が、当該年度は課されていないがその前年度は課されている場合

VIII 事業所税

調定額等に関する調(現年度分)

区分 年度	事業に			
	資産割			従
	課標床面積	件数	金額	従業者数
平成26年度	4,330,194	711	2,598,116	38,427
平成27年度	4,497,436	738	2,698,459	39,103
平成28年度	4,462,066	740	2,677,240	38,091
平成29年度	4,554,574	733	2,732,745	39,879
平成30年度	4,535,343	724	2,721,204	39,542
4月	240,589	48	144,353	1,285
5月	3,063,305	381	1,837,983	29,205
6月	37,289	22	22,373	0
7月	74,701	29	44,821	898
8月	86,176	29	51,705	568
9月	20,221	12	12,133	202
10月	103,731	34	62,238	554
11月	162,010	50	97,206	1,304
12月	27,024	9	16,214	132
1月	55,546	17	33,328	830
2月	582,995	80	349,797	3,308
3月	81,756	13	49,053	1,256

(単位：㎡・千円・人)

係 分			合 計	
業 者 割			件 数	金 額
課 標 給 与 総 額	件 数	金 額		
214,574,400	147	536,436	714	3,018,006
225,046,000	154	562,615	740	3,134,552
223,878,000	157	559,695	744	3,261,074
228,963,200	165	572,408	741	3,305,153
225,272,800	157	563,182	734	3,284,386
6,504,800	11	16,262	48	160,615
176,229,600	103	440,574	387	2,278,557
0	0	0	22	22,373
2,936,800	4	7,342	31	52,163
1,643,600	2	4,109	29	55,814
646,400	2	1,616	13	13,749
1,781,600	2	4,454	34	66,692
5,854,800	6	14,637	51	111,843
682,800	1	1,707	9	17,921
2,629,600	5	6,574	17	39,902
23,190,800	20	57,977	80	407,774
3,172,000	1	7,930	13	56,983

IX 滯納処分



IX 滞納処分

(1) 滞納処分の停止額税目別明細(年度末現在)

区 分	平成 2 6 年 度		平成 2 7 年 度		平成 2
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数
市民税（個人）	24,377	377,904,264	23,043	323,631,081	20,892
市民税（法人）	193	13,809,824	176	11,763,144	146
固定資産税	4,026	151,664,188	3,816	132,354,265	4,003
軽自動車税	4,123	9,517,298	4,301	9,453,662	3,597
事業所税	0	0	0	0	0
都市計画税	-	36,978,200	-	32,247,330	-
計	32,719	589,873,774	31,336	509,449,482	28,638

(2) 不納欠損額税目別明細

区 分	平成 2 6 年 度		平成 2 7 年 度		平成 2
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数
市民税（個人）	10,840	225,720,216	10,840	190,600,418	9,967
市民税（法人）	120	14,122,904	120	9,862,370	155
固定資産税	2,667	185,097,069	2,667	97,363,393	3,045
軽自動車税	1,939	6,278,271	1,939	4,780,900	2,025
事業所税	0	542,992	0	0	0
入湯税	0	0	0	0	0
都市計画税	-	44,874,930	-	23,770,420	-
計	21,418	476,636,382	15,566	326,377,501	15,192

(3) 財産差押状況の推移

区 分	差 押 総 額			公 売 処 分 による収入 ②	収 入 等 に よる解除 ③
	前年度以前に 差押えたもの	当該年度におい て差押えたもの	計 ①		
平成 2 6 年 度	1,483,165,043	1,473,454,303	3,477,300,542	9,392,359	1,984,743,140
平成 2 7 年 度	1,214,787,663	738,472,219	1,953,259,882	6,186,673	775,734,808
平成 2 8 年 度	1,171,338,401	578,152,865	1,749,491,266	6,254,683	812,857,423
平成 2 9 年 度	930,379,160	482,528,089	1,412,907,249	5,585,500	652,846,820
平成 3 0 年 度	754,474,929	888,149,224	1,642,624,153	2,224,289	1,166,335,988

(単位：円)

8 年 度	平 成 2 9 年 度		平 成 3 0 年 度		区 分
	金 額	件 数	金 額	件 数	
300,505,304	15,859	238,739,971	10,744	160,636,451	市民税（個人）
9,406,435	93	6,133,659	60	4,384,659	市民税（法人）
105,463,355	3,470	86,003,865	2,551	55,044,361	固 定 資 産 税
9,396,749	3,264	9,249,379	2,401	7,618,697	軽 自 動 車 税
0	0	0	0	0	事 業 所 税
25,866,920	-	21,072,860	-	13,416,270	都 市 計 画 税
450,638,763	22,686	361,199,734	15,756	241,100,438	計

(単位：円)

8 年 度	平 成 2 9 年 度		平 成 3 0 年 度		区 分
	金 額	件 数	金 額	件 数	
149,347,949	8,894	120,077,842	7,691	129,917,010	市民税（個人）
22,535,243	111	7,465,781	87	6,742,328	市民税（法人）
164,635,907	1,885	56,532,956	2,338	116,669,011	固 定 資 産 税
4,697,672	1,399	3,471,102	1,186	2,764,980	軽 自 動 車 税
0	3	3,385,200	0	0	事 業 所 税
0	39	39,775,275	0	0	入 湯 税
39,904,010	-	13,637,010	-	28,487,350	都 市 計 画 税
381,120,781	12,331	244,345,166	11,302	284,580,679	計

(単位：円)

年度末における 差押中のもの ①-(②+③)= ④	④ の 内 訳				区 分
	不 動 産	債 権	抵 当 権	そ の 他	
1,214,787,663	803,191,079	271,654,682	94,361,324	45,580,578	平成 2 6 年 度
1,171,338,401	731,270,613	319,829,494	76,032,950	44,205,344	平成 2 7 年 度
930,379,160	560,473,822	224,139,147	61,581,693	84,184,498	平成 2 8 年 度
754,474,929	516,291,174	185,296,411	35,432,441	17,454,903	平成 2 9 年 度
474,063,876	246,994,527	205,034,524	4,956,936	17,077,889	平成 3 0 年 度

X 口 座 振 替



X 口座振替

口座振替加入率等の推移

(単位:件・円)

税目	年度	調 定 (A)		加 入 (B)		振 替 (C)		振 替 不 能		加入率 B/A		振替率 C/B	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
市・ 県民税 《普通徴収》	26	240,806	9,110,630,604	33,747	2,478,130,635	32,289	2,391,181,960	1,458	86,948,675	14.0%	27.2%	95.7%	96.5%
	27	233,431	9,111,291,030	33,429	2,537,112,916	32,025	2,449,315,416	1,404	87,797,500	14.3%	27.8%	95.8%	96.5%
	28	231,802	9,071,001,923	32,567	2,529,933,682	31,274	2,442,116,682	1,293	87,817,000	14.0%	27.8%	96.0%	96.5%
	29	226,834	8,826,373,864	30,654	2,322,434,211	29,396	2,240,373,141	1,258	82,061,070	13.5%	26.3%	95.9%	96.5%
	30	213,142	8,455,963,442	28,032	2,202,148,160	26,971	2,135,536,960	1,061	66,611,200	13.2%	26.0%	96.2%	97.0%
固定 資産税 都市計画税	26	552,461	39,813,428,500	179,013	14,738,130,517	173,467	14,468,445,817	5,546	269,684,700	32.4%	37.0%	96.9%	98.2%
	27	556,838	39,604,675,700	181,997	14,584,664,892	176,526	14,252,947,556	5,471	331,717,336	32.7%	36.8%	97.0%	97.7%
	28	558,967	39,893,722,700	183,950	14,233,099,365	178,768	13,984,946,265	5,182	248,153,100	32.9%	35.7%	97.2%	98.3%
	29	561,563	40,558,073,900	185,404	15,026,790,220	180,146	14,812,530,020	5,258	214,260,200	33.0%	37.1%	97.2%	98.6%
	30	565,127	40,125,779,400	185,242	15,035,072,500	179,976	14,804,888,500	5,266	230,184,000	32.8%	37.5%	97.2%	98.5%
軽 自動車税	26	78,880	290,841,500	7,054	25,425,900	6,851	24,702,100	203	723,800	8.9%	8.7%	97.1%	97.2%
	27	79,085	297,400,900	7,254	26,732,600	7,060	26,031,000	194	701,600	9.2%	9.0%	97.3%	97.4%
	28	79,029	377,568,700	7,353	34,285,600	7,163	33,379,400	190	906,200	9.3%	9.1%	97.4%	97.4%
	29	78,599	393,759,400	7,182	35,225,400	6,932	34,006,900	250	1,218,500	9.1%	8.9%	96.5%	96.5%
	30	78,419	407,327,400	7,077	35,787,300	6,852	34,612,400	225	1,174,900	9.0%	8.8%	96.8%	96.7%
合 計	26	872,147	49,214,900,604	219,814	17,241,687,052	212,607	16,884,329,877	7,207	357,357,175	25.2%	35.0%	96.7%	97.9%
	27	869,354	49,013,367,630	222,680	17,148,510,408	215,611	16,728,293,972	7,069	420,216,436	25.6%	35.0%	96.8%	97.5%
	28	869,798	49,342,293,323	223,870	16,797,318,647	217,205	16,460,442,347	6,665	336,876,300	25.7%	34.0%	97.0%	98.0%
	29	866,996	49,778,207,164	223,240	17,384,449,831	216,474	17,086,910,061	6,766	297,539,770	25.7%	34.9%	97.0%	98.3%
	30	856,688	48,989,070,242	220,351	17,273,007,960	213,799	16,975,037,860	6,552	297,970,100	25.7%	35.3%	97.0%	98.3%

XI 税 外 收 入



X I 税外収入（税務関係分）

(1) 税外収入決算状況の推移（税務関係分）

区 分	平成 2 6 年 度			平成 2 7 年 度		
	最終予算額	決算額	前年比	最終予算額	決算額	前年比
自動車重量譲与税	528,000	520,780	96.0%	497,000	541,536	104.0%
特別とん譲与税	2,400	2,506	105.9%	2,600	1,712	68.3%
地方揮発油譲与税	220,000	222,592	93.3%	219,000	236,261	106.1%
地方道路譲与税※	1	0	-	1	0	-
利子割交付金	175,000	173,956	95.6%	171,000	152,778	87.8%
配当割交付金	281,000	641,660	181.8%	611,000	491,532	76.6%
株式等譲渡所得割交付金	335,000	348,872	61.9%	689,000	483,549	138.6%
地方消費税交付金	5,023,000	5,100,724	120.4%	8,259,000	8,253,758	161.8%
自動車取得税交付金	150,000	130,277	43.1%	143,000	214,038	164.3%
地方特例交付金	364,000	329,653	88.9%	322,000	322,442	97.8%
交通安全対策特別交付金	75,000	65,951	88.0%	70,000	72,602	110.1%
督促手数料	9,668	9,620	100.3%	9,361	9,442	98.1%
納税証明等手数料・自動車臨時運行許可申請手数料（本庁分のみ）	17,766	18,838	100.6%	18,455	18,760	99.6%
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	35,332	35,332	皆増	24,529	24,524	69.4%
県税徴収交付金	650,322	666,348	102.3%	656,048	667,838	100.2%
軽自動車標識売払収入	1	40	181.8%	1	15	37.5%
物品売払収入	-	-	-	-	-	-
延滞金	133,704	195,977	141.3%	126,811	227,413	116.0%
加算金	44,800	44,801	皆増	1	0	皆減
軽自動車標識再交付実費弁償金	16	11	110.0%	14	13	118.2%
自動車臨時運行許可番号標識紛失実費弁償金	1	3	皆増	1	3	100.0%
諸用紙印刷等実費弁償金	39	47	522.2%	45	47	100.0%
滞納処分費	1	513	97.0%	1	133	25.9%
納税通知書等発送用封筒広告収入	168	63	33.3%	119	133	211.1%
配当割額控除額等返還金	1	80	108.1%	1	79	98.8%
還付金返納金	-	-	-	-	17	皆増
延納利息	-	-	-	-	-	-
求償費	-	-	-	-	-	-
合 計	8,045,220	8,508,644	110.7%	11,818,988	11,718,625	137.7%

(※) 平成21年度から地方道路譲与税の名称を変更し、地方揮発油譲与税とする。名称変更以前の地方道路税とし

(単位：千円)

平成 2 8 年 度			平成 2 9 年 度			平成 3 0 年 度		
最終予算額	決算額	前年比	最終予算額	決算額	前年比	最終予算額	決算額	前年比
530,000	543,991	100.5%	546,000	544,162	100.0%	539,000	550,460	101.2%
2,200	2,391	139.7%	2,100	2,639	110.4%	2,300	1,608	60.9%
211,000	224,460	95.0%	209,000	222,007	98.9%	205,000	223,459	100.7%
1	0	-	1	0	-	1	0	-
79,000	87,089	57.0%	90,000	131,754	151.3%	134,000	132,149	100.3%
469,000	347,475	70.7%	417,000	474,105	136.4%	354,000	395,966	83.5%
419,000	218,128	45.1%	399,000	478,887	219.5%	638,000	313,846	65.5%
7,329,000	7,414,112	89.8%	7,830,000	7,666,290	103.4%	8,250,000	8,055,974	105.1%
189,000	220,282	102.9%	301,000	280,200	127.2%	361,000	341,742	122.0%
311,000	311,791	96.7%	320,000	321,208	103.0%	383,000	384,750	119.8%
71,000	70,041	96.5%	70,000	66,272	94.6%	69,000	62,621	94.5%
9,270	9,442	100.0%	9,765	8,868	93.9%	8,902	8,637	97.4%
19,609	17,577	93.7%	18,649	19,839	112.9%	19,883	18,184	91.7%
-	-	皆減	-	-	-	-	-	-
663,186	679,024	101.7%	670,086	688,956	101.5%	668,708	697,899	101.3%
1	16	106.7%	1	15	93.8%	1	9	60.0%
-	-	-	-	-	-	-	4	皆増
164,215	186,475	82.0%	191,758	177,335	95.1%	162,674	181,288	102.2%
1	0	-	1	0	-	1	12	皆増
12	12	92.3%	11	8	66.7%	12	9	112.5%
1	2	66.7%	1	1	50.0%	1	5	500.0%
49	52	110.6%	49	44	84.6%	49	42	95.5%
1	829	623.3%	1	101	12.2%	1	468	463.4%
118	184	138.3%	126	137	74.5%	122	141	102.9%
1	153	193.7%	1	65	42.5%	1	15	23.1%
-	-	皆減	-	-	-	-	-	-
-	1	皆増	-	-	皆減	-	-	-
-	-	-	-	286	皆増	-	-	皆減
10,466,665	10,333,527	88.2%	11,074,550	11,083,179	107.3%	11,795,656	11,369,288	102.6%

て収入される分は、引き続き、地方道路譲与税として譲与される。

(2) 自動車重量譲与税に関する調

(単位：千円)

区 分		平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度
譲 与 額		520,780	541,536	543,991	544,162	550,460
内 訳	6 月	143,385	152,411	148,739	158,843	143,320
	11 月	212,446	226,853	221,441	224,554	224,510
	3 月	164,949	162,272	173,811	160,765	182,630

(3) 特別とん譲与税に関する調

(単位：千円)

区 分		平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度
譲 与 額	2 市 合 計	2,890	1,927	2,712	2,932	1,844
	前 年 比 (%)	106.3%	66.7%	140.7%	108.1%	62.9%
	尼 崎 市	2,506	1,712	2,391	2,639	1,608
尼 崎 市 内 訳	9 月	1,363	972	1,079	1,342	989
	3 月	1,143	740	1,312	1,297	619
案 分 率	尼 崎 市	0.8670	0.8888	0.8818	0.8999	0.8718
	西 宮 市	0.1330	0.1222	0.1182	0.1001	0.1282

(4) 地方揮発油譲与税に関する調

(単位：千円)

区 分		平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度
譲 与 額		222,592	236,261	224,460	222,007	223,459
内 訳	6 月	67,899	74,153	64,979	64,168	62,529
	11 月	85,443	74,898	94,945	92,564	90,614
	3 月	69,250	87,210	64,536	65,275	70,316

(5) 地方道路譲与税に関する調

(単位：千円)

区 分		平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度
譲 与 額		0	0	0	0	0
内 訳	6 月	0	0	0	0	0
	11 月	0	0	0	0	0
	3 月	0	0	0	0	0

(6) 利子割交付金に関する調

(単位：千円)

区 分		平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度
交 付 額		173,956	152,778	87,089	131,754	132,149
内 訳	8 月	67,934	67,474	27,211	46,840	50,566
	12 月	58,073	47,601	29,566	49,746	51,927
	3 月	47,949	37,703	30,312	35,168	29,656

(7) 配当割交付金に関する調

(単位：千円)

区 分		平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度
交 付 額		641,660	491,532	347,475	474,105	395,966
内 訳	8 月	115,091	114,307	107,273	113,355	116,778
	12 月	24,844	20,211	19,789	21,975	20,372
	3 月	501,725	357,014	220,413	338,775	258,816

(8) 株式等譲渡所得割交付金に関する調

(単位：千円)

区 分		平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度
交 付 額		348,872	483,549	218,128	478,887	313,846
内 訳	8 月	—	—	—	—	—
	12 月	—	—	—	—	—
	3 月	348,872	483,549	218,128	478,887	313,846

(9) 地方消費税交付金に関する調

(単位：千円)

区 分	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	
交 付 額	5,100,724	8,253,758	7,414,112	7,666,290	8,055,974	
内 訳	6 月	1,279,381	1,492,112	1,830,861	1,839,047	1,974,295
	9 月	1,521,194	3,305,467	2,356,677	2,510,501	2,549,998
	12 月	872,585	1,469,572	1,377,213	1,359,833	1,428,316
	3 月	1,427,564	1,986,607	1,849,361	1,956,909	2,103,365

(10) 自動車取得税交付金に関する調

(単位：千円)

区 分	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	
交 付 額	130,277	214,038	220,282	280,200	341,742	
内 訳	8 月	40,618	67,173	64,638	98,507	119,738
	12 月	40,569	68,414	71,973	92,671	103,277
	3 月	49,090	78,451	83,671	89,022	118,727

(11) 地方特例交付金に関する調

(単位：千円)

区 分	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	
交 付 額	329,653	322,442	311,791	321,208	384,750	
内 訳	4 月	176,138	164,384	167,232	167,907	186,726
	9 月	153,515	158,058	144,559	153,301	198,024
	11 月	—	—	—	—	—

〔注〕11月分に関しては平成23年度のみでの交付である。(子ども手当特例交付金の再算定が行われたため。)

(12) 交通安全対策特別交付金に関する調

(単位：千円)

区 分	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	
交 付 額	65,951	72,602	70,041	66,272	62,621	
内 訳	9 月	32,049	37,721	36,492	35,074	32,787
	3 月	33,902	34,881	33,549	31,198	29,834

(13) 県税徴収交付金に関する調

(単位：千円)

区 分	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度
総額(7月、10月、1月、4月)	666,348	667,838	679,024	688,956	697,899
納 税 義 務 者 割	621,129	623,178	628,326	643,989	649,635
通 知 書 割	0	0	0	0	0
払 込 金 額 割	2,004	1,696	687	881	738
過 誤 納 金 還 付 充 当 額 等	43,215	42,964	50,011	44,086	47,526

(14) 税務関係証明書の発行等に関する調

(単位：件・円)

区 分			平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	
本 庁	総 額	件数	56,206	57,531	52,140	60,619	54,855	
		金額	(5,871)	(4,966)	(4,314)	(4,314)	(5,252)	
	市 県 民 税 課 税 額 証 明	件数	31,171	29,658	27,474	33,362	27,963	
		金額	(2,337)	(1,280)	(648)	(802)	(795)	
	固 定 資 産 評 価 額 証 明 ※ 1	件数	18,881	19,173	18,848	19,470	19,825	
		金額	(1,300)	(1,575)	(1,365)	(1,100)	(1,040)	
	納 税 証 明 ※ 2	件数	6,154	8,700	5,818	7,787	7,067	
		金額	(2,234)	(2,111)	(2,301)	(3,430)	(3,417)	
	支 所 ・ 出 張 所 (サ ー ビ ス セ ン タ ー ・ 証 明 コ ー ナ ー)	総 額	件数	56,044	56,284	57,204	47,351	42,054
			金額	(5,487)	(5,626)	(5,726)	(3,850)	(4,219)
		市 県 民 税 課 税 額 証 明	件数	42,226	42,479	43,629	37,094	31,874
			金額	(394)	(420)	(439)	(310)	(681)
固 定 資 産 評 価 額 証 明		件数	8,298	8,223	7,736	6,234	6,207	
		金額	(798)	(929)	(813)	(583)	(765)	
納 税 証 明		件数	5,520	5,582	5,839	4,023	3,973	
		金額	(4,295)	(4,277)	(4,474)	(2,957)	(2,773)	
時 間 外 交 付 (再 掲) ※ 3		件数	473	502	0	0	0	
		金額	(6)	(12)	0	0	0	
合 計		総 額	件数	112,250	113,815	109,344	107,970	96,909
			金額	(11,358)	(10,592)	(10,040)	(8,164)	(9,471)
	市 県 民 税 課 税 額 証 明	件数	32,828,600	32,793,900	31,927,600	31,783,000	28,428,400	
		金額	73,397	72,137	71,103	70,456	59,837	
	固 定 資 産 評 価 額 証 明	件数	(2,731)	(1,700)	(1,087)	(1,112)	(1,476)	
		金額	21,199,800	21,131,100	21,004,800	20,803,200	17,508,300	
	納 税 証 明	件数	27,179	27,396	26,584	25,704	26,032	
		金額	(2,098)	(2,504)	(2,178)	(1,683)	(1,805)	
	納 税 証 明	件数	10,085,300	9,294,600	9,449,800	9,343,300	9,450,100	
		金額	11,674	14,282	11,657	11,810	11,040	
	納 税 証 明	件数	(6,529)	(6,388)	(6,775)	(6,387)	(6,190)	
		金額	1,543,500	2,368,200	1,473,000	1,636,500	1,470,000	

(注) 件数のうち () 内は手数料免除分を再掲。

※ 1 本庁の固定資産評価額証明には住宅用家屋証明等を含む。

※ 2 本庁の納税証明には未納のない証明等を含む。

※ 3 平成28年度よりサービスセンターの時間外交付は終了している。

※ 4 平成29年3月31日に証明コーナーは廃止されている。

XII 徵 收 經 費



XII 徴収経費

徴収経費決算状況の推移

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度
税 収 入 額	(1) 市 税	77,454,095	76,679,351
	(2) 個 人 の 県 民 税	15,096,614	15,110,111
	(3) 合 計	92,550,709	91,789,462
徴 税	(4) 基 本 給	420,174	400,590
	(5) 諸 手 当	224,758	244,028
	(ア) 超 過 勤 務 手 当	3,873	4,146
	(イ) 税 務 特 別 手 当	45	52
	(ウ) そ の 他 の 手 当	220,840	239,830
	(6) 共 済 組 合 負 担 金 等	153,933	149,115
	(7) 報 酬	104,383	101,624
	(8) そ の 他	852	316
	(9) 小 計	904,100	895,673
	費	(10) 旅 費	4,051
(11) 賃 金		26,110	30,421
(12) そ の 他		220,537	229,065
(13) 小 計		250,698	263,367
報奨金及びこれに類する経費	(14) 納 期 前 納 付 の 報 奨 金	-	-
	(15) 納 税 組 合 奨 励 金	-	-
	(16) 小 計	0	0
そ の 他	(17) そ の 他	185,084	220,534
合 計	(18) 合 計	1,339,882	1,379,574
県 民 税 徴 収 取 扱 費	(19) 納 税 通 知 書 等 を 基 準 に し た 金 額	0	0
	(20) 徴 収 額 を 基 準 に し た 金 額	2,645	2,176
	(21) 納 税 義 務 者 数 を 基 準 に し た 金 額	620,757	620,460
	(22) 合 計	623,402	622,636
純 徴 税 費	(23) (18) - (22)	716,480	756,938
税 収 入 額 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合	(24) (18) / (3)	1.4%	1.5%
	(25) (23) / (1)	0.9%	1.0%

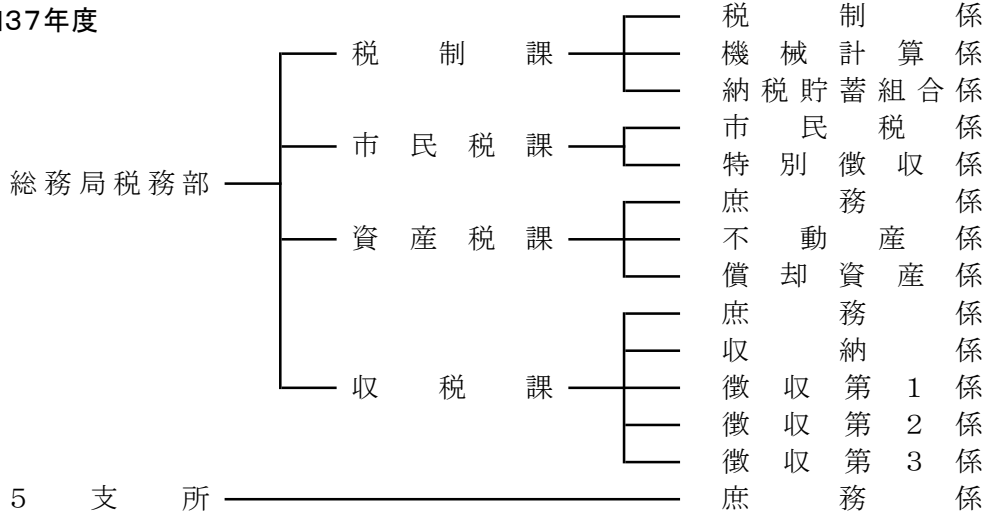
課税状況調（39表）（単位：千円）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
77,892,183	77,459,503	77,659,392	78,767,750	79,238,902
15,233,625	15,465,971	15,682,779	15,816,457	16,195,754
93,125,808	92,925,474	93,342,171	94,584,207	95,434,656
408,912	406,397	404,339	390,062	392,067
262,472	252,369	248,778	241,757	253,978
7,117	11,187	9,164	9,879	13,552
32	20	44	32	23
255,323	241,162	239,570	231,846	240,403
156,069	153,627	149,348	149,708	149,199
105,636	106,050	114,327	107,962	107,149
279	772	499	275	1,066
933,368	919,215	917,291	889,764	903,459
4,350	4,425	4,748	4,146	3,873
44,789	43,900	40,877	42,795	43,645
234,797	236,321	230,957	231,855	308,212
283,936	284,646	276,582	278,796	355,730
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
0	0	0	0	0
221,634	221,117	232,158	188,384	222,347
1,438,938	1,424,978	1,426,031	1,356,944	1,481,536
0	0	0	0	0
2,005	1,696	687	881	738
621,129	623,178	628,326	643,989	649,635
623,134	624,874	629,013	644,870	650,373
815,804	800,104	797,018	712,074	831,163
1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.6%
1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%

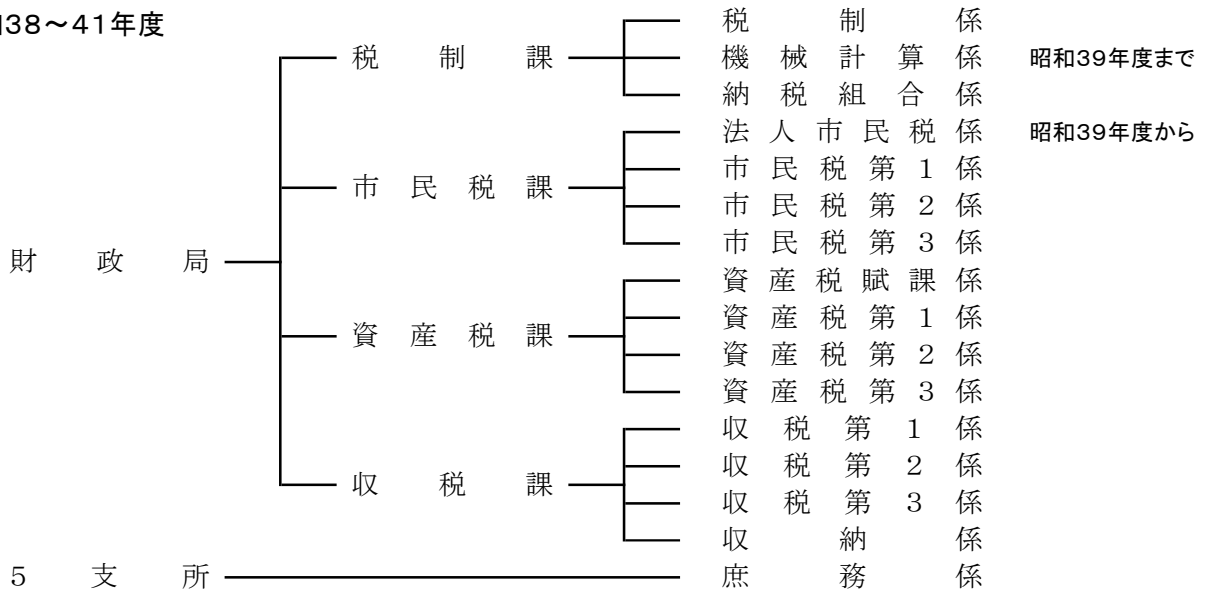
XIII 稅 務 機 構



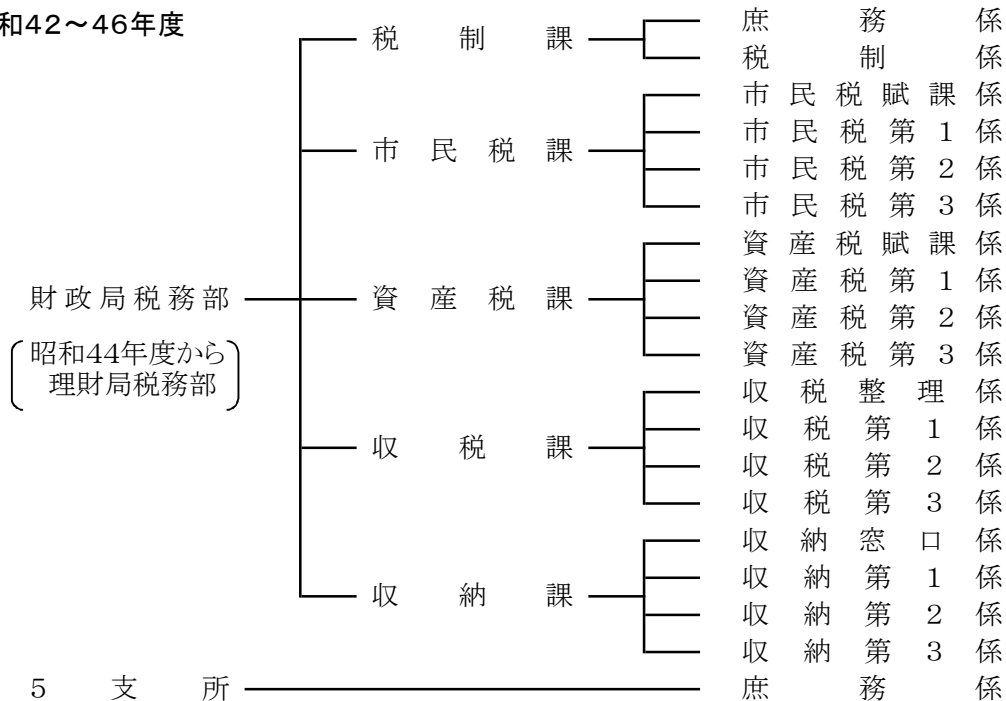
昭和37年度



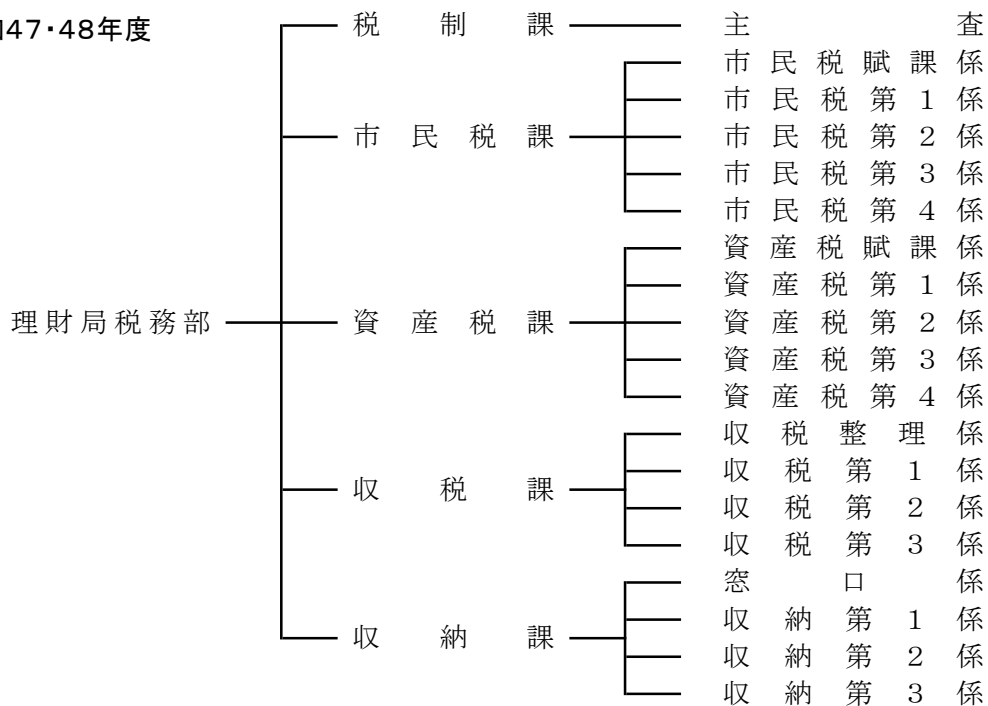
昭和38~41年度



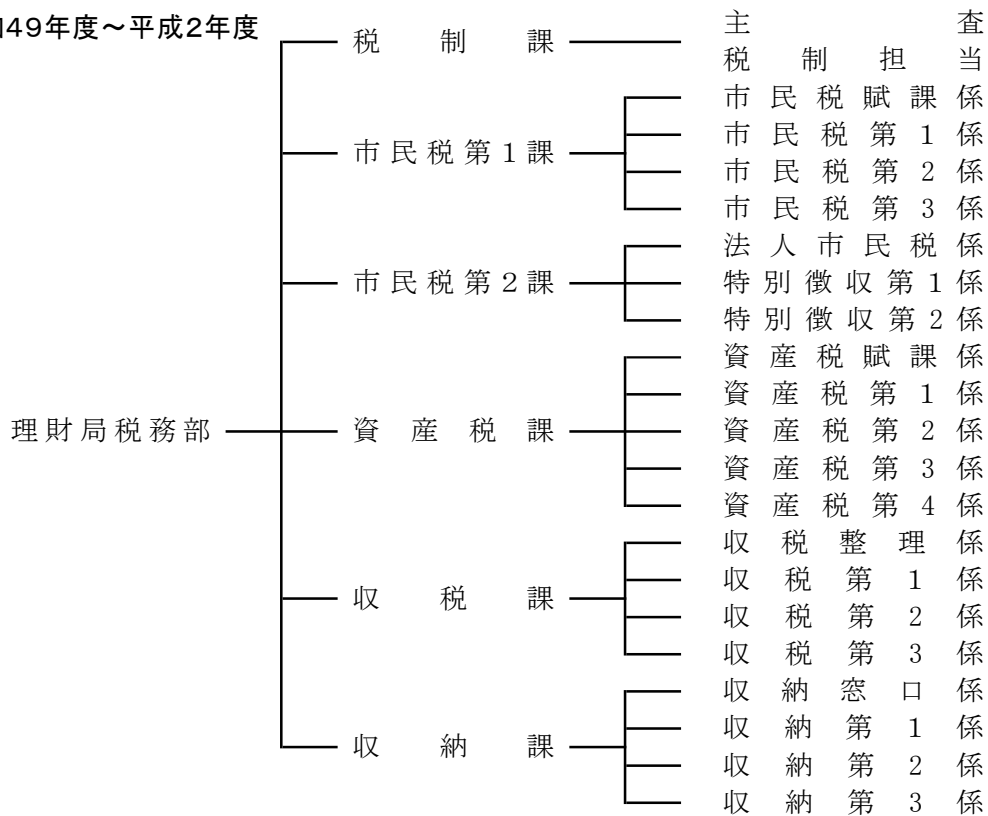
昭和42~46年度



昭和47・48年度

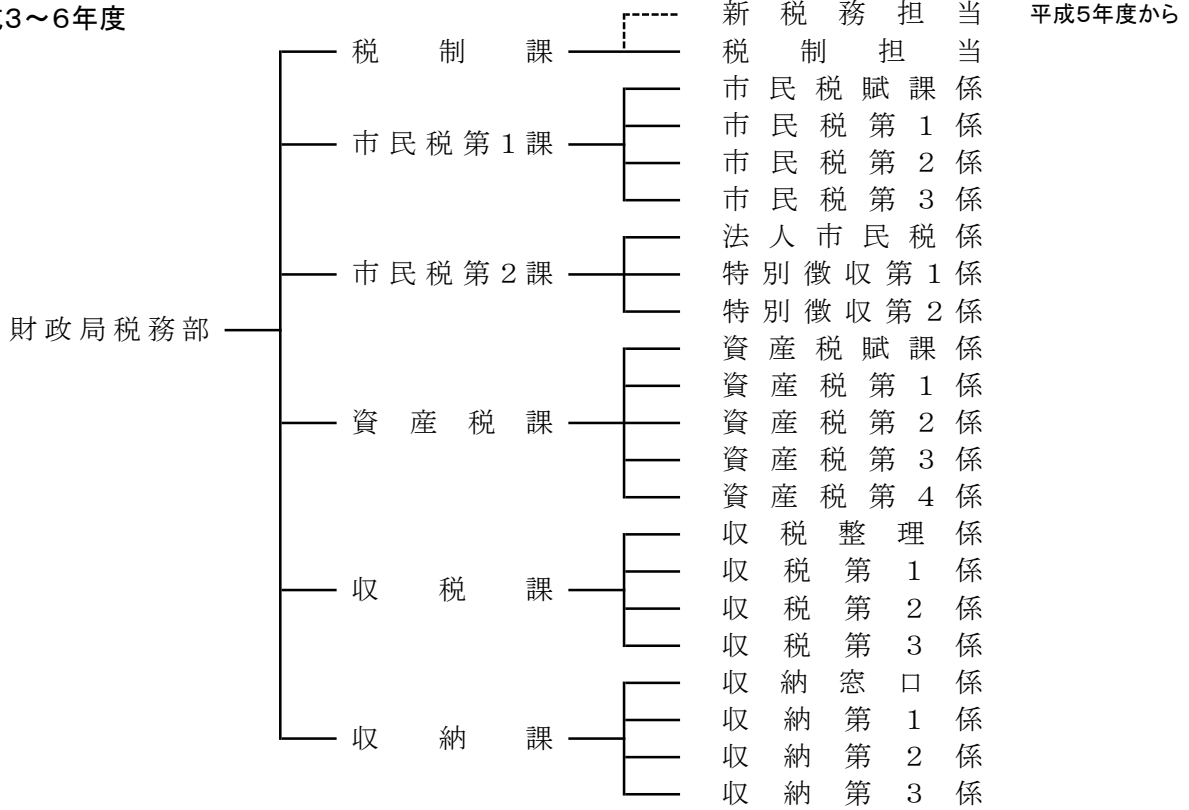


昭和49年度～平成2年度

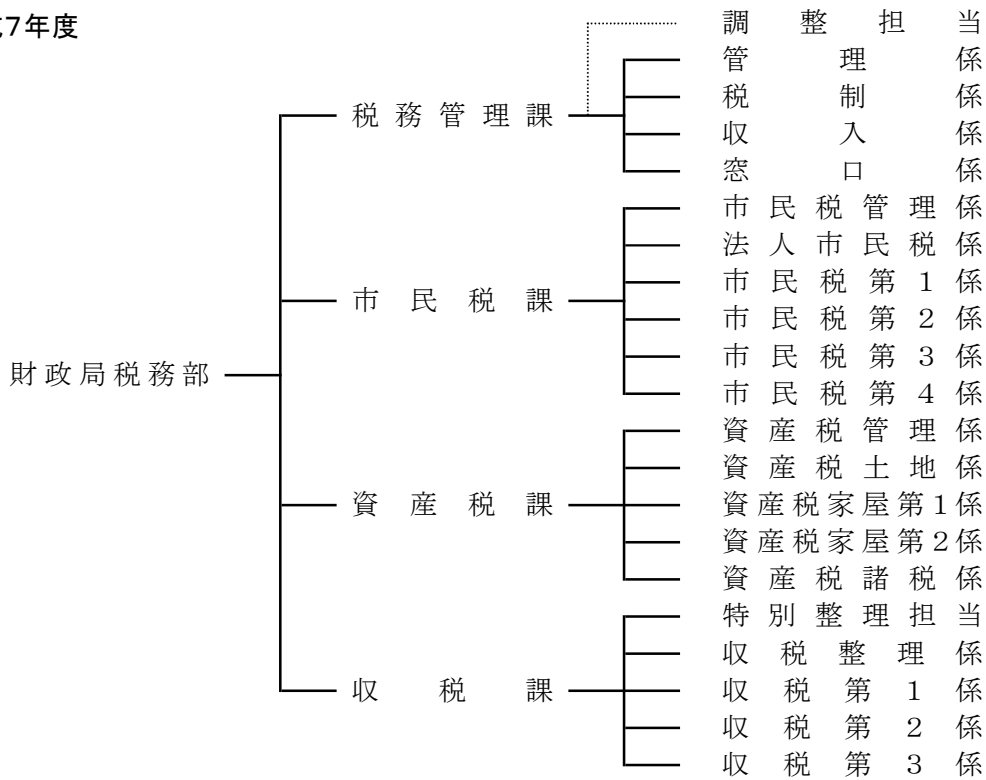


昭和55年度まで
昭和56年度から

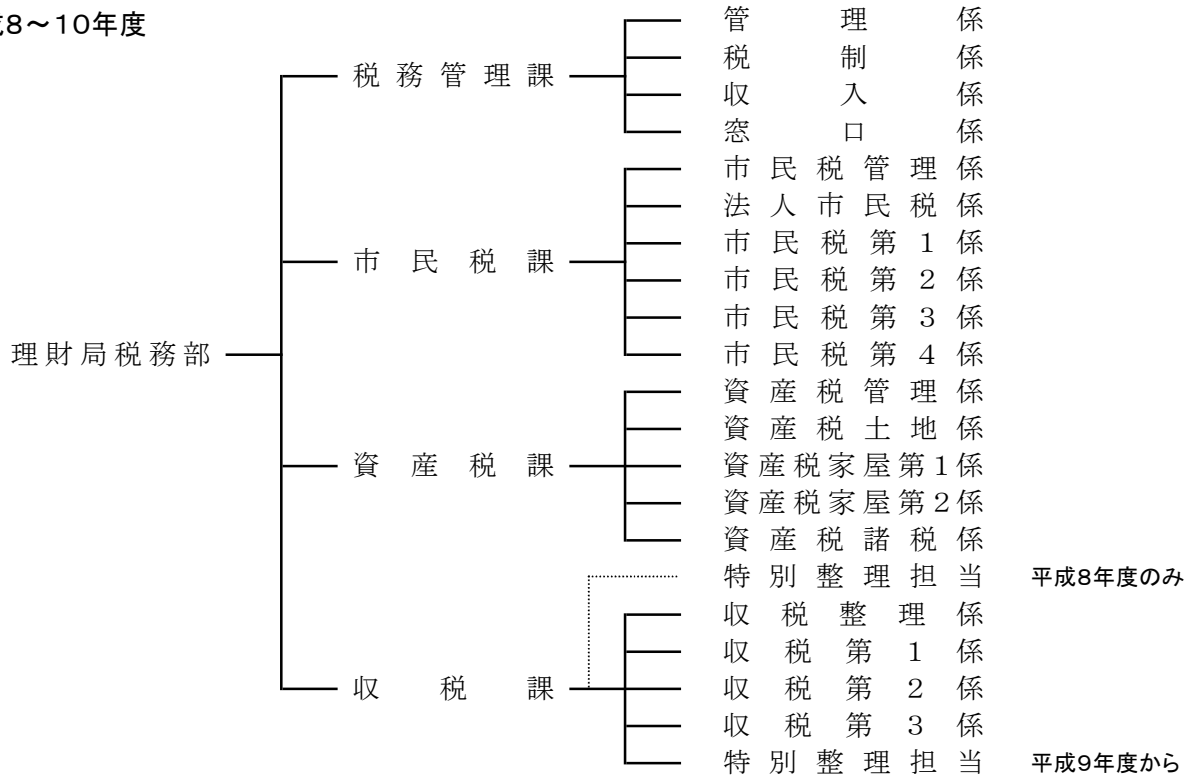
平成3～6年度



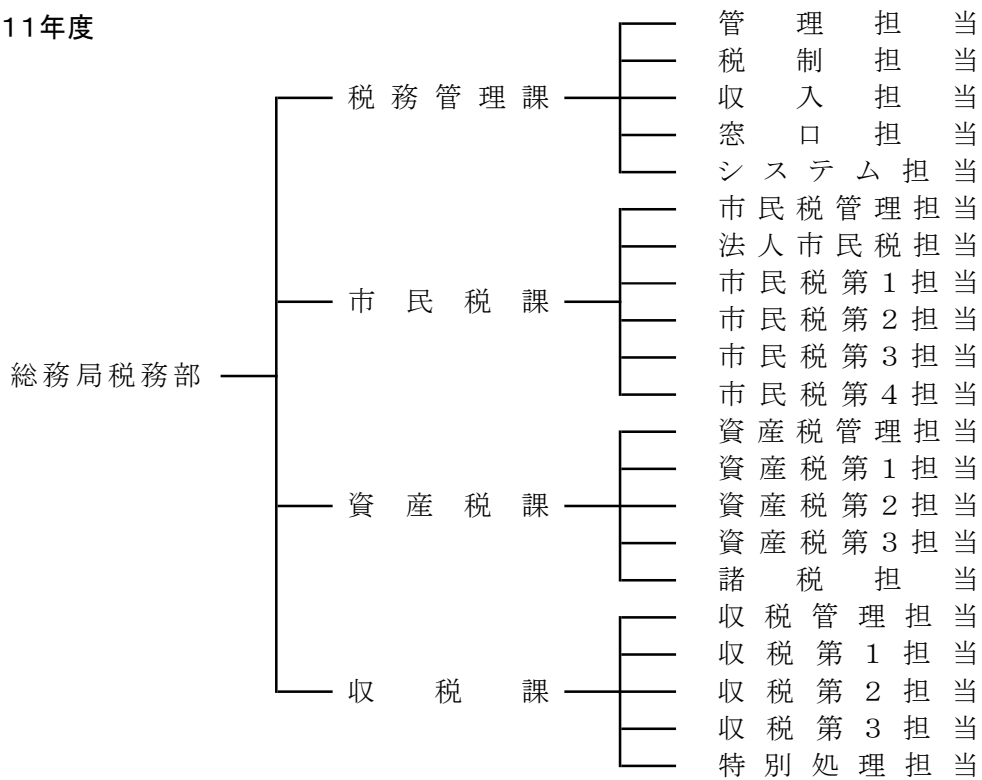
平成7年度



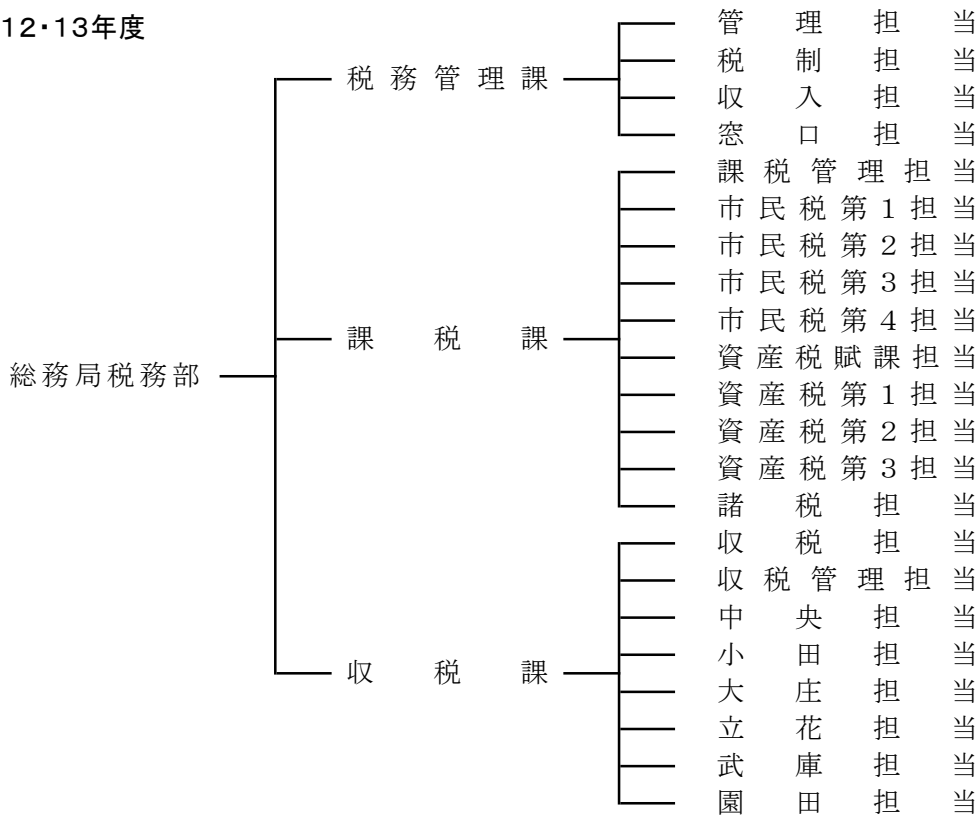
平成8～10年度



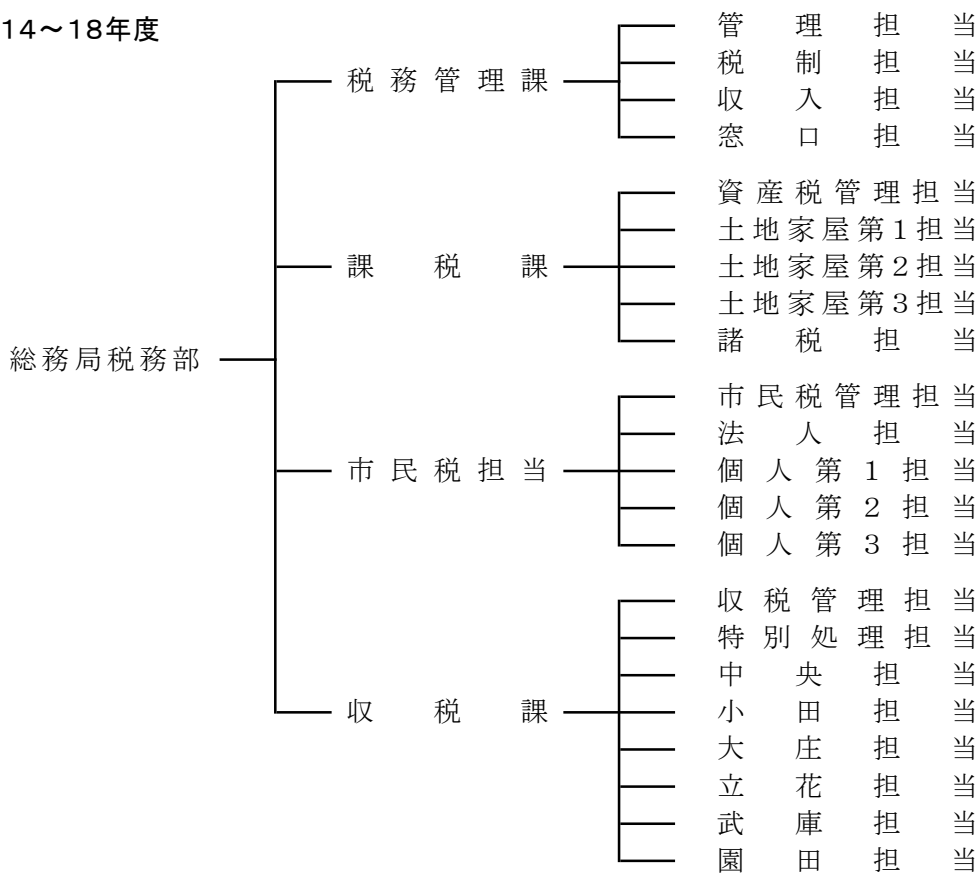
平成11年度



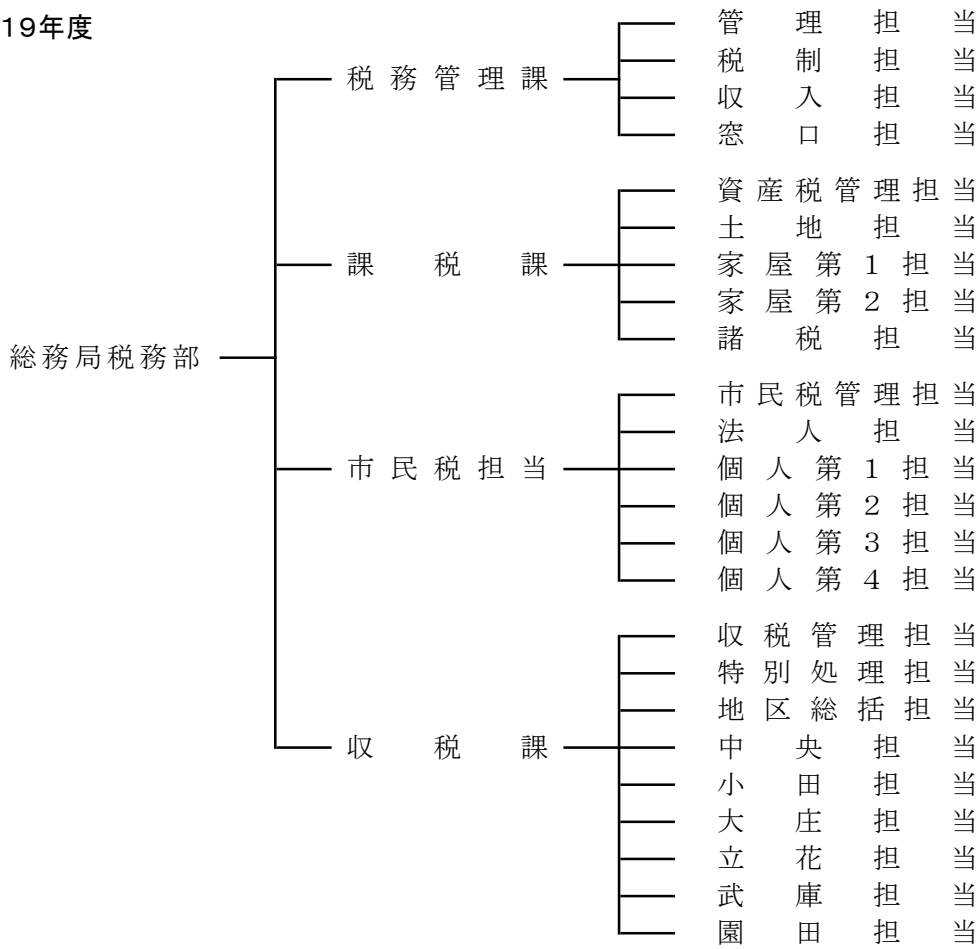
平成12・13年度



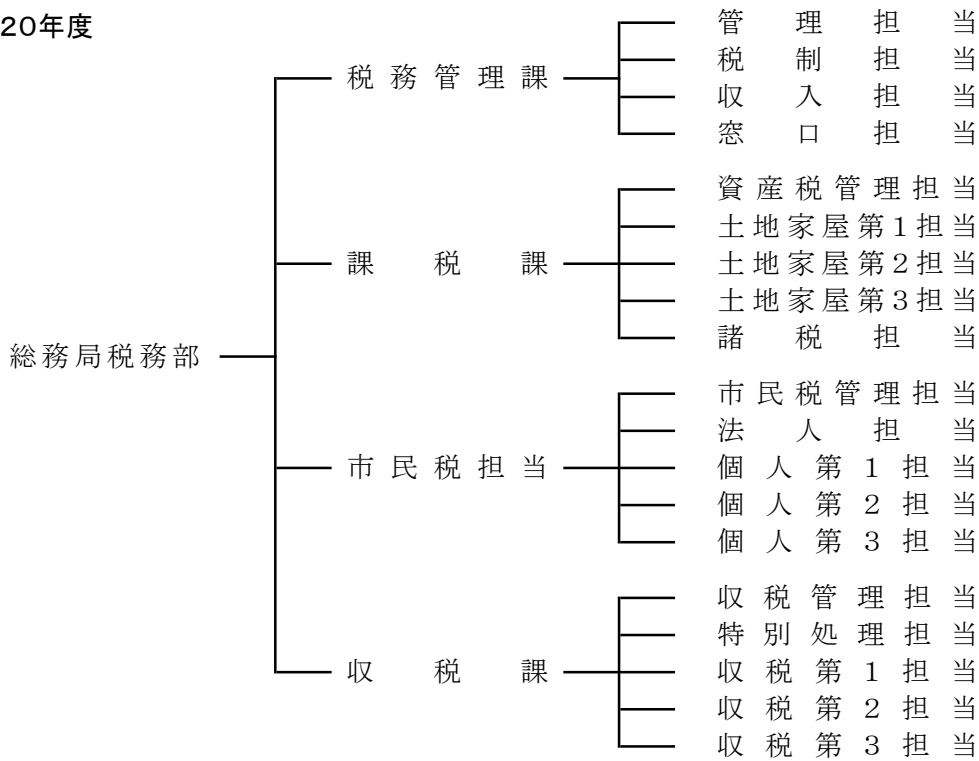
平成14～18年度



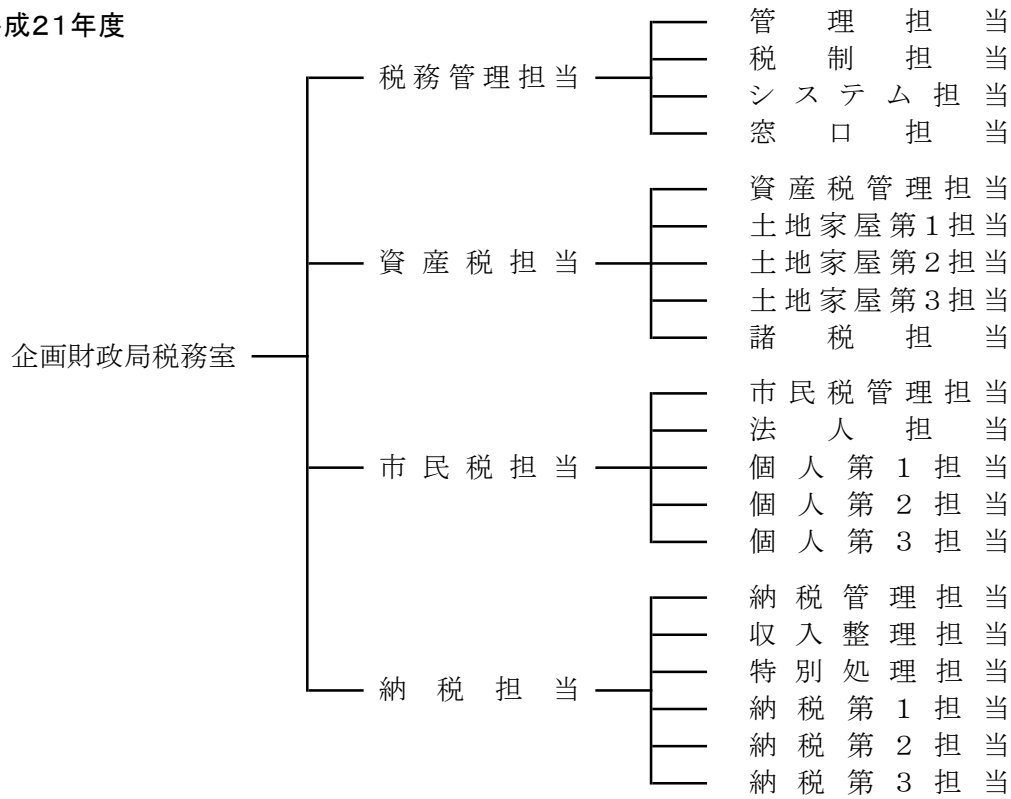
平成19年度



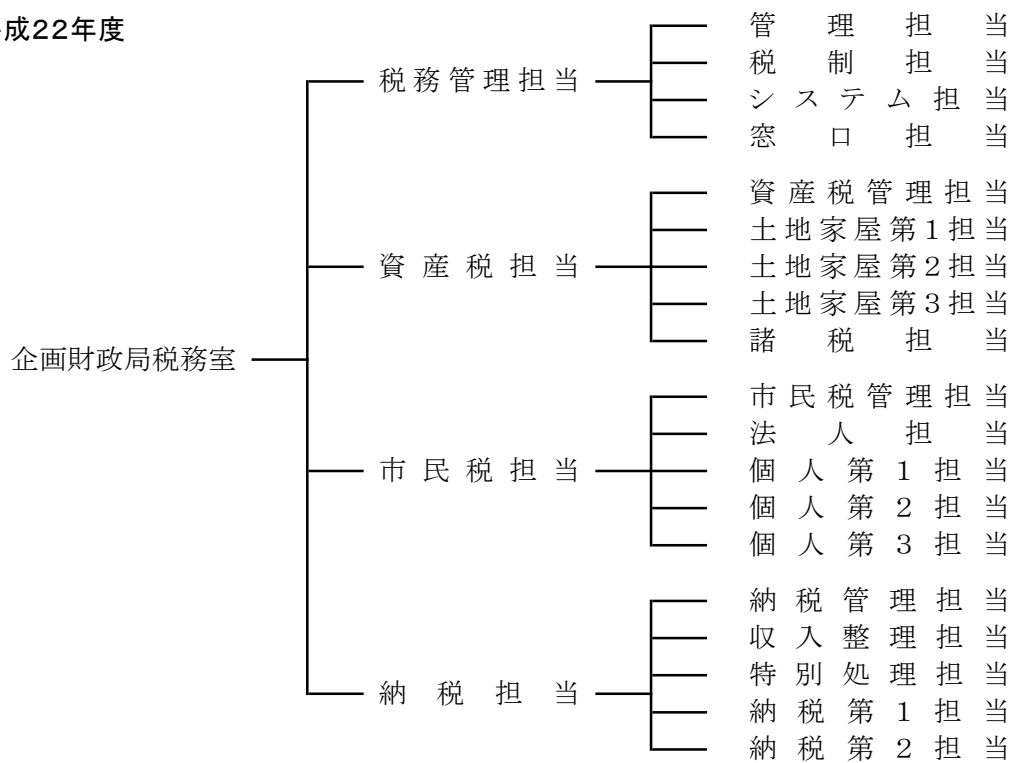
平成20年度



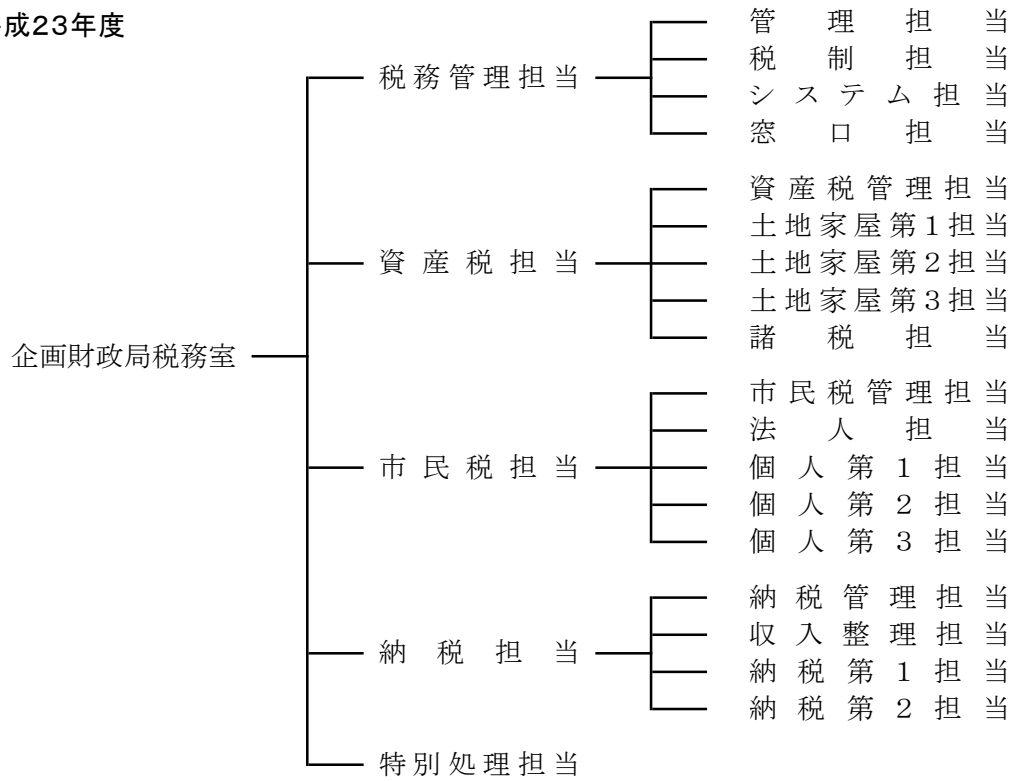
平成21年度



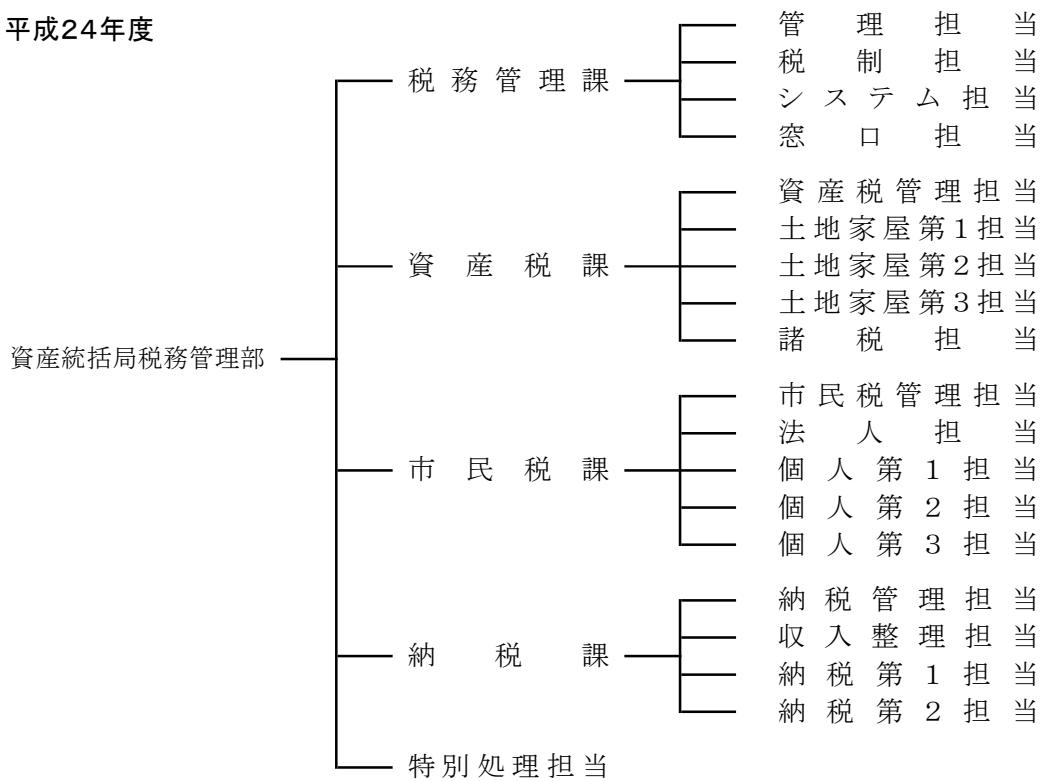
平成22年度



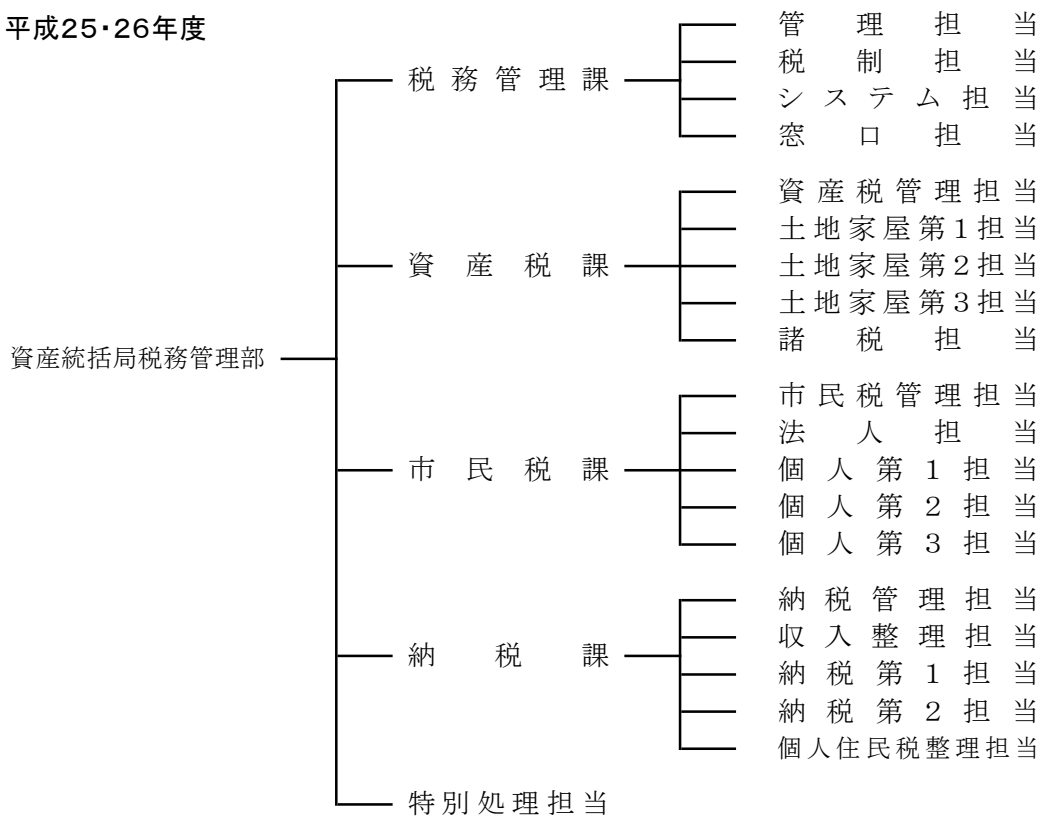
平成23年度



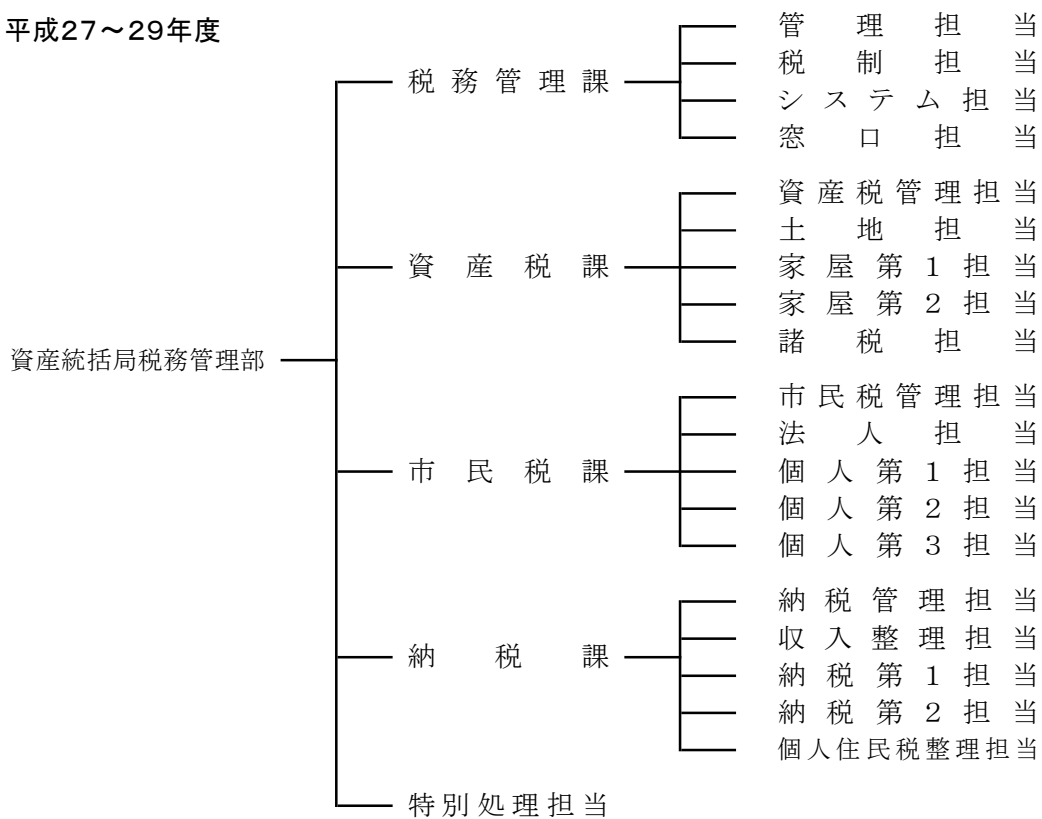
平成24年度



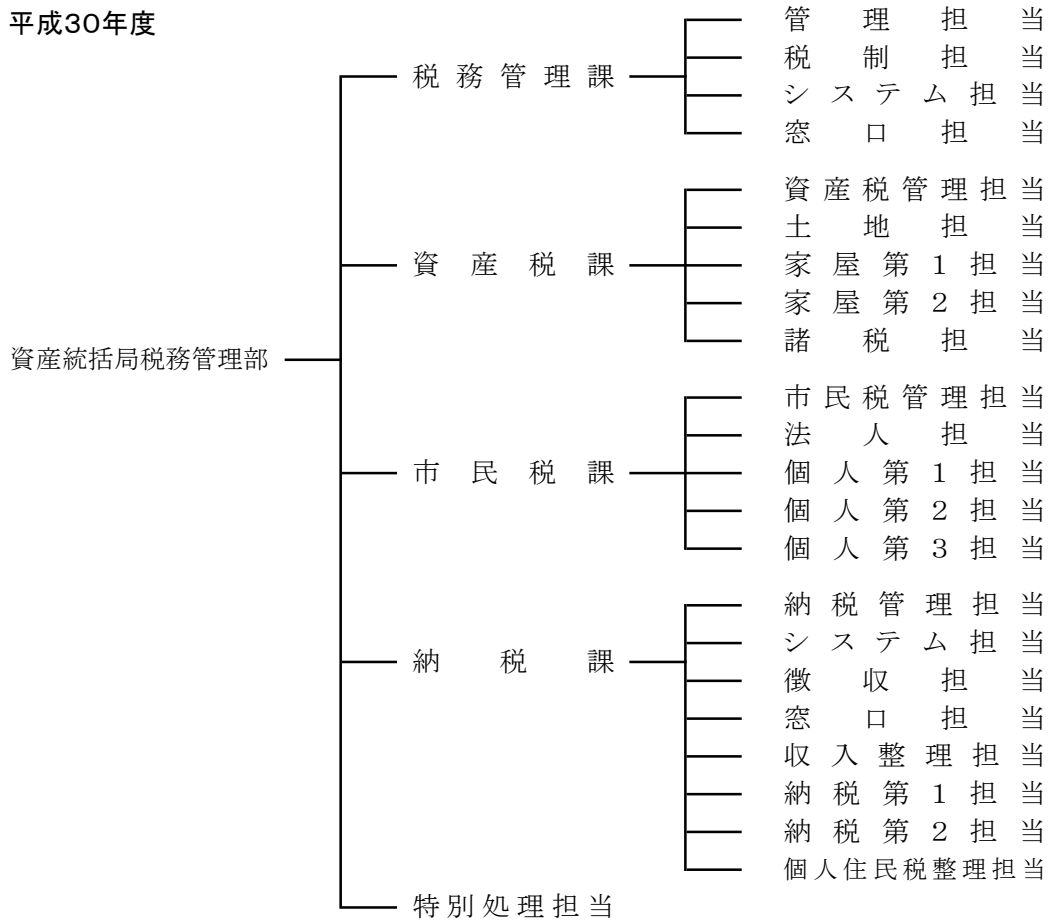
平成25・26年度



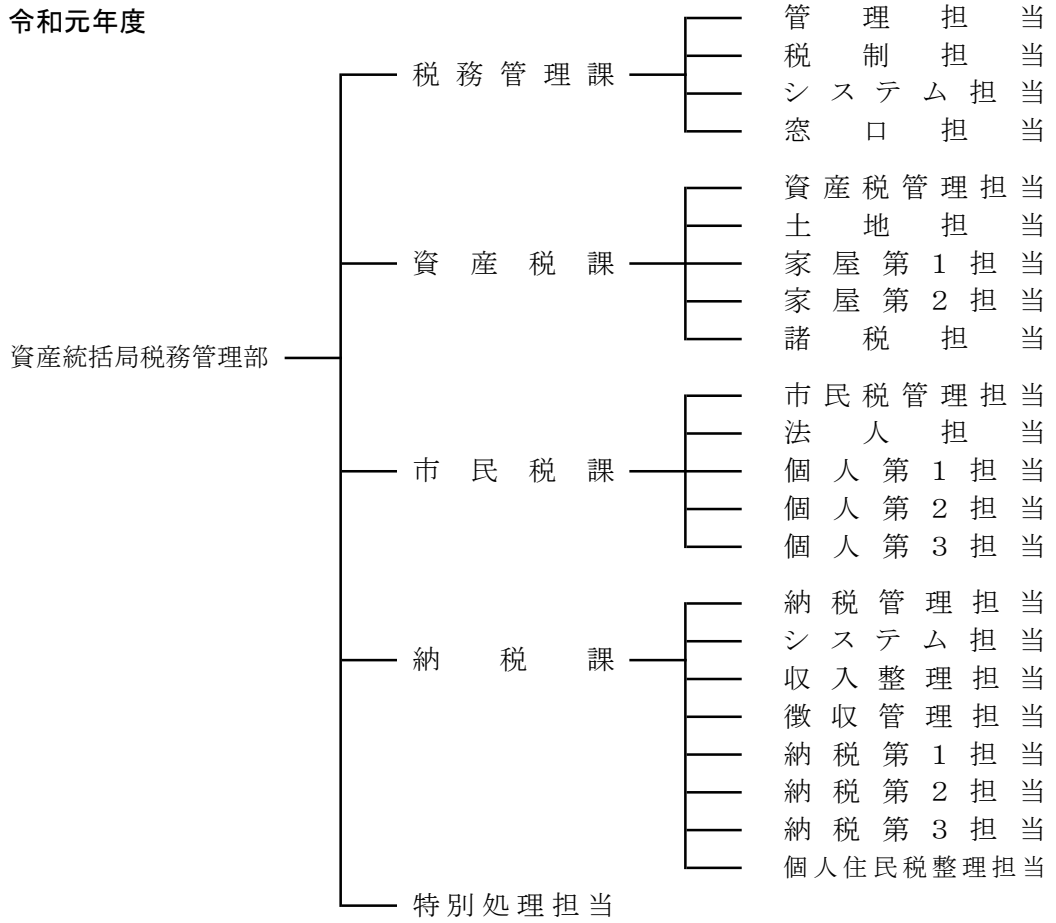
平成27～29年度



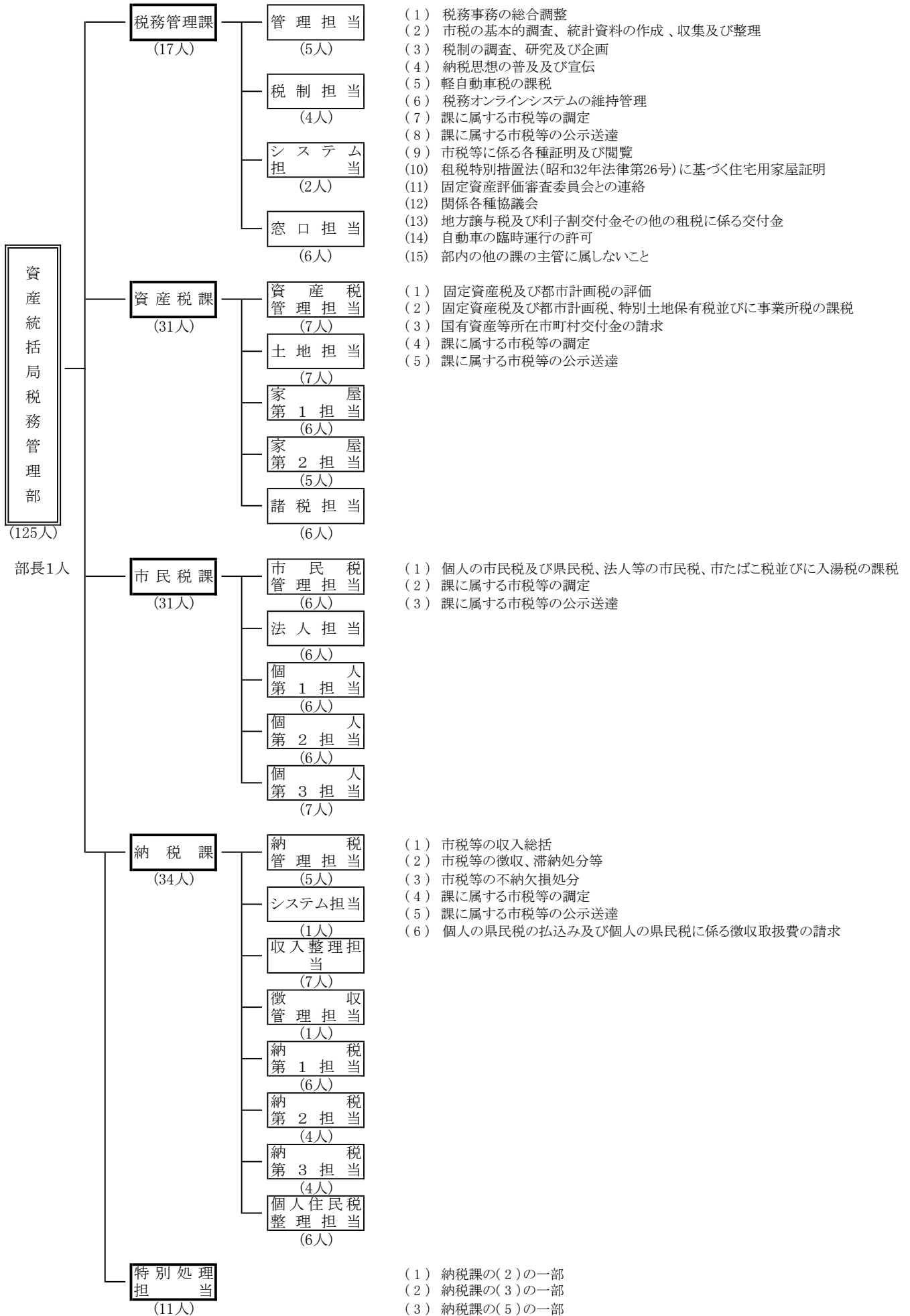
平成30年度



令和元年度



(2) 税務機構及び事務分掌(平成31年4月1日現在)



(注) 管理担当、資産税管理担当、市民税管理担当、納税管理担当及び特別処理担当の人数には、担当課長を含む。

(3) 税務管理部(税務部・税務室)職員の課(担当)・係別人員内訳の推移

(単位:人)

課名	課名	係名	27年度	課名	係名	28年度	課名	係名	29年度	課名	係名	30年度	課名	係名	令和元年度
税務管理課	税務管理課	管理担当	5	税務管理課	管理担当	6	税務管理課	管理担当	6	税務管理課	管理担当	6	税務管理課	管理担当	6
		税制担当	4		税制担当	4		税制担当	4		税制担当	4		税制担当	4
		システム担当	2		システム担当	2		システム担当	2		システム担当	2		システム担当	2
		窓口担当	6		窓口担当	6		窓口担当	6		窓口担当	6		窓口担当	6
		計	17		計	18		計	18		計	18		計	18
資産税課	資産税課	資産税管理担当	7	資産税課	資産税管理担当	6	資産税課	資産税管理担当	7	資産税課	資産税管理担当	7	資産税課	資産税管理担当	7
		土地担当	7		土地担当	7		土地担当	7		土地担当	7		土地担当	7
		家屋第1担当	5		家屋第1担当	5		家屋第1担当	6		家屋第1担当	6		家屋第1担当	6
		家屋第2担当	6		家屋第2担当	6		家屋第2担当	6		家屋第2担当	5		家屋第2担当	5
		諸税担当	6		諸税担当	5		諸税担当	5		諸税担当	5		諸税担当	6
		計	31		計	29		計	31		計	30		計	31
市民税課	市民税課	市民税管理担当	5	市民税課	市民税管理担当	6	市民税課	市民税管理担当	6	市民税課	市民税管理担当	6	市民税課	市民税管理担当	6
		法人担当	6		法人担当	6		法人担当	6		法人担当	6		法人担当	6
		個人第1担当	6		個人第1担当	6		個人第1担当	6		個人第1担当	6		個人第1担当	6
		個人第2担当	6		個人第2担当	6		個人第2担当	7		個人第2担当	6		個人第2担当	6
		個人第3担当	8		個人第3担当	7		個人第3担当	6		個人第3担当	7		個人第3担当	7
		計	31		計	31		計	31		計	31		計	31
納税課	納税課	納税管理担当	11	納税課	納税管理担当	10	納税課	納税管理担当	10	納税課	納税管理担当	4	納税課	納税管理担当	5
		収入整理担当	4		収入整理担当	5		収入整理担当	6		システム担当	1		システム担当	1
		納税第1担当	6		納税第1担当	6		納税第1担当	5		徴収担当	1		収入整理担当	7
		納税第2担当	2		納税第2担当	1		納税第2担当	2		窓口担当	5		徴収管理担当	1
		個人住民税整理担当	4		個人住民税整理担当	4		個人住民税整理担当	4		収入整理担当	6		納税第1担当	6
											納税第1担当	8		納税第2担当	4
											納税第2担当	2		納税第3担当	4
		計	27		計	26		計	27		計	32		個人住民税整理担当	6
特別処理担当	特別処理担当		11	特別処理担当		11	特別処理担当		11	特別処理担当		10	特別処理担当		11
		計	38		計	37		計	38		計	10		計	11
		合計	117		合計	115		合計	118		合計	121		合計	125

(注) ①各年度4月1日現在の人員。

②税務管理課管理担当の人数には、税務管理部長を含む。

XIV 参 考



XIV 参 考

(1) 全国市町村税の税目別収入額推移(その1)

区 分	平成 26 年 度					
	計画額	前年比	調定額	前年比	決算額	前年比
総 計	20,418,600	101.4%	22,094,445	101.7%	21,101,956	102.4%
市 町 村 民 税	9,017,200	102.4%	10,028,695	103.3%	9,559,373	104.2%
個 人	7,058,200	100.5%	7,551,794	100.5%	7,114,306	101.4%
均 等 割	206,800	116.0%	224,819	115.1%	211,296	116.2%
所 得 割	6,851,400	100.1%	7,326,975	100.2%	6,903,010	101.0%
法 人	1,959,000	109.8%	2,476,901	112.9%	2,445,067	113.3%
均 等 割	391,000	99.9%	428,840	100.2%	418,828	100.5%
税 割	1,568,000	112.6%	2,048,061	116.0%	2,026,239	116.4%
固 定 資 産 税	8,704,100	101.2%	9,214,083	100.7%	8,768,572	101.3%
純固定資産税	8,611,300	101.2%	9,120,708	100.7%	8,675,197	101.3%
土 地	3,363,000	100.3%	3,549,666	99.6%	3,381,983	100.2%
家 屋	3,697,400	102.6%	3,954,655	102.0%	3,745,791	102.7%
償却資産	1,550,900	100.2%	1,616,387	100.0%	1,547,423	100.5%
交(納)付金	92,800	102.0%	93,375	103.5%	93,375	103.5%
軽自動車税	190,900	103.1%	211,314	102.3%	195,066	103.1%
市町村たばこ税	923,000	94.8%	950,263	96.6%	950,247	96.6%
特別土地保有税	1,100	84.6%	8,105	98.5%	1,788	167.6%
入 湯 税	22,700	103.2%	23,286	100.2%	22,373	101.4%
事 業 所 税	346,400	97.8%	357,204	102.0%	355,597	102.1%
都 市 計 画 税	1,226,600	102.3%	1,296,407	100.8%	1,243,919	101.4%
そ の 他	-13,400	112.6%	5,088	96.2%	5,021	96.6%

(単位:百万円)

平成27年度						区 分
計画額	前年比	調定額	前年比	決算額	前年比	
20,526,700	100.5%	21,947,567	99.3%	21,076,323	99.9%	総 計
9,113,500	101.1%	9,955,661	99.3%	9,547,965	99.9%	市 町 村 民 税
7,139,600	101.2%	7,602,840	100.7%	7,223,698	101.5%	個 人
211,500	102.3%	226,186	100.6%	213,856	101.2%	均 等 割
6,928,100	101.1%	7,376,654	100.7%	7,009,842	101.5%	所 得 割
1,973,900	100.8%	2,352,821	95.0%	2,324,267	95.1%	法 人
390,500	99.9%	428,336	99.9%	419,143	100.1%	均 等 割
1,583,400	101.0%	1,924,485	94.0%	1,905,124	94.0%	税 割
8,707,900	100.0%	9,143,899	99.2%	8,754,987	99.8%	固 定 資 産 税
8,617,200	100.1%	9,052,772	99.3%	8,663,860	99.9%	純固定資産税
3,359,600	99.9%	3,540,252	99.7%	3,395,164	100.4%	土 地
3,657,600	98.9%	3,871,574	97.9%	3,691,111	98.5%	家 屋
1,600,000	103.2%	1,640,946	101.5%	1,577,585	101.9%	償却資産
90,700	97.7%	91,127	97.6%	91,127	97.6%	交 付 金
199,900	104.7%	215,161	101.8%	200,254	102.7%	軽自動車税
900,700	97.6%	940,165	98.9%	936,121	98.5%	市町村たばこ税
600	54.5%	11,724	144.7%	3,309	185.1%	特別土地保有税
22,600	99.6%	23,567	101.2%	22,743	101.7%	入 湯 税
360,900	104.2%	362,644	101.5%	361,325	101.6%	事 業 所 税
1,232,200	100.5%	1,289,492	99.5%	1,244,437	100.0%	都 市 計 画 税
-11,600	86.6%	5,254	103.3%	5,182	103.2%	そ の 他

(1) 全国市町村税の税目別収入額推移(その2)

区 分	平成 28 年 度					
	計画額	前年比	調定額	前年比	決算額	前年比
総 計	20,697,000	100.8%	22,034,395	100.4%	21,278,361	101.0%
市 町 村 民 税	9,098,100	99.8%	9,928,202	99.7%	9,573,614	100.3%
個 人	7,215,000	101.1%	7,694,073	101.2%	7,365,130	102.0%
均 等 割	212,700	100.6%	227,638	100.6%	217,192	101.6%
所 得 割	7,002,300	101.1%	7,466,435	101.2%	7,147,938	102.0%
法 人	1,883,100	95.4%	2,234,129	95.0%	2,208,484	95.0%
均 等 割	400,600	102.6%	441,577	103.1%	433,264	103.4%
税 割	1,482,500	93.6%	1,792,552	93.1%	1,775,220	93.2%
固 定 資 産 税	8,815,600	101.2%	9,231,755	101.0%	8,893,464	101.6%
純固定資産税	8,725,700	101.3%	9,141,503	101.0%	8,803,212	101.6%
土 地	3,372,100	100.4%	3,515,589	99.3%	3,392,738	99.9%
家 屋	3,745,000	102.4%	3,945,348	101.9%	3,787,032	102.6%
償却資産	1,608,600	100.5%	1,680,566	102.4%	1,623,442	102.9%
交 付 金	89,900	99.1%	90,252	99.0%	90,252	99.0%
軽自動車税	244,200	122.2%	253,963	118.0%	238,411	119.1%
市町村たばこ税	917,100	101.8%	910,894	96.9%	910,876	97.3%
特別土地保有税	800	133.3%	14,417	123.0%	7,211	217.9%
入 湯 税	22,000	97.3%	23,089	98.0%	22,427	98.6%
事 業 所 税	361,200	100.1%	366,982	101.2%	365,941	101.3%
都 市 計 画 税	1,249,200	101.4%	1,300,243	100.8%	1,261,635	101.4%
そ の 他	-11,200	96.6%	4,850	92.3%	4,782	92.3%

(単位:百万円)

平成29年度						平成30年度		区 分
計画額	前年比	調定額	前年比	決算額	前年比	計画額	前年比	
21,136,500	102.1%	22,165,150	100.6%	21,507,747	101.1%	21,809,200	103.2%	総 計
9,344,000	102.7%	10,003,243	100.8%	9,694,911	101.3%	9,974,800	106.8%	市 町 村 民 税
7,398,300	102.5%	7,756,006	100.8%	7,470,790	101.4%	7,983,300	107.9%	個 人
215,600	101.4%	228,758	100.5%	220,007	101.3%	218,500	101.3%	均 等 割
7,182,700	102.6%	7,527,248	100.8%	7,250,783	101.4%	7,764,800	108.1%	所 得 割
1,945,700	103.3%	2,247,237	100.6%	2,224,121	100.7%	1,991,500	102.4%	法 人
406,500	101.5%	447,424	101.3%	439,852	101.5%	415,600	102.2%	均 等 割
1,539,200	103.8%	1,799,813	100.4%	1,784,269	100.5%	1,575,900	102.4%	税 割
8,984,400	101.9%	9,319,018	100.9%	9,025,404	101.5%	9,030,600	100.5%	固 定 資 産 税
8,895,700	101.9%	9,230,920	101.0%	8,937,306	101.5%	8,943,400	100.5%	純固定資産税
3,364,100	99.8%	3,490,846	99.3%	3,387,198	99.8%	3,436,800	102.2%	土 地
3,849,000	102.8%	4,021,255	101.9%	3,882,528	102.5%	3,812,400	99.0%	家 屋
1,682,600	104.6%	1,718,819	102.3%	1,667,580	102.7%	1,694,200	100.7%	償 却 資 産
88,700	98.7%	88,098	97.6%	88,098	97.6%	87,200	98.3%	交 付 金
250,600	102.6%	264,231	104.0%	248,597	104.3%	260,400	103.9%	軽 自 動 車 税
922,800	100.6%	862,328	94.7%	862,315	94.7%	861,400	93.3%	市 町 村 た ば こ 税
1,700	212.5%	6,144	42.6%	585	8.1%	800	47.1%	特 別 土 地 保 有 税
22,300	101.4%	23,267	100.8%	22,689	101.2%	22,700	101.8%	入 湯 税
366,600	101.5%	372,118	101.4%	371,200	101.4%	372,500	101.6%	事 業 所 税
1,257,500	100.7%	1,309,385	100.7%	1,276,694	101.2%	1,304,300	103.7%	都 市 計 画 税
-13,400	119.6%	5,416	111.7%	5,352	111.9%	-18,300	136.6%	そ の 他

※計画額の「その他」には東日本大震災による減免等を
平成26年度は△15,300百万円、平成27年度は△13,600百万円、
平成28年度は△13,200百万円、平成29年度は△15,500百万円、
平成30年度は△20,100百万円を含む。

(2) 全国と尼崎市の市税収入率比較(決算)

区 分	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成 30年度
	全 国	尼 崎	全 国	尼 崎	全 国	尼 崎	全 国	尼 崎	全 国	尼 崎	尼 崎
市 町 村 税	94.9%	92.3%	95.5%	93.4%	96.0%	94.2%	96.6%	94.8%	97.0%	95.5%	96.2%
市 町 村 民 税	94.5%	90.8%	95.3%	91.9%	95.9%	92.6%	96.4%	93.4%	96.9%	94.1%	94.7%
個人均等割	93.1%	89.1%	94.0%	91.1%	94.5%	91.7%	95.4%	92.3%	96.2%	92.9%	93.7%
個人所得割	93.4%	88.9%	94.2%	89.9%	95.0%	91.0%	95.7%	92.0%	96.3%	92.7%	93.5%
法人均等割	97.3%	98.4%	97.7%	98.4%	97.9%	98.6%	98.1%	98.8%	98.3%	99.1%	99.2%
法人税割	98.6%	98.3%	98.9%	98.4%	99.0%	98.5%	99.0%	98.6%	99.1%	99.0%	99.3%
固 定 資 産 税	94.6%	92.9%	95.2%	93.8%	95.7%	94.7%	96.3%	95.3%	96.8%	96.2%	96.9%
純固定資産税	94.5%	92.9%	95.1%	93.7%	95.7%	94.7%	96.3%	95.3%	96.8%	96.2%	96.9%
土 地	94.7%	91.5%	95.3%	92.7%	95.9%	93.8%	96.5%	94.5%	97.0%	95.5%	96.5%
家 屋	94.1%	91.7%	94.7%	92.9%	95.3%	94.0%	96.0%	94.6%	96.6%	95.7%	96.4%
償却資産	95.3%	99.5%	95.7%	99.6%	96.1%	99.6%	96.6%	99.6%	97.0%	99.7%	99.8%
交 付 金	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
軽自動車税	91.6%	84.7%	92.3%	86.4%	93.1%	88.0%	93.9%	90.0%	94.1%	90.2%	90.6%
市町村たばこ税	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
特別土地保有税	13.0%	-	22.1%	-	28.2%	-	50.0%	-	9.5%	-	-
入 湯 税	94.9%	11.9%	96.1%	79.0%	96.5%	32.8%	97.1%	32.0%	97.5%	31.3%	100.0%
事 業 所 税	99.5%	99.6%	99.6%	99.9%	99.6%	99.9%	99.7%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%
都 市 計 画 税	95.4%	91.6%	96.0%	92.8%	96.5%	93.9%	97.0%	94.6%	97.5%	95.6%	96.4%

(4) 地方税制の変遷(市町村税関係)

年度		平成22	23	24	25	26
税目	税率					
		市	個人			
町	法人	・清算所得課税の廃止 (平成22年10月1日以降に解散する法人に適用)				・法人税割に係る税率の引下げ(平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用)
村	個人					
民	その他			・退職所得に係る10%税額控除の廃止 (平成25年1月1日以降に支払われる退職手当等に適用)		
税	その他					
市	固定資産税	・阪神・淡路大震災による被災住宅用地に係る特例措置の廃止 ・阪神・淡路大震災による被災家屋の所有者等が取得する代替家屋等に係る特例措置の廃止(経過措置あり)				・耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の減額措置の創設
町	たばこ税	・10月1日以降の売渡し分からの税率 紙巻きたばこ等 1,000本につき4,618円 旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき2,190円			・4月1日以降の売渡し分からの税率 紙巻きたばこ等 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき2,495円 (県たばこ税からの税源移譲)	
村	その他					
その他						

27	28	29	30	令和元
			・県費負担教職員制度に係る給与負担事務の移譲に伴う政令指定都市所在都道府県から政令指定都市への税源移譲	
				・法人税割に係る税率の引下げ(令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用)
		・耐震改修・省エネ改修を行った既存住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合に係る固定資産税の減額措置の拡充		
	<ul style="list-style-type: none"> 4月1日以降の売渡しからの税率 紙巻きたばこ等 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき2,925円 	<ul style="list-style-type: none"> 4月1日以降の売渡しからの税率 紙巻きたばこ等 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき3,355円 	<ul style="list-style-type: none"> 4月1日以降の売渡しからの税率 紙巻きたばこ等 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき4,000円 <ul style="list-style-type: none"> 10月1日以降の売渡しからの税率 紙巻きたばこ等 1,000本につき5,692円 旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき4,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 4月1日以降の売渡しからの税率 紙巻きたばこ等 1,000本につき5,692円 旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき4,000円 <ul style="list-style-type: none"> 10月1日以降の売渡しからの税率 紙巻きたばこ等 1,000本につき5,692円 旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき5,692円
<ul style="list-style-type: none"> 三輪及び四輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の税率の引上げ(新規取得車両のみ) 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の導入(軽減対象は平成28年度分) 	<ul style="list-style-type: none"> 二輪車に係る軽自動車税の税率の引上げ 三輪及び四輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の経年車重課の導入 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の1年間延長(平成29年度分) 	<ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の2年間延長(平成30年度・令和元年度分) 		<ul style="list-style-type: none"> 10月1日以降に取得する三輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の環境性能割を導入(現行の軽自動車税は令和2年度分から種別割に改まる) 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の2年間延長(令和2年度・3年度分) 森林環境譲与税の導入(森林環境税は令和6年度から導入)

(5) 住民税及び所得税の諸控除一覧

ア 所得控除

年 度		平 成 1 9	2 0	2 1	2 2	2 3
基礎	所得税	380,000円	同 左	同 左	同 左	同 左
	住民税	330,000円	同 左	同 左	同 左	同 左
配偶者扶養	所得税	配偶者控除（一般） 380,000円 （70歳以上） 480,000円 扶養控除（一般） 380,000円 （16歳～22歳） 630,000円 （70歳以上） 480,000円 （同居老親） 580,000円 同居特別障害者（上記の額に350,000円加算） 配偶者特別控除 380,000円以内	同 左	同 左	同 左	配偶者控除（一般） 380,000円 （70歳以上） 480,000円 扶養控除（16歳～18歳） 380,000円 （19歳～22歳） 630,000円 （23歳～69歳） 380,000円 （70歳以上） 480,000円 （同居老親等） 580,000円 配偶者特別控除 380,000円以内
	住民税	配偶者控除（一般） 330,000円 （70歳以上） 380,000円 扶養控除（一般） 330,000円 （16歳～22歳） 450,000円 （70歳以上） 380,000円 （同居老親） 450,000円 同居特別障害者（上記の額に230,000円加算） 配偶者特別控除 330,000円以内	同 左	同 左	同 左	同 左
障害者 寡婦（夫） 勤労学生 老年人者	所得税	障害者・寡婦（夫）・勤労学 270,000円 特別寡婦 350,000円 特別障害者 400,000円	同 左	同 左	同 左	障害者・寡婦（夫）・勤労学生 270,000円 特別寡婦 350,000円 特別障害者（非同居） 400,000円 特別障害者（同居） 750,000円
	住民税	障害者・寡婦（夫）・勤労学 270,000円 特別寡婦 350,000円 特別障害者 400,000円	同 左	同 左	同 左	同 左
社会 保険料	所得 税・ 住民税	1年中に支払った金額の全額	同 左	同 左	同 左	同 左
小規模 企業共済 等掛金	所得 税・ 住民税	1年中に支払った小規模企業共済等掛金の全額	同 左	同 左	同 左	同 左
生命 保険料等	所得税	(1) 生命保険料 1年中の支払金額（昭和55年分から） 25,000円以下 支払額の全額 50,000円以下 支払額×1/2+12,500円 100,000円以下 支払額×1/4+25,000円 100,000円超 50,000円 (2) 個人年金保険 生命保険料控除に同じ (3) 生命保険+個人年金保険=100,000円（限度）	同 左	同 左	同 左	同 左
	住民税	(1) 生命保険料 1年中の支払金額（昭和55年分から） 15,000円以下 支払額の全額 40,000円以下 支払額×1/2+7,500円 70,000円以下 支払額×1/4+17,500円 70,000円超 35,000円 (2) 個人年金保険 生命保険料控除に同じ (3) 生命保険+個人年金保険=70,000円（限度）	同 左	同 左	同 左	同 左
損害 保険料	所得税	廃止（一部経過措置あり） ⇒地震保険料控除	同 左	同 左	同 左	同 左
	住民税	長期（10年以上） 10,000円（限度） 短期 2,000円（限度）	廃止（一部経過措置あり） ⇒地震保険料控除	同 左	同 左	同 左
地震 保険料	所得税	① 地震保険契約 50,000円（限度） ② 平成18年12月31日までに締結した 長期損害保険契約 15,000円（限度） ③ ①と②を併用 50,000円（限度）	同 左	同 左	同 左	同 左
	住民税	—	① 地震保険契約 25,000円（限度） ② 平成18年12月31日までに締結した 長期損害保険契約 10,000円（限度） ③ ①と②を併用 25,000円（限度）	同 左	同 左	同 左
医療費	所得 税・ 住民税	「合計所得金額の5%超過額」と「10万円」のいずれか 低い金額の超過額（限度額200万円）（所得税は昭和 63年から）	同 左	同 左	同 左	同 左
雑損	所得 税・ 住民税	「合計所得金額の10%超過額」と「災害関連支出額の5 万円超過額」のうちいずれか多い方の金額	同 左	同 左	同 左	同 左
寄附金	所得税	「支出寄附金額」と「所得の30%」のうちいずれか低 い方の金額=5,000円	同 左	同 左	「支出寄附金額」と「所得の 40%」のうちいずれか低い方の 金額=2,000円	同 左
	住民税	「支出寄附金額」と「所得の25%」のうちいずれか低 い方の金額=100,000円	同 左	以後、税額控除	—	—

イ 税額控除

年 度	平成21～23	24・25
税 額	<p>利益の配当、剰余金の分配 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の10 1,000万円を超える部分 100分の5</p> <p>証券投資信託(特定株式投資信託以外)の収益分配 ・一般外貨建等証券投資信託以外 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の5 1,000万円を超える部分 100分の2.5 ・一般外貨建等証券投資信託 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の2.5 1,000万円を超える部分 100分の1.25</p>	同 左
	<p>利益の配当、剰余金の分配 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の1.2 1,000万円を超える部分 100分の0.6</p> <p>証券投資信託(特定株式投資信託以外)の収益分配 ・一般外貨建等証券投資信託以外 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の0.6 1,000万円を超える部分 100分の0.3 ・一般外貨建等証券投資信託 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の0.3 1,000万円を超える部分 100分の0.15</p>	同 左
	<p>利益の配当、剰余金の分配 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の1.6 1,000万円を超える部分 100分の0.8</p> <p>証券投資信託(特定株式投資信託以外)の収益分配 ・一般外貨建等証券投資信託以外 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の0.8 1,000万円を超える部分 100分の0.4 ・一般外貨建等証券投資信託 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の0.4 1,000万円を超える部分 100分の0.2</p>	同 左
控 除	<p>寄附金 課税 額</p> <p>県民税 市民税</p> <p>-</p>	<p>① 控除対象寄附金額 「寄附金の合計額」と「総所得金額等の合計額の30%」 のいずれか小さい額</p> <p>② 基本控除額 (①-2000円)×10%(市民税6%、県民税4%)</p> <p>③ 特例控除額(都道府県・市区町村への寄附の場合) (①-2000円)×(90%-所得税の限界税率(所得税の 計算の際に適用された税率))(市民税3/5、県民税2/5) *特例控除額は所得割額の10%が限度</p> <p>④ ②と③の合計額を所得割額から控除</p>
除	<p>外国税額</p> <p>所得税</p> <p>外国の法令により所得税に相当する税を課せられたときは所得税額から、当該所得税のうち、この法律の施行地外にその源泉がある所得に対応するものとして政令の定めるところにより計算した金額を限度として、当該外国の法令により課せられた所得税に相当する税額を控除</p>	同 左
除	<p>外国税額</p> <p>県民税 市民税</p> <p>外国の法令により外国の所得税等(所得税、住民税所得割)を課せられたときは、当該所得税等の額のうち、所得税法第95条第1項の外国税控除限度額を超える額があるときは政令により計算した額を限度として政令の定めるところにより当該超える金額を控除</p>	同 左
調整	<p>所得税と市民税・県民税所得割の税率の変更により行う税源移譲の実施に伴う人的控除額の差に基づく負担増の減額措置として導入</p> <p>(計算式) ① 個人住民税の課税所得金額(以下、調整控除対象課税所得金額という。)が200万円以下の者 イとロのいずれか小さい額の5%(市民税3%、県民税2%) イ 調整控除対象課税所得金額 ロ 人的控除額の差の合計額</p> <p>② 調整控除対象課税所得金額が200万円超の者 (人的控除額の差の合計額-(調整控除対象課税所得金額-200万円)) ×5%(市民税3%、県民税2%)</p> <p>*下線部分が5万円を下回る場合には、5万円</p>	同 左

※ 上記の税額控除のほかには所得税及び市・県民税において、住宅借入金等特別税額控除が設置されている。

参考:市・県民税における住宅借入金等特別税額控除

- 対象者……平成11年～平成18年、又は、平成21年～令和3年12月に入居し、
所得税の住宅借入金等特別控除の適用があり、かつ、所得税から控除しきれない額がある者
- 控除額……次のうちいずれか低い方の額
- ・所得税の住宅借入金等控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額
 - ・所得税の課税総所得金額等の額の100分の7に相当する額(最高13万6,500円)
(平成26年3月31日までに入居した場合は100分の5(最高9万7,500円))

26・27	28・29	30・令和元
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左 (指定都市に住所を有する者を除く。)
同 左	同 左	同 左 (指定都市に住所を有する者を除く。)
① 控除対象寄附金額 「寄附金の合計額」と「総所得金額等の合計額の30%」 のいずれか小さい額 ② 基本控除額 (①-2000円)×10%(市民税6%、県民税4%) ③ 特例控除額(都道府県・市区町村への寄附の場合) (①-2000円)×(90%-所得税の限界税率×1.021) (市民税3/5、県民税2/5) * 特例控除額は所得割額の10%が限度 * ×1.021は復興特別所得税の適用期間中のみ ④ ②と③の合計額を所得割額から控除	① 控除対象寄附金額 「寄附金の合計額」と「総所得金額等の合計額の30%」 のいずれか小さい額 ② 基本控除額 (①-2000円)×10%(市民税6%、県民税4%) ③ 特例控除額(都道府県・市区町村への寄附の場合) (①-2000円)×(90%-所得税の限界税率×1.021) (市民税3/5、県民税2/5) * 特例控除額は所得割額の20%が限度 * ×1.021は復興特別所得税の適用期間中のみ ④ ②と③の合計額を所得割額から控除	同 左 (指定都市に住所を有する者を除く。)
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左 (指定都市に住所を有する者を除く。)

(6) 市税税率の変遷

年度		平成 19	20・21	22 ~ 24	25	26																																																																																																	
市 民 税	個人	均等割	3,000円	同 左	同 左	同 左	3,500円																																																																																																
		所得割	6%	同 左	同 左	同 左	同 左																																																																																																
	法人	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人の資本等の金額区分</th> <th>市町村の従業者数</th> <th>標準税率 (制限税率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>50億円を超えるもの</td> <td>50人超</td> <td>300万円 (360万円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下</td> <td>41万円 (49万2千円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>10億円を超え50億円以下のもの</td> <td>50人超</td> <td>175万円 (210万円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下</td> <td>41万円 (49万2千円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円を超え10億円以下のもの</td> <td>50人超</td> <td>40万円 (48万円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下</td> <td>16万円 (19万2千円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>1千万円を超え1億円以下のもの</td> <td>50人超</td> <td>15万円 (18万円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下</td> <td>13万円 (15万6千円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>1千万円以下のもの</td> <td>50人超</td> <td>12万円 (14万4千円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下</td> <td>5万円 (6万円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>上記1~5に掲げる法人以外の法人等</td> <td></td> <td>5万円 (6万円)</td> </tr> </tbody> </table>		法人の資本等の金額区分	市町村の従業者数	標準税率 (制限税率)	1	50億円を超えるもの	50人超	300万円 (360万円)		50人以下	41万円 (49万2千円)		2	10億円を超え50億円以下のもの	50人超	175万円 (210万円)		50人以下	41万円 (49万2千円)		3	1億円を超え10億円以下のもの	50人超	40万円 (48万円)		50人以下	16万円 (19万2千円)		4	1千万円を超え1億円以下のもの	50人超	15万円 (18万円)		50人以下	13万円 (15万6千円)		5	1千万円以下のもの	50人超	12万円 (14万4千円)		50人以下	5万円 (6万円)		6	上記1~5に掲げる法人以外の法人等		5万円 (6万円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人の資本等の金額区分</th> <th>市町村の従業者数</th> <th>標準税率 (制限税率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>2~6に掲げる法人以外の法人</td> <td></td> <td>5万円 (6万円)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1千万円以下のもの</td> <td>50人以下</td> <td>5万円 (6万円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人超</td> <td>12万円 (14万4千円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1千万円を超え1億円以下のもの</td> <td>50人以下</td> <td>13万円 (15万6千円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人超</td> <td>15万円 (18万円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>1億円を超え10億円以下のもの</td> <td>50人以下</td> <td>16万円 (19万2千円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人超</td> <td>40万円 (48万円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>10億円を超え50億円以下のもの</td> <td>50人以下</td> <td>41万円 (49万2千円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人超</td> <td>175万円 (210万円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>50億円を超えるもの</td> <td>50人以下</td> <td>41万円 (49万2千円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人超</td> <td>300万円 (360万円)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		法人の資本等の金額区分	市町村の従業者数	標準税率 (制限税率)	1	2~6に掲げる法人以外の法人		5万円 (6万円)	2	1千万円以下のもの	50人以下	5万円 (6万円)		50人超	12万円 (14万4千円)		3	1千万円を超え1億円以下のもの	50人以下	13万円 (15万6千円)		50人超	15万円 (18万円)		4	1億円を超え10億円以下のもの	50人以下	16万円 (19万2千円)		50人超	40万円 (48万円)		5	10億円を超え50億円以下のもの	50人以下	41万円 (49万2千円)		50人超	175万円 (210万円)		6	50億円を超えるもの	50人以下	41万円 (49万2千円)		50人超	300万円 (360万円)		同 左	同 左	同 左
				法人の資本等の金額区分	市町村の従業者数	標準税率 (制限税率)																																																																																																	
			1	50億円を超えるもの	50人超	300万円 (360万円)																																																																																																	
				50人以下	41万円 (49万2千円)																																																																																																		
			2	10億円を超え50億円以下のもの	50人超	175万円 (210万円)																																																																																																	
				50人以下	41万円 (49万2千円)																																																																																																		
	3	1億円を超え10億円以下のもの	50人超	40万円 (48万円)																																																																																																			
		50人以下	16万円 (19万2千円)																																																																																																				
4	1千万円を超え1億円以下のもの	50人超	15万円 (18万円)																																																																																																				
	50人以下	13万円 (15万6千円)																																																																																																					
5	1千万円以下のもの	50人超	12万円 (14万4千円)																																																																																																				
	50人以下	5万円 (6万円)																																																																																																					
6	上記1~5に掲げる法人以外の法人等		5万円 (6万円)																																																																																																				
	法人の資本等の金額区分	市町村の従業者数	標準税率 (制限税率)																																																																																																				
1	2~6に掲げる法人以外の法人		5万円 (6万円)																																																																																																				
2	1千万円以下のもの	50人以下	5万円 (6万円)																																																																																																				
	50人超	12万円 (14万4千円)																																																																																																					
3	1千万円を超え1億円以下のもの	50人以下	13万円 (15万6千円)																																																																																																				
	50人超	15万円 (18万円)																																																																																																					
4	1億円を超え10億円以下のもの	50人以下	16万円 (19万2千円)																																																																																																				
	50人超	40万円 (48万円)																																																																																																					
5	10億円を超え50億円以下のもの	50人以下	41万円 (49万2千円)																																																																																																				
	50人超	175万円 (210万円)																																																																																																					
6	50億円を超えるもの	50人以下	41万円 (49万2千円)																																																																																																				
	50人超	300万円 (360万円)																																																																																																					
	税 割	昭和56年8月1日以降、事業年度終了法人資本の金額又は出資金額が1億円以下で法人税額が400万円以下の法人は12.3%、その他の法人は14.7%	同 左	同 左	同 左	平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、資本金額又は出資金額が1億円以下で法人税額が400万円以下の法人は9.7%、その他の法人は12.1%																																																																																																	
県民税・市 民税と併課	均等割	1,800円 (県民税の800円含む)	同 左	同 左	同 左	2,300円																																																																																																	
	所得割	4%	同 左	同 左	同 左	同 左																																																																																																	
固定資産税		100分の1.4	同 左	同 左	同 左	同 左																																																																																																	
都市計画税		100分の0.3	同 左	同 左	同 左	同 左																																																																																																	
軽自動車税		<ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車 <ul style="list-style-type: none"> 50cc以下 1,000円 50ccを超え90cc以下 1,200円 90ccを超え125cc以下 1,600円 ミニカー 2,500円 ・軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円 四輪貨物用 営業用 3,000円 自家用 4,000円 ・小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> 農耕作業用 1,600円 その他作業用 4,700円 ・二輪小型自動車 4,000円 	同 左	同 左	同 左	同 左																																																																																																	
市たばこ税		1,000本につき 旧3級品以外…3,298円 旧3級品…1,564円 (平成18年7月1日から)	同 左	1,000本につき 旧3級品以外…4,618円 旧3級品…2,190円 (平成22年10月1日から)	1,000本につき 旧3級品以外…5,262円 旧3級品…2,495円 (平成25年4月1日から)	同 左																																																																																																	
特別土地保有税		・保有…100分の1.4 ・取得…100分の3	同 左	同 左	同 左	同 左																																																																																																	
入湯税		宿泊を伴う場合 1人1日(1泊2日)150円 その他の場合 1人1日75円	同 左	同 左	同 左	同 左																																																																																																	
事業所税		・資産割 1㎡ 600円 ・従業者割 100分の0.25	同 左	同 左	同 左	同 左																																																																																																	

(7) 尼崎市の税制

税制一覧表

税目	課税客體	納税義務者	賦課期日
市民税	個人	・市内に住所を有する個人(均等割・所得割) ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの(均等割)	1月1日
	法人	・市内に事務所又は事業所を有する法人(※)[均等割・法人税割] ・市内に寮、宿泊所、クラブその他これに類する施設を有する法人(※)で市内に事務所又は事業所を有しないもの[均等割] ・法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの[法人税割] (※)法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものは法人とみなす。	
固定資産税	土地・家屋・償却資産	固定資産の所有者	1月1日
軽自動車税	・軽自動車税(令和2年度分以後は種別割に改まる) 原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪の小型自動車 ・環境性能割 三輪以上の軽自動車	・軽自動車税(〃) 軽自動車の所有者 ・環境性能割 三輪以上の軽自動車の取得者	・軽自動車税(〃) 4月1日
市たばこ税	たばこの販売	・製造たばこの製造者 ・特定販売業者 ・卸売販売業者	
特別土地保有税 (平成15年度以降課税の停止)	土地の保有又はその取得	所有者又は取得者	保有 1月1日 取得 1月1日 7月1日
入湯税	入湯行為	入湯客	
事業所税	事業所等において法人又は個人の行う事業	事業を行う者	
都市計画税	土地、家屋	土地、家屋の所有者	1月1日

課 税 標 準 及 び 税 率	申 告 期 限	納 期																															
<p>・均等割 3,500円</p> <p>・所得割 6%</p>	<p>市・県民税申告書 3月15日</p> <p>給与支払報告書 2月1日</p>	<p>・普通徴収</p> <p>第1期 6月1日～7月1日</p> <p>第2期 8月1日～9月2日</p> <p>第3期 10月1日～10月31日</p> <p>第4期 1月1日～1月31日</p> <p>・給与からの特別徴収</p> <p>毎月(6月～翌年5月)分 翌月10日</p> <p>(特例)6月～11月分 12月10日</p> <p>12月～5月分 6月10日</p> <p>・公的年金からの特別徴収</p> <p>公的年金の支払月の翌月10日</p>																															
<p>・均等割</p> <p>(単位:万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人の資本等の金額区分</th> <th>市町村の従業者数</th> <th>標準税率(制限税率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 下記2～6に掲げる法人以外の法人</td> <td></td> <td>5 (6)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 1千万円以下のもの</td> <td>50人以下</td> <td>5 (6)</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>12 (14)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 1千万円を超え1億円以下のもの</td> <td>50人以下</td> <td>13 (16)</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>15 (18)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4 1億円を超え10億円以下のもの</td> <td>50人以下</td> <td>16 (19)</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>40 (48)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5 10億円を超え50億円以下のもの</td> <td>50人以下</td> <td>41 (49)</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>175 (210)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6 50億円を超えるもの</td> <td>50人以下</td> <td>41 (49)</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>300 (360)</td> </tr> </tbody> </table> <p>・法人税割 12.1%(※)</p> <p>ただし、資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、法人税額年400万円以下の法人 9.7%(※)</p> <p>※令和元年10月1日以降に開始する事業年度から、それぞれ8.4%、6%に改まる</p>	法人の資本等の金額区分	市町村の従業者数	標準税率(制限税率)	1 下記2～6に掲げる法人以外の法人		5 (6)	2 1千万円以下のもの	50人以下	5 (6)	50人超	12 (14)	3 1千万円を超え1億円以下のもの	50人以下	13 (16)	50人超	15 (18)	4 1億円を超え10億円以下のもの	50人以下	16 (19)	50人超	40 (48)	5 10億円を超え50億円以下のもの	50人以下	41 (49)	50人超	175 (210)	6 50億円を超えるもの	50人以下	41 (49)	50人超	300 (360)	法人税の申告期限	申告期限と同じ
法人の資本等の金額区分	市町村の従業者数	標準税率(制限税率)																															
1 下記2～6に掲げる法人以外の法人		5 (6)																															
2 1千万円以下のもの	50人以下	5 (6)																															
	50人超	12 (14)																															
3 1千万円を超え1億円以下のもの	50人以下	13 (16)																															
	50人超	15 (18)																															
4 1億円を超え10億円以下のもの	50人以下	16 (19)																															
	50人超	40 (48)																															
5 10億円を超え50億円以下のもの	50人以下	41 (49)																															
	50人超	175 (210)																															
6 50億円を超えるもの	50人以下	41 (49)																															
	50人超	300 (360)																															
<p>課税標準の100分の1.4</p> <p>免税点 土地30万円未満、家屋20万円未満</p> <p>償却資産 150万円未満</p>	<p>償却資産 1月31日</p> <p>住宅用地 1月31日</p>	<p>第1期 4月1日～5月7日</p> <p>第2期 7月1日～7月31日</p> <p>第3期 12月1日～12月25日</p> <p>第4期 2月1日～3月2日</p>																															
<p>・軽自動車税(Ⅱ)</p> <p>原動機付自転車</p> <p>50cc以下 2,000円</p> <p>50ccを超え90cc以下 2,000円</p> <p>90ccを超え125cc以下 2,400円</p> <p>ミニカー 3,700円</p> <p>軽自動車</p> <p>二輪のもの 3,600円 ※1 ※2</p> <p>三輪のもの 3,900円 (3,100円) (4,600円)</p> <p>四輪以上のもの 乗用 営業用 6,900円 (5,500円) (8,200円)</p> <p>10,800円 (7,200円) (12,900円)</p> <p>貨物用 営業用 3,800円 (3,000円) (4,500円)</p> <p>5,000円 (4,000円) (6,000円)</p> <p>自家用</p> <p>小型特殊自動車 農耕用 課税免除</p> <p>その他 5,900円</p> <p>二輪の小型自動車 6,000円</p> <p>※1 平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた軽自動車は改正前税率を適用</p> <p>※2 初回車両番号指定を受けた月から起算して13年を経過した軽自動車は概ね20%重課</p> <p>・環境性能割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度燃費基準達成車(乗用車)※</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+50%達成車(2.5トン以下のトラック)※</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+10%達成車(乗用車または2.5トン以下のトラック)※</td> <td></td> <td>100分の2</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※各種排出ガスに係る基準等を満たすものに限る</p>	区分	税率		自家用	営業用	令和2年度燃費基準達成車(乗用車)※	100分の1	100分の0.5	平成27年度燃費基準+50%達成車(2.5トン以下のトラック)※	100分の2	100分の1	平成27年度燃費基準+10%達成車(乗用車または2.5トン以下のトラック)※		100分の2	上記以外			<p>・軽自動車税(Ⅱ)</p> <p>(1)取得申告 納税義務の発生後 15日以内</p> <p>(2)廃車申告 納税義務が消滅した日から 15日以内</p> <p>・環境性能割</p> <p>(1)車両番号の指定を受けるもの 車両番号指定の時</p> <p>(2)上記(1)以外で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき事由があった日から15日以内</p> <p>(3)上記(1)(2)以外のもの 取得日から15日以内</p>	<p>・軽自動車税(Ⅱ)</p> <p>定期分 5月1日～5月31日</p> <p>・環境性能割</p> <p>申告期限と同じ</p>														
区分		税率																															
	自家用	営業用																															
令和2年度燃費基準達成車(乗用車)※	100分の1	100分の0.5																															
平成27年度燃費基準+50%達成車(2.5トン以下のトラック)※	100分の2	100分の1																															
平成27年度燃費基準+10%達成車(乗用車または2.5トン以下のトラック)※		100分の2																															
上記以外																																	
<p>売渡本数</p> <p>1,000本あたり 5,692円・旧3級品 1,000本あたり4,000円(※)</p> <p>※令和元年10月1日からは5,692円</p>	前月の販売分を毎月末日までに申告納付																																
<p>保有については100分の1.4</p> <p>取得については100分の3</p> <p>法で特別の定めのあるものを除き取得価格 免税点 5,000㎡未満</p>	<p>保有については5月31日</p> <p>取得については、1月1日前1年以内に取得の場合は、2月末日</p> <p>7月1日前1年以内に取得の場合は、8月31日までにそれぞれ申告納付</p>																																
<p>入湯客1人1日 150円(宿泊を伴う場合)</p> <p>〃 75円(上記以外の場合)</p>	前月分について毎月15日までに申告納入																																
<p>資産割 事業所床面積1㎡につき600円</p> <p>従業者割 従業者給与総額の0.25/100</p> <p>免税点 資産割 1,000㎡以下</p> <p>従業者割 100人以下</p>	<p>法人 事業年度終了の日から2か月以内に申告納付</p> <p>個人 翌年の3月15日までに申告納付</p>																																
<p>課税標準の100分の0.3</p> <p>免税点 固定資産税が免税となるもの</p>	固定資産税の納期と同一																																

(8) 譲与税・交付金要領(その1)

区 分	譲与を受ける団体	使 途	本 税 の 概 要																																																																																																																																											
自動車重量譲与税 〔昭和46年12月創設〕	市 町 村	一般財源 平成21年度以降、道路特定財源から一般財源化	<p>自動車重量税は、自動車検査証の交付を受ける自動車及び使用の届出により車両番号の指定を受ける軽自動車についてその重量に応じて課税する。 (税率：自動車検査証の有効期間が2年又は3年のものは1年に換算)</p> <p>1. 本則税率（自動車重量税法第7条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>税率 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用自動車（定員10人以下）</td> <td>自重0.5tごとに年</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>バス・トラック</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>小型二輪車</td> <td>1両ごとに年</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">軽自動車</td> <td>車検を受けるもの</td> <td>1両ごとに年</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>車検を受け ないもの</td> <td>2 輪 1両ごとに届出時</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1両ごとに届出時</td> <td>7,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 特例税率（13、18年超の車両等を除く）（租税特別措置法第90条の11）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">税率 (円)</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>事業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用自動車（定員10人以下）</td> <td>自重0.5tごとに年</td> <td>4,100</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>バス（定員11人以上）</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>4,100</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トラック</td> <td>車両総重量2.5t以下</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>3,300</td> </tr> <tr> <td>車両総重量2.5t超</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>4,100</td> </tr> <tr> <td>小型二輪車</td> <td>1両ごとに年</td> <td>1,900</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>軽自動車 車検を受けるもの</td> <td>1両ごとに年</td> <td>1,900</td> <td>2,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 特例税率（13年超の車両）（租税特別措置法第90条の11の3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区 分</th> <th rowspan="3">単 位</th> <th colspan="3">税率 (円)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">自 家 用</th> <th rowspan="2">事業用</th> </tr> <tr> <th>H26.4.1～ H28.3.31</th> <th>H28.4.1～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用自動車（定員10人以下）</td> <td>自重0.5tごとに年</td> <td>5,400</td> <td>5,700</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td>バス（定員11人以上）</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>5,400</td> <td>5,700</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トラック</td> <td>車両総重量2.5t以下</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>3,900</td> <td rowspan="2">4,100</td> </tr> <tr> <td>車両総重量2.5t超</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>5,400</td> </tr> <tr> <td>小型二輪車</td> <td>1両ごとに年</td> <td>2,200</td> <td>2,300</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>軽自動車 車検を受けるもの</td> <td>1両ごとに年</td> <td>3,900</td> <td>4,100</td> <td>2,700</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 特例税率（18年超の車両）（租税特別措置法第90条の11の2）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">税率 (円)</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>事業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用自動車（定員10人以下）</td> <td>自重0.5tごとに年</td> <td>6,300</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td>バス（定員11人以上）</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>6,300</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トラック</td> <td>車両総重量2.5t以下</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>4,400</td> </tr> <tr> <td>車両総重量2.5t超</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>6,300</td> </tr> <tr> <td>小型二輪車</td> <td>1両ごとに年</td> <td>2,500</td> <td>1,700</td> </tr> <tr> <td>軽自動車 車検を受けるもの</td> <td>1両ごとに年</td> <td>4,400</td> <td>2,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 特例税率（軽自動車（車検を受けないもの））（租税特別措置法第90条の11）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">税率 (円)</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>事業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">軽自動車</td> <td>車検を受け ないもの</td> <td>2 輪 1両ごとに届出時</td> <td>4,900</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1両ごとに届出時</td> <td>9,900</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4,100</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>7,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>エコカー減税(平成24年5月から令和3年4月末まで適用)により、低公害車に対しては、別途軽減措置(免除、本則税率の25・50・75%軽減)が設けられている。 (租税特別措置法第90条の12)</p>	区 分	単 位	税率 (円)	乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	2,500	バス・トラック	総重量1tごとに年	2,500	小型二輪車	1両ごとに年	1,500	軽自動車	車検を受けるもの	1両ごとに年	2,500	車検を受け ないもの	2 輪 1両ごとに届出時	4,000	その他	1両ごとに届出時	7,500	区 分	単 位	税率 (円)		自家用	事業用	乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	4,100	2,600	バス（定員11人以上）	総重量1tごとに年	4,100	2,600	トラック	車両総重量2.5t以下	総重量1tごとに年	3,300	車両総重量2.5t超	総重量1tごとに年	4,100	小型二輪車	1両ごとに年	1,900	1,500	軽自動車 車検を受けるもの	1両ごとに年	1,900	2,600	区 分	単 位	税率 (円)			自 家 用		事業用	H26.4.1～ H28.3.31	H28.4.1～	乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	5,400	5,700	2,700	バス（定員11人以上）	総重量1tごとに年	5,400	5,700	2,700	トラック	車両総重量2.5t以下	総重量1tごとに年	3,900	4,100	車両総重量2.5t超	総重量1tごとに年	5,400	小型二輪車	1両ごとに年	2,200	2,300	1,600	軽自動車 車検を受けるもの	1両ごとに年	3,900	4,100	2,700	区 分	単 位	税率 (円)		自家用	事業用	乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	6,300	2,800	バス（定員11人以上）	総重量1tごとに年	6,300	2,800	トラック	車両総重量2.5t以下	総重量1tごとに年	4,400	車両総重量2.5t超	総重量1tごとに年	6,300	小型二輪車	1両ごとに年	2,500	1,700	軽自動車 車検を受けるもの	1両ごとに年	4,400	2,800	区 分	単 位	税率 (円)		自家用	事業用	軽自動車	車検を受け ないもの	2 輪 1両ごとに届出時	4,900	その他	1両ごとに届出時	9,900				4,100				7,800
区 分	単 位	税率 (円)																																																																																																																																												
乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	2,500																																																																																																																																												
バス・トラック	総重量1tごとに年	2,500																																																																																																																																												
小型二輪車	1両ごとに年	1,500																																																																																																																																												
軽自動車	車検を受けるもの	1両ごとに年	2,500																																																																																																																																											
	車検を受け ないもの	2 輪 1両ごとに届出時	4,000																																																																																																																																											
	その他	1両ごとに届出時	7,500																																																																																																																																											
区 分	単 位	税率 (円)																																																																																																																																												
		自家用	事業用																																																																																																																																											
乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	4,100	2,600																																																																																																																																											
バス（定員11人以上）	総重量1tごとに年	4,100	2,600																																																																																																																																											
トラック	車両総重量2.5t以下	総重量1tごとに年	3,300																																																																																																																																											
	車両総重量2.5t超	総重量1tごとに年	4,100																																																																																																																																											
小型二輪車	1両ごとに年	1,900	1,500																																																																																																																																											
軽自動車 車検を受けるもの	1両ごとに年	1,900	2,600																																																																																																																																											
区 分	単 位	税率 (円)																																																																																																																																												
		自 家 用		事業用																																																																																																																																										
		H26.4.1～ H28.3.31	H28.4.1～																																																																																																																																											
乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	5,400	5,700	2,700																																																																																																																																										
バス（定員11人以上）	総重量1tごとに年	5,400	5,700	2,700																																																																																																																																										
トラック	車両総重量2.5t以下	総重量1tごとに年	3,900	4,100																																																																																																																																										
	車両総重量2.5t超	総重量1tごとに年	5,400																																																																																																																																											
小型二輪車	1両ごとに年	2,200	2,300	1,600																																																																																																																																										
軽自動車 車検を受けるもの	1両ごとに年	3,900	4,100	2,700																																																																																																																																										
区 分	単 位	税率 (円)																																																																																																																																												
		自家用	事業用																																																																																																																																											
乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	6,300	2,800																																																																																																																																											
バス（定員11人以上）	総重量1tごとに年	6,300	2,800																																																																																																																																											
トラック	車両総重量2.5t以下	総重量1tごとに年	4,400																																																																																																																																											
	車両総重量2.5t超	総重量1tごとに年	6,300																																																																																																																																											
小型二輪車	1両ごとに年	2,500	1,700																																																																																																																																											
軽自動車 車検を受けるもの	1両ごとに年	4,400	2,800																																																																																																																																											
区 分	単 位	税率 (円)																																																																																																																																												
		自家用	事業用																																																																																																																																											
軽自動車	車検を受け ないもの	2 輪 1両ごとに届出時	4,900																																																																																																																																											
	その他	1両ごとに届出時	9,900																																																																																																																																											
			4,100																																																																																																																																											
			7,800																																																																																																																																											

譲 与 等 の 基 準	譲与等の時期
<p>① 自動車重量税の収入額の407/1,000を自動車重量譲与税の譲与総額とする。</p> <p>② 市町村に対する譲与の基準（ア及びイの合計額）</p> <p style="margin-left: 2em;">ア $\text{譲与総額} \times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の延長の合計}}{\text{全国の市町村道の延長の合計}}$</p> <p style="margin-left: 2em;">イ $\text{譲与総額} \times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の面積の合計}}{\text{全国の市町村道の面積の合計}}$</p> <p>注：道路の延長及び面積は補正される。</p> <p>譲与割合（平成22年度税制改正において、『自動車重量譲与税法附則第2項』により変更） ※本則は『自動車重量譲与税法第1条』 平成22年度税制改正により、自動車重量税（国税）の税率の引下げに伴い、市町村への譲与割合を3分の1から1,000分の407に引き上げた。 〈参考〉平成15年度税制改正により、市町村への譲与割合を4分の1から3分の1に引き上げた。</p>	<p>6月 2月～4月収入分</p> <p>11月 5月～9月収入分</p> <p>3月 10月～1月収入分</p>

(8) 譲与税・交付金要領(その2)

区 分	譲与等を受ける団体	使 途	本 税 の 概 要									
特別とん譲与税 〔昭和32年4月創設〕	開港所在市町村	一般財源	<p>とん税及び特別とん税は、外国貿易船の開港への入港に対して課税し、併せて徴収した額の20/36を特別とん税とする。 (特別とん税法第3条、とん税法第3条)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>とん税</th> <th>特別とん税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開港への入港ごとに納付する場合純トン数1トン当たり</td> <td>16円</td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td>開港ごとに1年分を納付する場合純トン数1トン当たり</td> <td>48円</td> <td>60円</td> </tr> </tbody> </table>		とん税	特別とん税	開港への入港ごとに納付する場合純トン数1トン当たり	16円	20円	開港ごとに1年分を納付する場合純トン数1トン当たり	48円	60円
	とん税	特別とん税										
開港への入港ごとに納付する場合純トン数1トン当たり	16円	20円										
開港ごとに1年分を納付する場合純トン数1トン当たり	48円	60円										
地方揮発油譲与税 〔昭和30年8月創設〕	都道府県市町村	一般財源	<p>地方揮発油税は、揮発油税と共に、揮発油の製造場から移出される揮発油について、揮発油の製造者に対して課税し、併せて徴収する。 (税率) 平成22年度税制改正により暫定税率は廃止するが、当分の間は、特例税率で暫定税率適用時の税率水準を維持 (租税特別措置法第88条の8)</p>									
平成21年度以降、地方道路譲与税から名称を変更		平成21年度以降、道路特定財源から一般財源化	<p>特例税率 (租税特別措置法第88条の8)</p> <p>地方揮発油税 1キロリットル当たり 5,200円 揮発油税 1キロリットル当たり 48,600円</p> <p>〈参考〉 本則税率 (地方揮発油税法第4条、揮発油税法第9条)</p> <p>地方揮発油税 1キロリットル当たり 4,400円 揮発油税 1キロリットル当たり 24,300円</p> <p>※平成20年4月の1か月のみ暫定税率失効</p> <p>※揮発油価格高騰時における地方揮発油税の税率の特例規定の適用停止 (租税特別措置法第89条) 総務省が毎月公表するガソリン小売価格が連続3か月間1リットルにつき160円を上回ると、特例税率の適用が停止され、その後130円を3か月間下回ると再び特例税率が適用される。ただし、平成23年4月27日施行の「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」第44条により、上乘せ税率停止措置を停止している。</p>									
利子割交付金 〔昭和63年4月創設〕	市町村	一般財源	<p>都道府県民税利子割は、利子等の支払又はその取扱いをする者 (金融機関等) の営業所等で当該都道府県内に所在するものを通じて利子等の支払いを受ける者に対して課税する。 (税率) 5% (一律) (地方税法第71条の6)</p>									
配当割交付金 〔平成16年1月創設〕	市町村	一般財源	<p>都道府県民税配当割は、特定配当等の支払をする者 (株式会社等) で当該都道府県内に所在するものを通じて特定配当等の支払を受ける個人に対して課税する。 (税率) 5% (一律) (地方税法第71条の28)</p> <p>〈参考〉 平成25年12月31日まで軽減税率を適用 (地方税法平成20年改正法附則3条) 3% (一律)</p>									

譲与等の基準	譲与等の時期																																
<p>特別とん税の収入額に相当する額を開港に係る港湾施設が設置されている市町村で総務大臣が指定するものに対して譲与する。</p>	<p>9月 3月～8月收入分</p> <p>3月 9月～2月收入分</p>																																
<p>① 地方揮発油税の収入額の58/100（指定市等譲与総額）を指定市及び都道府県に42/100（市町村譲与総額）を市町村に譲与する。</p> <p>② 指定市及び都道府県に対する譲与の基準（ア及びイの合計額）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;">ア</td> <td style="width: 15%;">指定市等譲与総額</td> <td style="width: 5%;">×</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">$\frac{1}{2}$</td> <td style="width: 5%;">×</td> <td style="width: 40%;"> $\frac{\text{当該指定市等内の一般国道及び都道府県道の延長の合計}}{\text{全国の一般国道及び都道府県道の延長の合計}}$ </td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ</td> <td>指定市等譲与総額</td> <td>×</td> <td style="text-align: center;">$\frac{1}{2}$</td> <td>×</td> <td> $\frac{\text{当該指定市等内の一般国道及び都道府県道の面積の合計}}{\text{全国の一般国道及び都道府県道の面積の合計}}$ </td> <td>11月 6月～10月收入分</td> </tr> </table> <p>③ 市町村に対する譲与の基準（ア及びイの合計額）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;">ア</td> <td style="width: 15%;">市町村譲与総額</td> <td style="width: 5%;">×</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">$\frac{1}{2}$</td> <td style="width: 5%;">×</td> <td style="width: 40%;"> $\frac{\text{当該市町村の市町村道の延長の合計}}{\text{全国の市町村道の延長の合計}}$ </td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ</td> <td>市町村譲与総額</td> <td>×</td> <td style="text-align: center;">$\frac{1}{2}$</td> <td>×</td> <td> $\frac{\text{当該市町村の市町村道の面積の合計}}{\text{全国の市町村道の面積の合計}}$ </td> <td>3月 11月～2月收入分</td> </tr> </table> <p>注：道路の延長及び面積は補正される。</p>		ア	指定市等譲与総額	×	$\frac{1}{2}$	×	$\frac{\text{当該指定市等内の一般国道及び都道府県道の延長の合計}}{\text{全国の一般国道及び都道府県道の延長の合計}}$			イ	指定市等譲与総額	×	$\frac{1}{2}$	×	$\frac{\text{当該指定市等内の一般国道及び都道府県道の面積の合計}}{\text{全国の一般国道及び都道府県道の面積の合計}}$	11月 6月～10月收入分		ア	市町村譲与総額	×	$\frac{1}{2}$	×	$\frac{\text{当該市町村の市町村道の延長の合計}}{\text{全国の市町村道の延長の合計}}$			イ	市町村譲与総額	×	$\frac{1}{2}$	×	$\frac{\text{当該市町村の市町村道の面積の合計}}{\text{全国の市町村道の面積の合計}}$	3月 11月～2月收入分	<p>6月 3月～5月收入分</p>
	ア	指定市等譲与総額	×	$\frac{1}{2}$	×	$\frac{\text{当該指定市等内の一般国道及び都道府県道の延長の合計}}{\text{全国の一般国道及び都道府県道の延長の合計}}$																											
	イ	指定市等譲与総額	×	$\frac{1}{2}$	×	$\frac{\text{当該指定市等内の一般国道及び都道府県道の面積の合計}}{\text{全国の一般国道及び都道府県道の面積の合計}}$	11月 6月～10月收入分																										
	ア	市町村譲与総額	×	$\frac{1}{2}$	×	$\frac{\text{当該市町村の市町村道の延長の合計}}{\text{全国の市町村道の延長の合計}}$																											
	イ	市町村譲与総額	×	$\frac{1}{2}$	×	$\frac{\text{当該市町村の市町村道の面積の合計}}{\text{全国の市町村道の面積の合計}}$	3月 11月～2月收入分																										
<p>① 次の算式により算定した額を交付総額とする。 $(A - B \pm C - D)$ の額 $\times 3/5$ A：前年度3月から2月までの間に収入した利子割の額 B：前年度1月から12月までの間に申告等がなされた道府県民税法人税制に係る利子割額の控除還付金の合計額 C：Bのうち他の都道府県が徴収した利子割額に係るものについて、3月から2月までの間に当該都道府県との間で精算するために支払いをし、又は支払いを受けた金額の過不足額 D：利子割額徴収事務取扱費〔$(A - B \pm C) \times 1\%$〕</p> <p>② 各市町村に係る個人の道府県民税の額の当該都道府県計に対する割合の当該年度前3年度内の各年度に係るものの平均値により当該都道府県内の各市町村に交付する。</p>	<p>8月 3月～7月收入分</p> <p>12月 8月～11月收入分</p> <p>3月 12月～2月收入分</p>																																
<p>① 次の算式により算定した額を交付総額とする。 $(A - B \pm C - D)$ の額 $\times 3/5$ A：前年度3月から2月までの間に収入した配当割の額 B：前年度3月から2月までの間に過誤納に係る配当割の還付金を歳出予算から支出した額 C：Bのうち他の都道府県が徴収した配当割額に係るものについて、3月から2月までの間に当該都道府県との間で精算するために支払いをし、又は支払いを受けた金額の過不足額 D：配当割額徴収事務取扱費〔$(A - B \pm C) \times 1\%$〕</p> <p>② 各市町村に係る個人の道府県民税の額の当該都道府県計に対する割合の当該年度前3年度内の各年度に係るものの平均値により当該都道府県内の各市町村に交付する。</p>	<p>8月 3月～7月收入分</p> <p>12月 8月～11月收入分</p> <p>3月 12月～2月收入分</p>																																

(8) 譲与税・交付金要領(その3)

区 分	交付を受ける団体	使 途	本 税 の 概 要													
株式等譲渡所得割交付金 〔平成16年1月〕 創 設	市町村	一般財源	<p>都道府県民税株式等譲渡所得割は、特定株式等譲渡所得金額の支払をする者（証券会社等）で当該都道府県内に所在するものを通じて一定の上場株式等の譲渡の対価等の支払を受ける個人に対して課税する。</p> <p>(税率) 5% (一律) (地方税法第71条の49)</p> <p>(参考) 平成25年12月31日まで軽減税率を適用(地方税法平成20年改正法附則3条) 3% (一律)</p>													
地方消費税交付金 〔平成9年4月〕 創 設	市町村	一般財源	<p>地方分権の推進、地域福祉の充実等のための地方財源として、消費譲与税に代えて地方消費税が創設された。</p> <p>(課税標準) 国内取引（譲渡割）及び課税貨物の保税地域からの引取り（貨物割）に課される消費税額が課税標準となる。</p> <p>(納税義務者) 消費税の納税義務者</p> <p>(税率)</p> <p>100分の25 (地方税法第72条の83) (消費税率換算1%) (平成26年3月31日まで)</p> <p>63分の17 (地方税法第72条の83) (消費税率換算1.7%) (令和元年9月30日まで)</p> <p>78分の22 (地方税法第72条の83) (消費税率換算2.2%) (令和元年10月1日から)</p>													
自動車取得税交付金 〔昭和43年7月〕 創 設	市町村	一般財源	<p>自動車取得税は、自動車の取得に対して、取得者に課税する。</p> <p>(税率) 平成22年度税制改正により自家用自動車（軽自動車を除く）の暫定税率（地方税法附則第12条の2の2③）は廃止されたが、平成26年4月1日までは、特例税率で暫定税率適用時の税率水準を維持（地方税法附則第12条の2の3）。平成26年4月1日からは、自家用自動車は本則税率に、営業用自動車・軽自動車は2%の特例税率を適用</p> <p>※平成20年4月の1か月のみ暫定税率失効</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">① 自家用自動車</td> <td>取得価格の5% (平成26年3月31日まで特例税率)</td> <td>(地方税法附則第12条の2の3)</td> </tr> <tr> <td>取得価格の3% (平成26年4月1日から本則税率)</td> <td>(地方税法第119条)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">② 営業用自動車・軽自動車</td> <td>取得価格の3% (平成26年3月31日まで本則税率)</td> <td>(地方税法第119条)</td> </tr> <tr> <td>取得価格の2% (平成26年4月1日から特例税率)</td> <td>(地方税法附則第12条の2の3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>エコカー減税(平成24年4月から令和元年9月末まで適用)により、低公害車に対しては、別途軽減措置が設けられている。</p>	区 分	税 率		① 自家用自動車	取得価格の5% (平成26年3月31日まで特例税率)	(地方税法附則第12条の2の3)	取得価格の3% (平成26年4月1日から本則税率)	(地方税法第119条)	② 営業用自動車・軽自動車	取得価格の3% (平成26年3月31日まで本則税率)	(地方税法第119条)	取得価格の2% (平成26年4月1日から特例税率)	(地方税法附則第12条の2の3)
区 分	税 率															
① 自家用自動車	取得価格の5% (平成26年3月31日まで特例税率)	(地方税法附則第12条の2の3)														
	取得価格の3% (平成26年4月1日から本則税率)	(地方税法第119条)														
② 営業用自動車・軽自動車	取得価格の3% (平成26年3月31日まで本則税率)	(地方税法第119条)														
	取得価格の2% (平成26年4月1日から特例税率)	(地方税法附則第12条の2の3)														

国有資産等所在市町村交付金要領

区 分	交付又は納付義務者	交 付 金 又 は 納 付 金 の 客 体
国有資産等所在市町村交付金	国又は地方公共団体	<p>国有資産等所在市町村交付金……国又は地方公共団体が所有する固定資産</p> <p>① 固定資産を所有する国又は地方公共団体以外の者が使用している固定資産</p> <p>② 空港法第4条第1項の各号に掲げる空港及び同法第5条第1項に規定する地方管理空港の用に供する固定資産</p> <p>③ 国有林野の管理経営に関する法律第2条第1項の国有林野に係る土地</p> <p>④ 発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産</p> <p>⑤ 水道法第3条第8項の水道施設若しくは工業用水道事業法第2条第6項の工業用水道施設のうちダム以外のものの用に供する土地又は水道若しくは工業用水道の用に供するダムの用に供する固定資産</p> <p>⑥ 石油の備蓄の確保等に関する法律第29条に規定する国家備蓄施設の用に供する固定資産</p> <p>(国有資産等所在市町村交付金法第2条)</p>

譲与等の基準	譲与等の時期
<p>① 次の算式により算定した額を交付総額とする。 $(A - B \pm C - D)$ の額 $\times 3 / 5$ A：前年度3月から2月までの間に収入した株式等譲渡所得割の額 B：前年度3月から2月までの間に過誤納に係る株式等譲渡所得割の還付金を歳出予算から支出した額 C：Bのうち他の都道府県が徴収した株式等譲渡所得割額に係るものについて、3月から2月までの間に当該都道府県との間で精算するために支払いをし、又は支払いを受けた金額の過不足額 D：配当割額徴収事務取扱費〔$(A - B \pm C) \times 1\%$〕</p> <p>② 各市町村に係る個人の道府県民税の額の当該都道府県計に対する割合の当該年度前3年度内の各年度に係るものの平均値により当該都道府県内の各市町村に交付する。</p>	<p>3月 3月～2月収入分</p>
<p>各都道府県に納付された地方消費税は、各都道府県ごとの「消費に相当する額」に応じて清算される。(従前分) 国への徴収取扱費を減額し、清算を行った後の1/2に相当する額を各市町村に対し、その1/2を人口で、他の1/2を従業者数で案分して交付する。 (引上げ分：社会保障財源化分) 清算を行った後の1/2に相当する額を各市町村に対し人口で案分して交付する。 ※引上げ分の地方消費税収(交付金を含む。)は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされている。</p>	<p>6月 2月～4月収入分 9月 5月～7月収入分 12月 8月～10月収入分 3月 11月～1月収入分</p>
<p>① 自動車取得税の収入額の66.5/100(市町村交付総額)を当該道府県内の各市町村に交付する。(交付金：地方税法第143条) (ア及びイの合計額)</p> <p>ア 市町村交付総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の延長の合計}}{\text{当該道府県内の市町村道の延長の合計}}$ イ 市町村交付総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の面積の合計}}{\text{当該道府県内の市町村道の面積の合計}}$</p> <p>② 指定市を包括する道府県は①の他、自動車取得税の収入額の28.5/100(指定市等交付総額)のうち、次のア及びイの合計額を指定市に交付する。</p> <p>ア 指定市等交付総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該指定市内の一般国道及び道府県道の延長の合計}}{\text{当該道府県内の一般国道及び道府県道の延長の合計}}$ イ 指定市等交付総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該指定市内の一般国道及び道府県道の面積の合計}}{\text{当該道府県内の一般国道及び道府県道の面積の合計}}$</p> <p>注：道路の延長及び面積は補正される。 ※令和元年10月1日から自動車取得税が廃止され、環境性能割が導入される。</p>	<p>8月 (3月收入-3月收入見込) + (4月～7月收入分) 12月 8月～11月收入分 3月 12月～2月+3月收入見込</p>

算定標準等	算定率	算定時期	交付又は納付の時期
<p>国有財産台帳等に記載されている固定資産の価格 ○算定基準額の特例 (1) 住宅及び住宅の用に供する土地……………2/5 (地方税法第349条の3の2第1項に規定する一般住宅用地に相当する土地…1/3) (地方税法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地に相当する土地…1/6) (2) 空港の用に供するもの…1/2 (3) ダムの用に供する固定資産のうち家屋及び償却資産 (初年度～5年度まで…1/2) (6年度～10年度まで…3/4)</p>	<p>1.4/100</p>	<p>前年の3月31日</p>	<p>6月30日</p>

(8) 譲与税・交付金要領(その4)

区 分	交 付 を 受 け る 団 体	使 途	本 税 の 概 要
地方特例交付金 〔平成11年4月創設〕	都道府県 市町村 (特別区を含む。)	一般財源	<p>個人住民税における住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の実施に伴う地方公共団体の減収分を補てんするために交付されるもの</p> <p>【対象】a.平成20年度税制改正による平成11年から平成18年までの入居者を対象 b.平成21年度税制改正による平成21年から平成25年までの入居者を対象 c.平成27年度税制改正による令和元年6月30日までの入居者を対象 d.平成28年度税制改正による令和3年12月31日までの入居者を対象</p> <p>1 「減収補てん特例交付金」《平成20年度創設》 ①個人住民税における住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の実施に伴う地方公共団体の減収分を補てんするために交付されるもの ②平成21年度から平成23年度までの間の取得に限り、自動車取得税の税率軽減措置を講ずることに伴う自動車取得税交付金の減収を補てんするために交付されるもの (※②については、平成24年度より廃止)</p> <p>2 「児童手当及び子ども手当特例交付金」 ※平成24年度より廃止 ①児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するために交付されるもの (従来の「児童手当特例交付金」に相当) ②子ども手当の創設に伴う従来の児童手当分の所得制限超における地方負担の増加に対応するために交付されるもの ③子ども手当の創設に伴う地方公務員に係る額の引上げ等における地方負担の増加に対応するために交付されるもの</p>
交通安全対策特別交付金 〔昭和43年7月創設〕	都道府県 市町村	道路交通安全施設の費用に充てる。	<p>交通反則金は、道路交通法第128条第1項の規定により納付</p> <p>(交付金：道路交通法附則第16条)</p>

県税徴収交付金要領

区 分	交 付 を 受 け る 団 体	使 途	交 付 の 基 準	交 付 の 時 期
県税徴収交付金	市町村	一般財源	<p>県税徴収取扱費の算定</p> <p>① 納税義務者数×3,000円（地方税法施行令第8条の3） ② 還付又は充当した過誤納金額のうち県民税相当分 ③ 加算した還付加算金額のうち県民税相当分 ④ 市町が交付した納期前納付の報奨金の金額のうち県民税相当分 ⑤ 還付又は充当した所得割額から控除できなかった配当割額又は株式譲渡所得割額の金額のうち県民税相当分 ⑥ 納税通知書及び特別徴収税額通知書等の数×60円 ⑦ 県に払い込まれた金額×7%</p> <p>※⑥、⑦は平成18年度以前に賦課決定をした県民税に係るものに限る。</p>	<p>7月 10月 1月 4月</p>

譲 与 等 の 基 準	譲 与 等 の 時 期
<p>地方特例交付金総額の5分の3を市町村交付金総額とし、各市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額で案分して交付する。</p> $\text{市 町 村 交 付 総 額} \times \frac{\text{当該市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額}}{\text{市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額総額}} = \text{当該市町村交付額}$	<p>4月</p> <p>9月</p>
<p>① 道路交通法第128条第1項の規定により納付される反則金に係る収入額等を都道府県及び市町村（指定都市と指定都市以外の市町村では交付基準が異なる）に交付する。</p> <p>② 市町村内における交通事故（人身事故に限る）の発生件数の過去2か年の平均値及び最近の国勢調査による人口集中地区人口並びに改良済道路の延長に応じて案分し、交付される。その算定割合は、2：1：1とされている。</p> <p>③ 一般国道又は都道府県道の管理を行う市には、②で算定した額に、当該市が管理する一般国道及び都道府県道に係る改良済道路の延長に応じて案分された交付金額が加算される。</p>	<p>9月</p> <p>3月～8月収入分</p> <p>3月</p> <p>9月～2月収入分</p>

(9) 前納報奨金交付状況の推移(平成13年度制度廃止)

(単位:人、円、%)

年度	税目	調定額		前納利用者		交付額		前納率		1人当たり	
		人員	税額	人員	税額	人員	報奨金額	人員	税額	前納額	報奨金額
平成8年度	固定・都計税(土地・家屋)	100,977	29,639,521,300	50,734	6,576,738,400	46,196	139,933,010	50.2	22.2	129,632	3,029
	固定資産税(償却資産)	3,954	4,600,437,300	2,205	524,655,500	2,146	7,603,675	55.8	11.4	237,939	3,543
	市・県民税(普通徴収)	61,916	6,244,156,300	26,765	2,363,189,500	18,515	33,837,874	43.2	37.8	88,294	1,828
	合計	166,847	40,484,114,900	79,704	9,464,583,400	66,857	181,374,559	47.8	23.4	118,747	2,713
平成9年度	固定・都計税(土地・家屋)	104,237	29,375,926,300	55,930	6,926,355,600	49,611	74,844,072	53.7	23.6	123,840	1,509
	固定資産税(償却資産)	4,241	4,663,663,200	2,494	637,805,600	2,310	4,027,332	58.8	13.7	255,736	1,743
	市・県民税(普通徴収)	69,676	7,515,967,400	28,606	2,616,985,400	17,552	19,702,151	41.1	34.8	91,484	1,123
	合計	178,154	41,555,556,900	87,030	10,181,146,600	69,473	98,573,555	48.9	24.5	116,984	1,419
平成10年度	固定・都計税(土地・家屋)	106,507	30,085,214,111	56,405	7,172,822,111	50,110	88,264,782	53.0	23.8	127,166	1,761
	固定資産税(償却資産)	4,467	4,803,382,800	2,452	568,001,500	2,292	4,504,644	54.9	11.8	231,648	1,965
	市・県民税(普通徴収)	60,089	6,787,501,360	26,811	2,392,360,160	16,277	15,527,172	44.6	35.2	89,231	954
	合計	171,063	41,676,098,271	85,668	10,133,183,771	68,679	108,296,598	50.1	24.3	118,284	1,577
平成11年度	固定・都計税(土地・家屋)	108,401	30,716,574,968	57,870	7,367,000,268	51,798	92,250,526	53.4	24.0	127,303	1,781
	固定資産税(償却資産)	4,590	4,744,531,720	2,560	595,240,920	2,357	4,635,672	55.8	12.5	232,516	1,967
	市・県民税(普通徴収)	71,928	5,950,098,241	31,004	2,290,148,941	17,919	18,484,296	43.1	38.5	73,866	1,032
	合計	184,919	41,411,204,929	91,434	10,252,390,129	72,074	115,370,494	49.4	24.8	112,129	1,601
平成12年度	固定・都計税(土地・家屋)	110,586	29,891,960,370	60,379	7,617,360,270	54,334	79,834,752	54.6	25.5	126,159	1,469
	固定資産税(償却資産)	4,567	4,511,753,960	2,573	657,932,060	2,470	4,105,562	56.3	14.6	255,706	1,662
	市・県民税(普通徴収)	68,740	5,732,080,860	30,176	2,356,790,160	17,345	18,124,961	43.9	41.1	78,101	1,045
	合計	183,893	40,135,795,190	93,128	10,632,082,490	74,149	102,065,275	50.6	26.5	114,166	1,376

条例改正	平成5年度	平成6年度以降	平成9年度以降
交付率	0.6/100	0.5/100	0.3/100
期別税額限度額	20万円	20万円	10万円

※ ただし、報奨金額が200円未満のときは不交付